

握につとめ、職員の配置、予算執行に対する事務運用方針に関する必要な通達、質疑に対する回答を行なう。

2 更正保護に関する一般企画及び法令案の作成 については、総務課所管のものとして、4月4日省令第18号をもつて保護司実費弁償金支給規則（昭和29年省令第47号）の一部改正を行い、昭和34年度より補導費の最高を1ヶ月200円に上げた。

3 保護司、更正保護会職員及び更正保護事業に従事する者の表彰 については、保護司法第5条及び更生緊急保護法第15条に規定するところによつて下記のとおり功労者の表彰が行なわれた。

(1) 藍綬褒章 5月3日憲法記念日に際し、17名が藍綬褒章を授与された。

(2) 法務大臣表彰 10月21日、日比谷公会堂において開催された更生保護制度施行10周年記念全国更生保護大会において59名の功労者が法務大臣の表彰をうけた。なお、10月19日死亡保護司1名が生前の功労により表彰をうけた。

(3) 法務大臣感謝状 10月21日上記大会において、長年に亘り、更生保護事業の組織活動を充実発展させるため功労のあつた者314名に対し法務大臣より感謝状を授与した。

(4) 民間協力者に対する法務大臣感謝状 第9回「社会を明るくする運動」月間を機に、更生保護事業に協力し、貢献のあつた民間篤志家46名と4団体に大臣の感謝状を贈つた。

(5) BBS会員に対する法務大臣感謝状の授与 8月1日虎の門共済会館において開催の第12回全国BBS大会において功績のあつたBBS会員5名と3団体に大臣感謝状が授与された。

4 以上のほか、総務課においては、各課事務の総合調整、保護局職員の人事、厚生、経理事務、文書の受発、浄書並びに整理、請願、陳情の処理、国有鉄道被救護者旅客運賃割引証に関する事務、会同、会議の招集、開催の事務等を処理した。

(口) 調査連絡課

法務省組織令第30条

1 更正保護に関する科学的調査研究及び資料の整備

(1) 昭和34年11月16日下記調査を実施した。

- (イ) 補導援護をうけた対象者の実態（甲府保護観察所）、(ロ) 保護観察を終了した者の予後の実態（大阪保護観察所）、(ハ) 再犯と更生の原因（大津保護観察所）、(ニ) 暴力団関係を背景にもつ保護観察対象者をめぐる諸問題（山口保護観察所）、(ホ) 青少年保護観察対象者の動態（松江保護観察所）、(ヘ) 保護観察終了者の予後（松江保護観察所）、(ト) 保護観察対象少年の再犯原因（福岡保護観察所）、(チ) 対象少年に及ぼす環境の影響（長崎保護観察所）、(リ) 粗暴犯少年保護事件の実態（大分保護観察所）、(ル) 心情質指標検査実施後の保護観察状況（福島保護観察所）。

(2) 更生保護に関する研究（委託） 更生保護に関する研究（委託）を次のとおり行

なつた。

(イ) 「フランスにおける最近の社会防衛論について」法政大学教授・吉川経夫、(ロ) 「犯罪者の性格特性及びその成行に関する研究」東邦医大教授・新井尚賢。

(3) 保護月報の作成配布 職員の資質の向上と、執務の便に供することを目的とし、保護観察関係の訓令、通牒及び調査研究論文等を中心に編集した。また、本年は、保護月報第1号発刊以来第40号を迎えたので、第1号より第40号までの「保護月報索引」を作成し、執務の便に供した。本年発行状況は下記の通りである。各号発行の都度、当局管下の各庁及び関係庁に配布した。

1月（第40号）、3月（第41号）、4月（号外）（保護月報索引）、5月（第42号）、7月（第43号）、9月（第44号）、11月（第45号）

(4) 「更生保護」誌の編集 保護司の教養訓練を目的として、昭和25年11月より発行されている「更生保護」誌は、当局において責任編集しているのであるが、本年度においても、従来の編集方式を踏襲し、保護観察のケースワークを中核とする保護司活動に関する論説、講座、実務の手引、座談会等を掲載したが、従前に引続いて実施したケース研究においては、その内容をより一層充実するため、新しい方法即ち「時点追求方式」がとられた。また、本年は、更生保護制度が施行されてから10周年にあたるので、特に更生保護制度に関する解説、研究、意見等が随時編集に盛りこまれた。

本誌の編集状況は下記の通りであるが、このうち、2月号については、本誌発刊以来通巻100号にあたるので、これを「百号記念特集」号とし、10月号については、「更生保護制度施行10周年記念号」として夫々編集した。また、7月号については、例年通り、第9回社会を明るくする運動特集号とし、関係機関向けのP.R用とし、12月号には、更生保護制度施行10周年記念全国大会速報を附録として編集した。

自 1月号（第10巻第1号）～至 12月号（第10巻第12号）

2 保護区及び保護区ごとの保護司の定数 保護司法（昭和25年法律第204号）による保護区及び保護区ごとの保護司の定数については、昭和25年10月20日付中委695号訓令をもつて定められたが、昭和32年8月31日付法務省訓令第2号をもつて全面的に改正され、その後においても更に若干の改正をみ、昭和34年11月2日付法務省訓令第4号により再び大幅に改正された。この改正の理由は、主として市町村の廃置分合及び保護区における保護観察事件数の変動等によるもので、改正内容は保護区の分割、併合、保護区の名称、区域、区域の表示及び保護司の定数の変更であつた。この改正は43庁にわたつて行なわれたが、保護区数の増減をみたのは6庁であり、各庁別にみた保護司の定数には変更（昭和32年改正のもの）はなかつた。保護区数及び保護区ごとの保護司の定数を、保護観察所別に過去5年間の状況についてみると次の通りである。

保護区数及び保護区ごとの保護司の定数

	保護区数の増減					保護司の定数の増減																															
	30年末	31年末	32年末	33年末	34年末	30年末	31年末	32年末	33年末	34年末																											
	東横浦千水宇前静甲長新	26	25	14	15	17	5,720	4,450	1,400	950	1,170	950	970	990	1,450	600	1,100	1,130	183	211	221	226	228	16,430	15,540												
京浜和葉戸宮橋岡府野瀧	14	15	17	13	17	2,900	1,350	2,020	690	600	790	49	21	39	13	17	9	148	160	170	170	169	8,350	8,380													
都	9	13	17	17	9	2,150	800	780	520	620	660	36	16	19	12	9	11	103	133	125	125	125	5,530	5,580													
計	13	17	17	17	9	1,230	910	1,220	450	590	4,400	21	21	23	8	15	88	24	9	12	13	14	13	11	14	9	9	96	96	96	96	96	6,840	7,360			
大阪府	9	17	17	17	9	1,960	2,100	590	670	800	1,000	740	1,110	960	680	1,960	2,100	9	12	13	14	13	11	14	9	9	96	96	96	96	96	6,840	7,360				
京都府	13	13	13	13	14	1,110	1,200	960	680	1,110	960	13	13	13	14	13	14	13	13	13	13	14	13	11	14	9	9	96	96	96	96	96	6,840	7,360			
和歌山県	9	13	13	13	14	1,110	1,200	960	680	1,110	960	13	13	13	14	13	14	13	13	13	13	14	13	11	14	9	9	96	96	96	96	96	6,840	7,360			
計	9	13	13	13	14	1,110	1,200	960	680	1,110	960	13	13	13	14	13	14	13	13	13	13	14	13	11	14	9	9	96	96	96	96	96	6,840	7,360			
兵庫県	11	11	11	11	11	880	900	1,010	750	690	810	16	16	11	14	9	9	75	78	83	88	90	4,740	4,820	15	8	15	8	15	8	15	8	15	8	15	8	
計	11	11	11	11	11	880	900	1,010	750	690	810	16	16	11	14	9	9	75	78	83	88	90	4,740	4,820	15	8	15	8	15	8	15	8	15	8	15	8	
徳島県	15	15	15	15	15	1,212	1,300	688	690	1,212	1,300	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
計	15	15	15	15	15	1,212	1,300	688	690	1,212	1,300	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

旭	11	//	//	//	//	750	//	//	//	//
川	13	//	//	//	16	850	//	//	//	//
計	47	47	51	51	57	3,500	//	3,590	//	//
高	8	//	12	//	//	620	//	570	//	//
徳	10	//	//	11	//	550	//	740	//	//
高	15	//	//	//	//	700	//	900	//	//
松	14	//	//	//	//	840	//	2,830	//	//
計	47	47	51	52	52	2,710	//	//	//	//
合	787	847	894	905	914	52,500	//	//	//	//

3 全国更正保護大会の開催

昭和34年は、従来の全国更生保護大会を特に、更生保護制度施行10周年記念全国更生保護大会とし、10月21日東京日比谷公会堂において天皇・皇后両陛下臨御のもとに、全国の保護司代表2,200名、更生保護会代表200名が参集し、法務大臣から諮問された「更生保護制度施行10年の実績にかんがみ、本制度を一層効果あらしめるために考慮すべき事項」について代表者に意見を發表させ、これを検討のうえ概要次の通り答申事項を採択してこれを法務大臣に答申した。

答申事項

- (1) 法務省における施策の重点を保護行政におくこと。
- (2) 更生保護関係官庁の機構及び機能を、すみやかに、強化拡充すること。
 - (イ) 保護観察官を大幅に増員し、同時にその研修を充実すること。
 - (ロ) 保護観察所支部を地方裁判所支部の所在地に設置すること。
 - (ハ) 保護観察所に人格考査を行う設備を設けること。
 - (ニ) 保護観察所の機動力を増強すること。
 - (ホ) 地方更生保護委員会及び保護観察所の庁舎及び設備を拡張整備すること。
- (3) 保護司制度の確立強化を図ること。
 - (イ) 新しい保護司制度を確立すること。
 - (ロ) 保護司の資質を向上させるため、研修の充実強化を図ること。
 - (ハ) 保護司の表彰をさかんにすること。
- (4) 更生保護の効果を高めること。
 - (イ) 更生保護関係法律を単一の法典として整理統合するとともにその内容を改正すること。
 - (ロ) 保護観察実施上の隘路となつている問題点について検討して、その打開策を講ずること。
 - (ハ) 更生保護職親制度を確立すること。
- (5) 犯罪予防活動を強化すること。
- (6) 更生保護会の機能を強化すること。
 - (イ) 更生保護会の制度を改正整備すること。
 - (ロ) 更生保護会関係に対する国の予算を増額すること。
 - (ハ) 更生保護会の事務の簡素化を図ること。
 - (ニ) 更生保護会従事者の待遇を改善し、教養を高めること。

4 地方別保護司研修の実施

昭和30年度以来実施されてきた地方別保護司研修会(保護司に対し、実務を行なううえに必要な関係法規を理解させるとともに保護観察の技術方法等を修得させることを目的とする。)は、本年も、日本更生保護協会及び全国保護司連盟と共催のもとに、全国を9プロ

ックにわけて、970名の保護司に対して行なわれた。開催状況及び研修課目等は下表の通りである。

地方別	保護観察所別研修人員数(名)	開催地	開催月日
南関東	東京 27 横浜 14 静岡 13 千葉 10 浦和 9 計 73	浦和	5月20, 21日
北関東	前橋 9 水戸 9 宇都宮 8 甲府 5 長野 11 新潟 11 計 53	長野	5月27, 28日
中国	広島 11 山口 8 岡山 10 鳥取 4 松江 5 計 38	松江	6月12, 13日
九州	福岡 16 佐賀 6 長崎 9 大分 7 熊本 8 鹿児島 8 宮崎 6 計 60	大分	6月16, 17日
中部	名古屋 20 津 7 岐阜 8 福井 5 金沢 6 富山 6 計 52	岐阜	8月4, 5日
近畿	大阪 23 京都 9 神戸 15 奈良 6 和歌山 4 和歌山 6 計 63	和歌山	8月7, 8日
東北	仙台 8 福島 8 山形 6 盛岡 6 岡田 7 青森 5 計 40	盛岡	8月24, 25日
北海道	札幌 11 函館 6 旭川 7 釧路 8 計 32	札幌	8月28, 29日
四国	高松 6 徳島 6 高知 6 松山 8 計 26	高松	10月27, 28日
合計	437名		

(注) 上記研修人員の外任意参加者 533名あり、総計 970名である。

研修課目	担当講師
保護司の使命*(講義)	地方委員会講師
更生保護制度の刑事政策的意義(講義)	保護局講師
保護観察の主要点について(講義)	〃
仮釈放制度の主要点について(ゼミナール)	地方委員会講師
保護観察の実務について(ゼミナール)	保護観察所講師
ケース研究(パネル式)	保護局講師
質疑応答	講師全員

5 社会を明るくする運動

犯罪者予防更生法により、保護観察所の所掌事務として定められた、犯罪予防活動を助長する仕事は年間を通じ、主として保護司が行っているが、特に7月1カ月間は、保護観察所、保護司が中心となり、関係機関団体及び民間有識者の協力参加によつて設けられた「社会を明るくする運動」実施委員会の主催で、「第10回社会を明るくする運動」を展開し、犯罪予防活動を積極的に推進した。本年度の本運動の概要は次表のとおりである。

1 実施委員会の設置

種別	設置数
中央実施委員会	1
都道府県実施委員会	48
市町村単位の実施委員会	557
保護区単位の実施委員会	665
その他の単位の実施委員会	85
計	1,356

2 行事实施状況

実施行事	実施状況
社会を明るくする運動民間協力者の表彰	被表彰者 1,644名
矯正、更生保護事業協功労者の表彰	被表彰者 1,471名
協議会、講演会、座談会等	開催 4,213回 参加人員約 423,000名
更生保護大会、ケース研究会、BBS大会等	開催 2,547回 参加人員約 699,000名
更生保護相談及び街頭補導相談	開設 693ヶ所 2,730件
矯正施設及び更生保護会への訪問	訪問 591回 訪問人員 20,675名
作文、標語等の募集	131回

3 愛の図書、愛の衣料寄贈運動

愛の図書	受贈図書(そのまま配分できるもの) 受贈図書のうち配分に適しないものを換金した額 265,670円 図書購入費として受贈した金額 1,810,634円 計 (1) 45,971冊	35,311冊 =10,660冊(購入)
愛の衣料	受贈衣料 一般衣料 7,570点 古綿 1,293kg 受贈衣料のうち配分に適しないものを換金した額 8,109円 衣料購入費として受贈した金額 339,489円 計 (2)古綿 1,293kg 衣料9,165点	1,595点(購入)

(注) (1) 367施設に配分 (2) 82施設に配分

5 宣伝資料の作成、利用状況

資料種別	作製、利用数量	資料種別	作製、利用数量
ポスター	約 200,000枚	しおり	約 650,000枚
リーフレット	約 1,860,000枚	機関紙特集号	約 8,700冊

「更正保護」7月号	21,524部	タオル, マッチ, 小旗	約 260,000点
懸垂幕, 横断幕	1,177張	幻灯フィルム(利用)	145本
立看板, 標柱等	3,777本	映画フィルム(利用)	111回
バ ッ ク	約 360,000個	そ の 他	208

6 更正保護会

(1) 更正緊急保護法(昭和25年5月法律第203号)施行以来現在までに更生保護事業審議会の審査を経て設立を認可されたもの及び法務大臣の承認を得て廃止したものは、次のとおりである。

(昭和34年1月より同年12月まで)

区 分	認可されたもの	廃止されたもの
直接更生保護事業を営む更生保護会	7	1
連絡助成事業を営む更生保護会	3	1
計	10	2

上記の更正保護会は次のとおりである。

イ 認可されたもの(10団体)

管内別	直接の別	名 称	管内別	直接の別	名 称
東京	直接	財団法人 愛 慈 会	神戸	連絡	財団法人 兵庫県更生保護協会
甲府	〃	〃 日 新 寮	富山	直接	〃 あけぼの荘
長野	〃	〃 松本紫明寮	釧路	〃	〃 釧路学園
新潟	連絡	〃 新潟県保護観察協会	〃	〃	〃 北見更生保護会
近畿	〃	社団法人 近畿更生保護事業協会	徳島	〃	〃 清風園

ロ 廃止されたもの(2団体)

管内別	名 称	管内別	名 称
神戸	直接 兵庫補導会	神戸	連絡 神戸保護観察協会

(昭和25年5月より昭和34年12月まで)

区 分	認可されたもの	廃止されたもの	現在数
直接保護事業を営む更生保護会	206	33	173
連絡助成事業を営む更生保護会	60	1	59
計	266	34	232

なお、昭和34年末における直接更生保護事業を営む更生保護会の地方別分布状況は次のとおりである。

区分	地方別	関東	近畿	中部	中国	九州	東北	北海道	四国	計
団体数		63	23	18	14	22	12	14	7	173
収容定員		1,415	711	617	293	553	240	299	167	4,295

(2) 昭和34年度における更生保護会関係の予算は次のとおりである。

科 目	員 数	単 価	金 額	算 出 根 拠
委 託 費		人 円	71,454,000	
食事付宿泊費	314,856	81.50	25,661,000	26,238人×12日
宿 泊 費	281,646	22.81	6,424,000	15,647人×18日
補 導 費	596,502	10.00	5,965,000	食事附宿泊+宿泊
委託事務費	596,502	56.00	33,404,000	同 上
補 助 金			11,940,000	
事 務 費	456,000	14.00	6,384,000	任意保護のみ
施 設 費			5,556,000	前年度と同額
計			83,394,000	

(註) 救護、援護の対象者を個人に委託する場合の委託費も上記の予算で賄われるので、個人委託が増加すると更生保護会委託に影響を及ぼすこととなる。

(3) 直接更生保護事業を営む更生保護会の昭和33年度収支決算の全国集計は次のとおりである。

収 入			支 出		
科 目	金 額	%	科 目	金 額	%
事 務 費	64,577,657	24.5	事 務 費	84,593,701	32.0
国 費	35,740,549	(13.5)	人 件 費	58,520,702	(22.2)
共 募	9,499,580	(3.6)	事 務 費	26,072,999	(9.9)
そ の 他	19,337,528	(7.4)	収 容 費	97,058,164	36.8
収 容 費	93,357,976	35.4	補 導 費	12,157,232	(4.6)
国 費	35,777,430	(13.6)	宿 泊 費	6,805,437	(2.6)
償 還 金	52,844,429	(20.0)	賄 費	70,692,771	(26.8)
そ の 他	4,736,117	(1.8)	衣 料 費	1,792,747	(0.7)
施 設 費	16,128,003	6.1	被 害 弁 償 金	505,920	(0.2)

国費	4,975,500	(1.9)	貸与金	4,270,060	(1.6)
共募	9,022,700	(3.4)	その他	833,997	(0.3)
その他	2,129,803	(0.8)	施設費	32,628,989	12.4
特別収入	29,629,936	11.2	新営費	15,250,576	(5.8)
公共団体	1,470,000	(0.6)	補修費	16,070,955	(6.1)
助成金	8,337,032	(3.2)	その他	1,307,458	(0.5)
特志寄附	16,784,791	(6.4)	弁済金	23,873,491	9.0
会計	3,038,113	(1.2)	繰入金	5,232,323	2.0
借入金	28,015,624	10.6	特別会計	3,763,260	(1.4)
繰入金	18,494,054	7.0	その他	1,469,063	(0.6)
特別会計	17,174,054	(6.5)	繰越金	19,795,774	7.5
その他	1,320,000	(0.5)	その他	793,845	0.3
繰越金	13,733,037	5.2			
その他	40,000	0.01			
計	263,976,287	100	計	263,976,287	100

(註) 国費とは、保護観察所及び法務省から交付された委託費及び補助金である。
 上記の如く事務費は支出32.0%に対し、収入24.5% (そのうち国費分13.5%)、収容費は支出36.8%に対し、収入35.4% (そのうち国費13.6%)、施設費は支出12.4%に対し、収入6.1% (そのうち国費1.9%) で結局、事務費収入の不足を、特別収入、借入金等不安定収入財源に依存している。なお、職員一人当りの平均給与は99,187円(月 8,265円)である。

(4) 伊勢湾台風等により被災した更生保護会に対する施設費補助金の交付状況は次のとおりである。

補助金総額 2,334,600円
 内 訳

更生保護会名	復旧経費	補助金	更生保護会名	復旧経費	補助金
財. 静岡県勸善会	131,000	57,000	財. 徳永会大徳塾	2,353,900	1,060,100
// 日新寮	160,300	64,000	// 立正園	396,500	136,000
// 長野司法厚生協会	184,000	72,000	// 東三更生保護会	400,000	161,000
// 松本少年更生保護会	154,500	42,500	// あかつき寮	167,900	64,000
// 愛知自啓会	97,600	34,000	// 三重県保護会	201,900	81,000
// 中協園	145,200	58,000	// 岐阜県共助会	62,400	25,000
// 岡崎自啓会	764,500	306,000	// 青雲寮	91,700	37,000
// 新生会	260,300	61,000	// 福井福田会	190,000	76,000

7 更生保護に関する関係各省庁及び各種団体又は機関との連絡等 更生保護に関する関係のある、各省庁(総理府、文部省、厚生省、労働省、郵政省、警察庁、最高裁判所、最

高検察庁)、省内各局(民事、刑事、矯正、人権擁護、入国管理)、各種団体(日本更生保護協会、全国保護司連盟、全国更生保護会連盟、日本BBS連盟、全国社会福祉協議会、中央共同募金会、社会福祉事業振興会、宗教補導連盟等)並びに各種機関(中央青少年問題協議会、売春対策審議会等)と常に密接な連絡を保ち、更生保護事業の運営が総合的な立場から円滑に行われることを期した。特に、次のような性格をもつBBS団体及び更生保護婦人会については連絡のほか指導育成を行った。

- (1) BBS団体 BBS団運動は、非行少年と「ともだち」になり、会員の人格的感化によつてその反社会性、要保護性を除去しようとする青年運動であり、BBS団体は、概ね20才から30才までの、更生保護に熱意を有する男女青年によつて組織されている。BBS会員が保護観察対象者に対して「ともだち」活動を行う場合は、保護司の協力者として活動するものである。
- (2) 更生保護婦人会 更生保護婦人会は、更生保護に熱意をもつ婦人によつて組織されたもので、その活動内容は更生保護事業に対する協力、犯罪予防活動、在監・在院者の家族に対する援護、施設慰問、「社会を明るくする運動」に対する協力等を主たるものとしている。

(ハ) 観 察 課

法務省組織令第31条

昭和34年においては、前年に引き続き、仮釈放事案の処理の適正効率化と保護観察の充実徹底を図ることを主要目標としたが、そのため実施した業務のうち主なものをあげると次のとおりである。

- 1 地方更生保護委員会及び保護観察所における事件関係記録等のファイリングシステム化と簿類様式の改正 地方更生保護委員会及び保護観察所における事件関係事務の簡素化と能率化を図るため、事件記録のファイル化、カード類の制定、並びに諸帳簿類を簡易化した取扱方法を定め、保護観察所については昭和34年1月1日から実施した。地方更生保護委員会については、昭和35年1月1日から実施することとし、11月30日通達した。(昭和34年保護局長通達第726号)
- 2 事件関係様式の改正 仮釈放の準備及び審理決定並びに保護観察の手續に関する様式の改正につき昨年来調査検討を行つて来たが、その結果に基づき、身上調査書、身上関係変動通知書、環境調査調整報告書、環境追報告書、審理票、保護票、保護観察経過票及び保護観察成績報告書等の一連の様式を改正し、昭和34年4月1日から実施した。(昭和34年保護第347号保護局長・矯正局長連名通達)また、これに伴い昭和34年5月23日付をもつて保護観察成績の評定基準を改めた。
- 3 仮出獄期間満了等の通報 検察庁における犯罪票事務の適正迅速な遂行に協力し、あわせて市(東京都は特別区)町村における犯罪人名簿整備の事務に寄与するため、仮出獄になつた者について仮出獄期間が満了した場合及び不定期刑執行終了の決定があつた場合における検察官並びに市区町村長に対する通報手続を定め、昭和35年1月

1日から実施することとし、12月25日通達した(同第835号保護局長通達)。

4. 保護観察に関する実態調査 保護観察の成績及び対象者の実態を検討するとともに、様式改正後の保護観察成績報告書の活用状況を調査して、保護観察強化の具体的方策を樹立するため、全国保護観察所から本年7月分の保護観察成績報告書を送付させ、これに基づいて、保護観察の担当者から保護観察所長に対する報告書の提出状況、担当者と対象者との連絡状況、対象者の就業状況、担当者の対象者に行なつた補導援護の実情及び保護観察成績報告書の記述の状況等について調査を行なつた。

5. 審査請求事件 昭和34年中に中央更生保護審査会が取り扱つた地方更生保護委員会の決定に関する審査請求事件は4件で、いずれも棄却の決定があつた。

(二) 恩 赦 課

法務省組織令第32条

1. 一般恩赦 昭和34年4月10日皇太子明仁親王の結婚の儀が行なわれるに当り、内閣は、政治活動又は経済統制に関する法令に違反する罪により罰金に処せられたため、法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止されている者に対しては、一律に、一定の要件の下に復権し一般的資格回復又は選挙権、被選挙権の回復)を行なう必要があるとして、同日政令第113号復権令を公布即日施行された。

その概要は、次のとおりである。

(1) 対 象

昭和34年4月10日(以下基準日という。)の前日までにその執行を終り、又は執行の免除を得た者(基準日当日復権)その他上記政令の定める一定の者(基準日後復権)

(2) 範 囲

(イ) 一般的資格回復が行なわれる場合 公職選挙法外4法に違反する罪(政治活動に関するもの)及び食糧管理法外3法に違反する罪(経済統制に関するもの)について1回罰金に処せられた者

(ロ) 選挙権、被選挙権の回復が行なわれる場合 公職選挙法違反の罪について1回罰金に処せられた者でしかも、他の罪につき罰金以上の刑に処せられている者(他の罪で禁錮以上の刑に処せられ執行中の者を除く)。

上記復権令該当人員は、第1号表のとおりである。

2. 個別恩赦

(1) 特別恩赦 内閣は、更に慶祝の意を表し、一定の者に対しては、個別的に、その犯情、行状犯罪後の状況等を審査した上で個別恩赦を行なうこととし、昭和34年4月9日の閣議において特別恩赦の基準を決定し、同基準により特別恩赦が行なわれた。その内容(要旨)は次のとおりである。

(イ) 対 象 基準日の前日までに有罪の裁判が確定している者(出願は基準日から起算して3月以内、上申は同じく6月以内)その他基準の定める一定の者(出願は、同じく6月以内、上申は同じく9月以内、したがって、この特別恩赦は昭和35年に

またがり行なわれることになつた)

(ロ) 範 囲

A 特 赦

1. 少年のとき犯した罪により刑に処せられた者(出願)
2. 70歳以上の者で刑に処せられた者
3. 執行終了後又は仮釈放後5年以上経過した者(出願)
4. 刑の執行猶予の期間の2分の1以上経過した者(出願)
5. 事情やむを得ず公職選挙又は経済統制に関する法令に違反した者(出願)
6. これらに準ずる者

B 特別減刑

1. 一応特赦の基準に該当するが犯情その他の理由により、特赦の行なわれなかつた者
2. 少年で不定期刑に処せられ、短期の3分の1以上経過した者、但し兇悪犯を除く。
3. 執行猶予中の少年で猶予期間の3分の1以上経過した者(出願)
4. これに準ずる者

C 刑の執行の免除

病気その他の事由で長期にわたり刑の執行を停止され又は執行に着手されていない者で、

1. なお長期にわたり、その執行ができないと認められる者
2. 刑の執行をすることが社会感情に合致せず、かつ又本人やその親族に回復しがたい損害を与えると認められる者に至つた者

D 特別復権

1. 禁錮以上の刑の執行終了後4年以上、罰金完納後2年以上経過した者(出願)
2. 社会公共に貢献した者(出願)
3. 一応特赦の基準に該当するが、犯情その他理由により特赦の行なわれなかつた者

[註(出願)とあるのは、特に本人からの出願が条件とされている場合である。]

本年中に取り扱つた特別恩赦の処理状況は第2号表のとおりである。

なお、恩赦の出願をするには、恩赦法施行規則第6条第1項により、判決確定後同条同項所定の期間の経過を要することとされているが、(但し、本人から中央更生保護審査会に出願期間短縮を願い出で、許可されれば出願の資格ができる。)今回の特別恩赦の趣旨にかんがみ、その出願に当り、一定の者に対しては上記出願の条件を撤廃する必要があると認められ、昭和34年4月10日法務省令第22号を以て特赦又は減刑の出願に関する臨時特例に関する省令が公布、即日施行された。

(2) 常時恩赦 本年中に取り扱つた常時恩赦の処理状況は、第3号表のとおりである。

(3) 出願期間短縮 本年中に取り扱った「恩赦につき出願期間短縮願」の処理状況は第4号表のとおりである。

3. 恩赦法施行規則中一部改正

恩赦につき出願期間短縮願は、従来、願出人が直接中央更生保護審査会に願書を提出して行なうことになっていたが、昭和34年4月10日法務省令第21号を以てこれを改め、願出人は願書に戸籍の謄本又は抄本を添え、その願に係る特赦、減刑又は刑の執行の免除について上申をすることができる監獄若しくは保護観察所の長又は検察官に差出すこととし、これを受理した庁は、その願を許可するのが相当であるかどうかについての意見を附して同審査会に進達することとされた。

第1号表 昭和34年政令第113号復権令該当人員

罪名	調査別	基準日の前日までに確定し、同日執行を終了し(又は免除を得)のもの	基準日の前日までに確定し、基準日以後2カ月以内に刑の執行を終了し(又は免除を得)のもの	基準日の前日までに裁判の言渡があり、基準日以後3カ月以内に罰金の裁判が確定し、刑の執行を終了し(又は免除を得)たもの	計
		全部復権			
復権令第1条第1項第1号の罪(公職選挙法に違反する罪)	公選法252条による停止のみ復権(右のうち同法11条1項該当者)	8,028 (2)	1,901 (8)	1,821 (1)	11,750 (11)
同第2号の罪(旧刑法第232条から第236条までの罪)					
同第3号の罪(政治資金規正法に違反する罪)		2			2
同第4号の罪(地方自治法第74条の4の罪)		4			4
同第5号の罪(最高裁判所裁判官国民審査法に違反する罪)					
同第6号の罪(食糧管理法に違反する罪)		32,761	235	87	33,083
同第7号の罪(物価統制令に違反する罪)		289	2	2	293
同第8号の罪(地代家賃統制令に違反する罪)		5			5
同第9号の罪(食糧緊急措置令に違反する罪)		117			177
計		41,605 (2)	2,221 (8)	1,971 (1)	49,797 (11)

昭和34年12月28日現在

皇太子御結婚特赦特別恩赦統計表

第2号表

事項	上申庁	受理			処			未済			
		特赦	減刑	刑の免除	特赦	減刑	刑の免除	特赦	減刑	刑の免除	
検察庁	刑務所	1,825	76	1,039	53	295	104	566	1	649	3
		5	470	1	120	1	121	4	347	3	4
保護観察所	計	23	147	451	4	108	383	18	37	1	27
		1,853	693	1,040	281	296	487	588	6	649	861
計		1,825	76	1,039	53	295	104	566	1	649	3
		5	470	1	120	1	121	4	347	3	4
		23	147	451	4	108	383	18	37	1	27
計		1,853	693	1,040	281	296	487	588	6	649	861

上記のうち、公職選挙法違反関係の上申は、1,441件で、うち1,010人に対し恩赦(特赦597、減刑1、復権12)が行なわれた

自昭和34年1月1日 至昭和34年12月31日

常時恩赦統計表(恩赦の種類別)

第3号表

事項	上申庁	受理			処			未済		
		新受	旧受	受理合計	特赦	減刑	刑の免除	特赦	減刑	刑の免除
検察庁	刑務所	(11) 24	(10) 13	(11) 24	(1) 5	2	(6) 8	1	1	(1) 4
		(12) 38	(12) 3	(27) 38	(13) 29	6	1	(13) 29	(14) 14	(3) 5
保護観察所	計	3	9	40	12	14	5	1	4	5
		18	22	102	5	20	15	2	34	7
計		(11) 24	(10) 13	(11) 24	(1) 5	2	(6) 8	1	1	(1) 4
		(12) 38	(12) 3	(27) 38	(13) 29	6	1	(13) 29	(14) 14	(3) 5
		3	9	40	12	14	5	1	4	5
計		18	22	102	5	20	15	2	34	7

註 1) 検察庁の欄において、括弧内の数は、公職選挙法違反の人員であつて、内数である。
2) 刑務所の欄において、括弧内の数は、死刑の言渡を受けた者の数であつて、内数である。

第4号表

恩赦出願期間短縮願

受理別	事項	受 理			処 理			未 済
		旧 受	新 受	計	許 可	不 許 可	そ の 他	
在 監 者		1	14	15		14	1	15
そ の 他			(28)	(28)	(6)	(4)	(2)	(12)
			101	101	15	64	6	85
			(28)	(28)	(6)	(4)	(2)	(12)
計		1	115	116	15	78	7	100

注 1) 括弧内の数は、公職選挙法違反の人員であつて、内数である
 2) 処理欄において、その他とは、恩赦出願の資格であつて、期間短縮の許可を受ける必要がないとの理由で願書を返送したものの数である

(ホ) 参事官

法務省組織令第33条

(6) 訟務局

法務省設置法第3条、第10条、法務省組織令第34条～第41条

訟務局は、国の利害に関係のある民事及び行政に関する争訟に関する事務をつかさどる。「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」(昭和22年法律第194号)によつて、国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が国を代表し、行政庁を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が行政庁を指揮して処理することになっている(非訟事件についても、同様である)が、訟務局は、主として、法務大臣のこの権限に属する事項をつかさどるわけである。

ところで、国又は行政庁を当事者又は参加人とする訴訟及び非訟事件(以下、あわせて争訟事件という。)は全国各地に発生してぼう大な数に上つているので、訟務局はこれらの事件を自ら処理するほか、各法務局(訟務部)及び地方法務局(訟務課)を指揮、監督して処理に当らせている。なお、行政庁を当事者とする行政事件等については、当該行政庁の職員だけで訴訟を遂行しているものもあるが、当局はこれを指揮して、事件処理の統一適正を期している。

さらに上記争訟事件の処理のほか、争訟になる前の段階で、当局は行政庁から各種の法律問題について意見を求められる(法律意見照会事件)。例えば、民事関係では私人との間に紛争を生じた各種の権利義務の存否もしくは契約条項の解釈について、さらには契約の締結に先だつて、将来の紛争を避けるためその契約条項について意見を求められる。また、行政関係では訴願の段階で、もしくは、将来争訟提起の予想される行政処分を行う段階で当局の意見を求められる。これらの行政庁の照会に応じて法律的な鑑定、指導を行うことも当局の重要な、かつ大きな量を占める業務となつている。

本年度すなわち昭和34年度における当局所掌にかかる争訟事件の処理状況は別表(1)ないし(17)のとおりである。〔(註)この表で、実施事件とは、法務省訟務部局の職員が指定代理人となつて直接処理にあたる事件をいい、指揮事件とは、訟務部局の職員が指定代理人となつて直接処理にあたることなく、前にもふれたように、行政庁の職員だけで訴訟を遂行し、訟務部局は訴訟外でこれを指揮するにとどまる事件をいう。〕

この表は、統計に関する従前の通達を全面的に改正して、昭和34年1月1日から施行された通達に基づく新統計方式によるものであるから、これを旧方式による前年度までの統計表と対比して、その処理状況を正確に比較することは困難である。しかし、概していうならば、本年度は前年度に比べて、本訴事件の既済が若干減少をみたほかは、本訴事件も本訴以外の事件も、新受、既済、未済ともに、おおむね増加しているといえる。

会 同

年 月 日	件 名	協 議 事 項	備 考
34.10.7 8	法務局訟務部長会同	訟務事務の運営上考慮すべき事項について	

刊行物

題名	刊号	頁数	型体	刊行年月
訟務月報	第4巻11号~12号	平均約150頁	A 5	月刊
訟務通達集 (四)	第5巻1号~10号	186頁	A 5	34.10

訟務事件統計表

別表1 (イ) 申立準備事件実施件数表
(昭和34年分)

(別表1~別表17のうち、点線(…)および斜線(/)は、該当事項が本来ありえないことを示す。)

処理状況別 担当区分	受理		処				理				未											
	合	計	申立したもの		申立以外の方法により処理したもの		計	手続要	処打	理切	移	送	他	訴額								
			本訴	調停	即決	和解									執行停止	強行	その他	件数	訴額	件数	訴額	
単独及び下級庁と共同	7,477	1,910	5,567	1,758	323	5,183	3,944	197	260	2	3,062	372	51	1,239	393,202	841	245,772	183,503,554	(43)	(43,204)	2,294	
上級庁と共同	273	37	236	117	94	70	10	2	5	3	4	23	...	10	...	2	(2)	9	...	156

(ロ) 単独及び下級庁と共同事件の処理期間別件数表

処理区分	受理後処理済 までの期間別					
	合計	3ヵ月以内	6ヵ月以内	1年以内	2年以内	3年以上
申立	197	128	34	31	3	1
本訴の提起	3,747	2,474	734	378	97	80
本訴以外の申立	1,196	465	287	168	122	111

別表2 本訴実施事件担当別件数別 (昭和34年分)

事件区分	処理状況別及び担当別	受				理				既		未		済							
		合計		旧		新		受		既		未		済							
		単独及び下級 相手方数	上と 共同 件数	単独及び下級 相手方数	上と 共同 件数	単独及び下級 相手方数	上と 共同 件数	単独及び下級 相手方数	上と 共同 件数	単独及び下級 相手方数	上と 共同 件数	単独及び下級 相手方数	上と 共同 件数	単独及び下級 相手方数	上と 共同 件数						
合計		2,765	8,241	6,882	736	793	1,702	5,092	4,837	532	518	1,063	3,149	2,045	275	275	(1,738)	970,206	239	553	
原告・上訴人		771	2,219	1,980	989	438	1,538	1,315	317	401	1,498	1,070	965	681	665	672	(1)	271,766	485	1,537	1,709,133
被告・被上訴人		1,994	6,022	4,901	747	1,264	3,554	3,522	215	542	1,830	2,179	730	2,468	1,379	532	(6)	698,440	1,462	4,724	4,201,659
民事		1,569	5,122	4,805	487	532	3,328	3,250	695	343	626	1,794	1,554	792	189	(4)	(587)	631,325	172	359	
原告・上訴人		707	2,152	1,705	194	401	1,498	1,070	965	306	654	634	229	681	665	(1)	(90)	245,215	439	1,488	1,450,889
被告・被上訴人		862	2,970	3,100	293	542	1,830	2,179	730	320	1,140	920	563	787	714	(3)	(497)	453,226	614	2,381	2,672,666
行政		510	2,044	213	993	129	289	926	102,511	81	221	1,118	111,482	48	(3)	(1,151)	(1,151)	32,706	40	89	
原告・上訴人		31	33	22	003	18	20	21	173	13	13	13	830	7	7	7	1,908	24	26	20,095	
被告・被上訴人		479	2,011	191	990	271	906	81,338		208	1,105	110,652		(3)	(3)	(1,151)	30,798	353	1,503	160,041	
税務		686	1,075	1,863	256	132	470	838	1,484	326	94	216	378,930	38	169	212	256,175	27	517	863	1,607,031
原告・上訴人		33	34	253	792	19	20	223	179	14	14	30,613		11	11	11	15,643	22	23	238,149	
被告・被上訴人		653	1,041	1,609	464	451	818	1,261	147	451	818	1,261	147	202	223	201	240,532	495	840	1,368,932	
所在地		1,676				594	1,031			401	645			193	466			170	1,210	424	
所在地外		1,089				199	671			117	418			82	352			(1)	69	129	

別表3 (1) 本訴単独及び下級庁と共同実施事件審級別件数表 (第一審) (昭和34年分)

事件区分	処理状況別	受理		既				済				未		済	
		合計	新受	合計	判決	和解	放棄	取下	その他	合計	判決	和解	放棄	取下	その他
		全部勝訴	一部勝訴	全部敗訴	一部敗訴	和解	放棄	取下	その他	合計	判決	和解	放棄	取下	その他
合計		2,238	1,408	830	675	347	286	26	35	68	2	22	206	(6)	1,563
原告		634	359	275	256	148	129	11	8	56		22	24	(1)	378
被告		1,604	1,049	555	419	199	157	15	27	12	2	182	(5)	1,185	
民事		1,259	772	487	443	236	194	21	21	67	1	92	21	(4)	816
原告		626	354	272	255	147	129	10	8	56		22	24	(1)	371
被告		633	418	215	188	89	65	11	13	11	1	68	(3)	445	
行政		406	237	169	101	50	44	2	4	1	1	45	(2)	305	
原告		8	5	3	1	1	1	1	1	1	1	45	(2)	7	
被告		398	232	166	100	49	44	1	4	1	1	45	(2)	298	
税務		573	399	174	131	61	48	3	10			69	1	442	
原告		573	399	174	131	61	48	3	10			69	1	442	
被告															
勝敗額					648,349			412,036					176,312		
敗					88,372			72,709					15,663		

(2) 既済事件の審理期間別件数表

既済後 受理までの 期間別	判決によるもの		行政		税務	
	原告国 民	被告国 民	原告国 民	被告国 民	原告国 民	被告国 民
半年以内	132	61	73	18	11	11
一年以内	45	22	33	7	1	5
二年以内	43	14	17	7	9	1
三年以内	21	10	7	6	4	1
五年以内	23	15	16	7	4	5
五年以上	23	15	16	7	4	5
合計	213	115	156	95	56	34

別表4 (4) 本訴単独及び下級庁と共同実施事件審級別件数表 (第二審)
(昭和34年分)

事件区分	処理状況別 国又は行政 庁の訴訟 上の地位	受理		既判				済				未済	
		合計	旧受	新受	合計	判決	和解	認諾	取下	取下	取下		その他
合計	計	420	212	190	122	95	76	2	17	6	5	13	280
	控訴人	120	70	50	29	22	9	2	11	3	2	2	91
	被控訴人	282	142	140	93	73	67	6	3	3	11	(1) 2	189
民事	計	240	124	116	58	43	36	7	6	8	1	1	182
	控訴人	70	40	30	13	8	5	3	3	2	2	2	57
	被控訴人	170	84	86	45	35	31	4	3	6	1	1	125
行政	計	73	37	36	29	22	19	3	3	2	3	(1) 1	44
	控訴人	19	12	7	5	4	1	3	1	1	1	(1) 1	14
	被控訴人	54	25	29	24	18	18	3	2	1	3	(1) 1	30
税務	計	89	51	38	35	30	21	2	7	3	2	2	54
	控訴人	31	18	13	11	10	3	2	5	1	1	1	20
	被控訴人	58	33	25	24	20	18	2	2	2	2	2	34
勝敗額	勝			91,483		39,742		51,745					
	敗			105,361		94,461		10,900					

(ロ) 既済事件の審理期間別件数表

既済後 の期間別	審理期間別				
	半年以内	一年以内	二年以内	三年以内	五年以上
合計	32	31	33	19	5
判決によるもの	計	24	21	28	17
	民事	10	7	17	6
	行政	7	5	4	1
判決以外によるもの	計	8	10	5	2
	民事	4	6	4	1
	行政	3	2	1	1

別表5 (4) 本訴単独及び下級庁と共同実施事件審級別件数表 (第三審)
(昭和34年分)

事件区分	処理状況別 国又は行政 庁の訴訟 上の地位	受理		既判				済				未済	
		合計	旧受	新受	合計	判決	和解	認諾	取下	取下	取下		その他
合計	計	125	82	43	21	17	17	3	1	104			
	上告人	17	9	8	1	1	1	1	1	16			
	被上告人	108	73	35	20	17	17	2	1	88			
民事	計	70	47	23	15	13	12	2	2	55			
	上告人	11	7	4	4	3	3	1	1	11			
	被上告人	59	40	19	15	13	12	2	2	44			
行政	計	31	15	16	3	1	1	1	1	28			
	上告人	4	1	3	1	1	1	1	1	3			
	被上告人	27	14	13	2	1	1	1	1	25			
税務	計	24	20	4	3	3	3	3	3	21			
	上告人	2	1	1	1	1	1	1	1	2			
	被上告人	22	19	3	3	3	3	3	3	19			
勝敗額	勝			5,847		4,648		1,190					
	敗			50		50		50					

(ロ) 既済事件の審理期間別件数表

既済後 の期間別	審理期間別				
	半年以内	一年以内	二年以内	三年以内	五年以上
合計	8	5	2	4	2
判決によるもの	計	7	3	2	3
	民事	7	1	1	3
	行政	1	1	2	2
判決以外によるもの	計	1	2	1	1
	民事	1	1	1	1
	行政	1	1	1	1

別表7 保全処分申請事件実施件数表

(昭和34年分)

手続別 国の訴訟上の地位	処理状況別 担当別	受			理			既						未						
		合計 単級 及 下 同	旧受 単級 及 下 同	新受 単級 及 下 同	合計 相手 方 件 数	合計 相手 方 件 数	計	単級及下級庁と共同		上同		計	単級及下級庁と共同	上同	単級及下級庁と共同	上同				
								計	取 下 の 其 他	計	取 下 の 其 他									
																	決定	容	要したもの の 証 額	要したもの の 証 額
合計	計	258	148	9	2	249	146	242	879	236	233	186	126,557	15,052	47	3	6	142	16	6
計	申請人	232		1		231		227	358	227	186	126,557	15,052	41					5	
計	申請人	26		8		18		15	521	9	6	6	3	6			11	
仮差押	申請人	48				48		47	68	47	31	87,554	9,461	16					1	
仮処分	申請人	184		1		183		180	290	180	155	39,023	5,591	25					4	
申請人	申請人	26		8		18		15	521	9	6	6	3	6			11	
所在地別件数	{ 所在地 所在地外	69	140	7	2	62	138	61	47	180	180	134							8	6
		189	8	2		187	8	181				8							8	

別表8 支払命令事件実施件数表

(昭和34年分)

手続別 国の訴訟上の地位	処理状況別 担当別	受			理			既						未		
		合計 単級 及 下 同	旧受 単級 及 下 同	新受 単級 及 下 同	合計 相手 方 件 数	合計 相手 方 件 数	計	単級及下級庁と共同		上同		計	単級及下級庁と共同	上同	単級及下級庁と共同	上同
								計	異 議 申 立	計	異 議 申 立					
合計	計	279	103,060	9	18,13,612	261,89,438	9	235,93,393	124,37,181	84,54,510	27	1,702	9	44	9,657	
計	相手方	279	103,060		18,13,612	261,89,438	9	235,93,393	124,37,181	54,510	27	1,702	9	44	9,657	
計	所在地	110				104		98					3	12		
計	所在地外	169				157		137					6	32		

別表9 調停事件実施件数表

手続別 国の訴訟上の地位	処理状況別 担当別	受			理			既						未		
		合計 単級 及 下 同	旧受 単級 及 下 同	新受 単級 及 下 同	合計 相手 方 件 数	合計 相手 方 件 数	計	単級及下級庁と共同		上同		計	単級及下級庁と共同	上同	単級及下級庁と共同	上同
								計	成 立	計	成 立					
合計	計	67,99,318	22	24,71,971	16	43,27,347	39	105,70,452	9	5,606	30,64,846	17	28,28,866	5		
計	相手方	51,248		31,083		21,65		4	7,938	2,773			1	310		
計	所在地	62,98,070		21,70,888		41,27,182		35	98,69,514	7	5,441	28,64,073	14	27,28,556		
計	所在地外	26		12		14		10					16			
計	所在地外	41		12		29		29					12			

別表 10 即決和解事件実施件数表

(昭和34年分)

事件内容の種別	受			理			既			済		未						
	合計		受	旧		新	受		単独及び下級庁と共同		上と	済						
	単独及び下級庁と共同	上と共同	単独及び下級庁と共同	単独及び下級庁と共同	上と共同	単独及び下級庁と共同	合計	成立	不成立その他	上と共同	単独及び下級庁と共同	上と共同						
件数	訴額	件数	訴額	件数	訴額	件数	訴額	件数	訴額	件数	訴額	件数	訴額					
合計	3,111	401,850	6	2,451	3,070	399,399	6	2,987	4,949	390,259	2,939	388,567	48	1,692	5	124	11,591	1
国有財産引渡関係	14	6,387			14	6,387		12	16	2,953	12	2,953				2	3,434	
国有財産私下使用	40	76,099			40	76,099		36	44	75,800	36	75,800				4	299	
国有財産関係	68	69,155			68	69,155		65	114	67,827	65	67,827				3	1,328	
不法行為その他一般	42	17,830			42	17,830		37	58	17,562	35	17,338	2	224		5	268	
補償代位関係	53	10,889		100	52	10,789		49	74	10,317	47	10,181	2	136		4	572	
医療費関係	2,317	125,935	33	1,777	2,284	124,158		2,223	3,438	121,722	2,190	120,632	33	1,090		94	4,213	
開拓者資金関係	488	33,850	4	301	484	33,549		480	1,066	33,492	471	33,355	9	137		8	358	
過誤払金請求関係	11	2,173	1	162	10	2,011		10	16	2,079	9	2,074	1	5		1	94	
旧公団関係	35	6,925			35	6,925		34	43	6,275	34	6,275				1	650	
その他	35	42,567	2	111	33	42,456		34	71	42,325	34	42,325				1	242	
その他(相手方となったもの)	8	10,040			8	10,040		7	9	9,907	6	9,807	1	100		1	133	
所在地別	896	...	1	...	885	...		1	859		37	...	
所在地外	2,215	...	5	...	2,185	...		2	2,128		87	...	

別表 11 強制執行等事件数表

(昭和34年分)

手続別	受			理			既			済		未			
	合計		受	旧		新	受		単独及び下級庁と共同		上と	済			
	単下共	上共	単下共	単下共	上共	単下共	合計	執行の完結	取下その他	上と	単下共	上共			
単下共	上共	単下共	単下共	上共	単下共	上共	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数		
単下共	上共	単下共	単下共	上共	単下共	上共	満足額	不満足額	満足額	不満足額	満足額	不満足額	満足額		
単下共	上共	単下共	単下共	上共	単下共	上共	訴額	訴額	訴額	訴額	訴額	訴額	訴額		
合計	793	486	5	307	119	397	271	24,296	33,892	126	42,852	28,815	120	396	4
強制執行	532	311		221		225	129	12,068	11,754	96	24,338	17,591		307	
過料	367	232		135		170	94	7,915	9,753	76	24,286	17,572		197	
競売法による競売	165	79		86		55	35	4,153	2,001	20	52	19		110	
配当	87	45		42		35	18	4,463	17,983	17	6,240	8,183		52	
保全	59	16		43		22	9	7,765	4,155	13	12,274	3,041		37	
執行	115	114		1		115	115			
所在地	415	221	5	194	117	158	118	257	4
所在地外	378	265		113	2	239	2	139	

別表 12

(昭和34年分)

執行停止その他事件実施件数表

処理状況 別及び担 当別	受			理			既			済		未 済	
	合計	旧	受	新	受	新	単独及び下級庁と共同		上級庁と	共同			
							単及び下級 庁と共同	取 下			そ 他		
手続別	単及び下級 庁と共同	単及び下級 庁と共同	単及び下級 庁と共同	単及び下級 庁と共同	単及び下級 庁と共同	単及び下級 庁と共同	合計	認 容	却 下	取 下	そ 他	上級 庁と 共同	単下共 独級 及下 級と 同
合計	147	6	1	112	5	108	89	7	12	6	39	6	39
行政処分の執行停止	17	5		12		13	6	6	1		4		4
強制執行 等の執行 停止	10	4		6		6	6						4
仮登記仮処分	20	1		19		7	5		2		13		13
公告	29	4		25		29	29		1		1		1
抗告	6	4		2		5	4		2		2		2
抗告	4	2		2		2	2		2		2		2
訴訟費用 の確定	5	4		1		2	1	1	1		3		3
その他	50	11		39		38	34		1		12		12
所在地	93	4	1	74	3	65	4	28	4	28
所在地 別	54	2		38	2	43	2	11	2	11

別表 13

(昭和34年分)

単独及び下級庁と共同実施事件所管庁別件数表

所管庁別	手続別	合計	内		法務省	外務省	大蔵省		文部省	厚生省		農林省		通産省	運輸省	郵政省	労働省	建設省	裁判所	専売公社	電々公社	その他																		
			総理府	閣内			税関	国税庁		管財局	その他	農林省	農地局										その他																	
新	受	5,284	121	33	68	41	18	18	6	8	2,202	181	62	59	73	148	62	51	126	8	18	18																		
本	受	2,765	330	99	46	72	79	21	25	6	12	1,047	329	16	21	36	19	36	13	85	36	928																		
																							旧	新																
訴	済	1,702	219	80	26	43	44	9	11	5	12	668	228	8	15	14	15	14	22	18	29	9	7																	
																								既	未															
保	全	1,063	111	19	20	29	35	12	14	1	379	101	8	6	4	22	4	22	336	160	7	20	26	32	24	28	35	5	16	9										
																															既	未								
支	命	(7)	811	111	17	20	28	8	10	3	298	109	2	3	5	22	13	14	14	757	288	16	42	27	37	30	50	42	19	29	9	7	1	2	1	2				
																																					既	未		
調	和	1,947	219	82	29	52	51	13	15	6	749	220	14	17	13	14	14	13	14	757	288	16	42	27	37	30	50	42	19	29	9	7	1	2	1	2				
																																					既	未		
強	執	249	3	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4	9	7	10	8	3	3	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1		
																																							既	未
執	行	3,070	4	8	1	6	1	3	5	2,119	164	6	451	40	8	29	75	30	4	7	1	1	4	29	75	30	4	7	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
執	行	486	1	1	34	1	34	1	1	2	98	6	8	17	3	13	3	8	81	1	2	4	8	17	3	13	3	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
執	行	112	3	1	31	2	4	2	2	1	34	1	34	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別表 14 指揮事件数表

(昭和34年分)

事件区分	受		理		既			未 済	
	合計		旧受	新受	合計	判			
	合計	旧受	新受	合計	全部勝訴	一部勝訴	決全部敗訴		
合計	1,695	1,462	233	209	160	121	11	28	1,486
本民	1,651	1,432	219	203	160	121	11	28	1,440
行	191	157	34	24	13	10	2	1	167
訴	1,418	1,233	185	166	139	106	6	27	1,252
外	42	42		13	8	5	3		29
本訴以外	44	30	14	6					38

別表 15 法律意見照会事件数表

照会別	受			未 済
	合計	旧受	新受	
合計	4,894	15	4,879	46
文書によるもの	648	5	643	40
口頭・電話によるもの	4,246	10	4,236	6

別表 16 事件協力回数表

協力した手相局	回数
計	333回
訴訟	23回
司法	44回
地方	266回

別表 17

争訟事件各局別実施件数表

(昭和34年分)

局別	担当別 手続別	総 計	単独及び下級庁と共同									上級 庁共 同		
			小 計	申 立 準 備 事 件	本 訴 事 件	保 全 処 分 申 請 事 件	支 払 命 令 事 件	調 停 事 件	即 決 和 解 事 件	強 制 執 行 等 事 件	執 行 停 止 そ の 他 事 件	小 計	本 訴 事 件	本 訴 以 外 の 事 件
全国 総計	新受	10,851	10,851	5,667	1,063	249	261	43	3,070	486	112
	既済	10,009	10,009	5,183	818	242	235	39	2,987	397	108
	未済	4,888	4,888	2,294	1,947	16	44	28	124	396	39
訟 務 局	新受	482	482	101	300	31	7	6	7	4	26
	既済	414	414	97	234	32	9	5	7	9	21
	未済	791	791	43	714	6	1	10	1	4	12
東 京 内 法 務 局 計	新受	2,272	2,272	1,296	106	39	29	12	684	74	32
	既済	2,031	2,031	1,128	74	39	27	10	666	55	32
	未済	850	850	591	135		5	6	34	75	4
東 京	新受	634	631	280	106	31	20	8	136	41	9	3	2	1
	既済	620	620	307	74	31	19	7	136	36	10			
	未済	323	300	118	135		4	5	7	31		23	23	
横 浜	新受	390	358	225			2		95	14	22	33	11	22
	既済	284	266	157			1		84	5	19	18	6	12
	未済	171	145	112			1		11	18	3	26	13	13
浦 和	新受	233	221	121		7	1		87	5		12	4	8
	既済	216	204	108		7	1		87	1		12	3	9
	未済	36	32	27						5		4	3	1
千 葉	新受	240	232	130		1			99	2		8	5	3
	既済	230	223	131		1			87	1	3	7	4	3
	未済	109	79	62					14	3		30	27	3

水戸	新受	268	257	198				1	57	1		11	7	4
	既済	148	140	83				1	55	1		8	2	1
	未済	162	148	143					2	3		14	9	5
宇都宮	新受	123	112	62					49	1		11	4	7
	既済	125	118	65					52	1		7	2	5
	未済	41	33	33								8	5	3
前橋	新受	125	113	63			1		48	1		12	6	6
	既済	129	118	64			1		52	1		11	4	7
	未済	38	28	27								10	10	
静岡岡	新受	193	156	87			1	3	61	4		37	18	19
	既済	204	172	103			1	2	61	5		32	11	21
	未済	55	31	23			1			7		24	23	1
甲府	新受	41	38	30					6	1	1	3	2	1
	既済	22	20	12					6	2		2	1	1
	未済	29	26	22						3	1	3	3	
長野野	新受	51	38	22			1		13	2		13	5	8
	既済	56	42	27			1		13	1		14	8	6
	未済	16	6	4						2		10	8	2
新潟	新受	118	116	78			3		33	2		2	2	
	既済	108	108	71			3		33	1				
	未済	27	22	20						2		5	5	
大管内 法務局計	新受	1,578	1,578	761	249	14	51	3	416	75	9
	既済	1,391	1,391	745	156	10	44	3	369	50	14
	未済	788	788	184	409	4	9	3	48	125	6
大阪	新受	703	700	267	248	14	38	3	86	37	7	3	3	
	既済	592	590	278	155	10	34	3	83	15	12	2	2	
	未済	591	584	53	409	4	5	3	4	100	6	7	7	

京都	新受	227	211	108								4		83	14	2	16	14	2
	既済	226	212	119								4		75	12	2	14	12	2
	未済	56	35	24										8	3		21	20	1
神戸	新受	407	380	232					1			6		127	14		27	13	14
	既済	343	308	181					1			6		100	20		35	20	15
	未済	144	117	73								1		27	13		27	24	3
奈良	新受	62	61	37								1		23			1	1	
	既済	55	53	30										23			2	2	
	未済	24	18	17								1					6	6	
大津	新受	95	86	38								1		46	1		9	3	6
	既済	107	101	58										43			6	2	4
	未済	19	12	7								1		3	1		7	5	2
和歌山	新受	144	140	79								1		51	9		4	3	1
	既済	131	127	79										45	3		4	2	2
	未済	23	22	7								1		6	8		6	6	
名古屋管内 法務局計	新受	535	535	259	72	8	14	3	124	49	6					
	既済	514	514	266	65	8	13	2	119	35	6					
	未済	311	311	119	128		4	3	5	49	3					
名古屋	新受	202	202	74	71	6	5	3	14	26	3								
	既済	197	197	88	64	6	5	2	12	17	3								
	未済	209	207	44	128		1	3	2	26	3	2	2						
津	新受	70	62	32								1		22	7		8	4	4
	既済	66	56	32										22	2		10	6	4
	未済	22	15	8								1		6			7	7	
岐阜	新受	92	77	44					1	1				23	8		15	4	11
	既済	91	72	36					1	1				23	11		19	9	10
	未済	29	23	20								1			2		6	3	3

福井	新受	144	136	83	1	1			43	7	1	8	6	2
	既済	117	111	63	1	1	1		42	2	1	6	5	1
	未済	47	37	30					1	6		10	9	1
金沢	新受	35	27	12			4		8	1	2	8	7	1
	既済	48	38	23			4		8	1	2	10	9	1
	未済	28	15	12								3	13	13
富山	新受	35	31	14			3		14			4	2	2
	既済	44	40	24			2		12	2		4	2	2
	未済	15	14	5			1		2	6		1	1	
広管内 島法務局計	新受	502	502	246	44	3	19	2	155	17	16
	既済	478	478	237	43	3	17	1	155	17	5
	未済	263	213	122	112		2	1		13	13
広島	新受	159	158	57	40	3	7	1	27	7	16	1	1	
	既済	144	144	57	41	3	7		27	6	3			
	未済	157	145	16	110			1		5	13	12	12	
山口	新受	243	235	131	4		12	1	83	2		10	9	1
	既済	225	216	118	2		10		83	2		9	8	1
	未済	99	98	71	2		2	1		3		21	21	
岡山	新受	65	53	20					26	7		12	3	9
	既済	83	72	37					26	7	3	11	3	8
	未済	36	10	9						1		26	25	1
鳥取	新受	18	16	16								2	2	
	既済	6	2	2								4	4	
	未済	30	22	20						2		8	8	
松江	新受	48	42	22					19	1		6	4	2
	既済	49	44	23					19	2		5	3	2
	未済	30	8	6						2		22	22	

福管内 岡法務局計	新受	3,560	3,560	1,920	116	16	69	4	1,353	73	9
	既済	3,499	3,499	1,894	109	15	57	7	1,344	62	11
	未済	778	778	508	175	3	15		28	48	1
福岡	新受	1,172	1,168	551	100	12	28	4	450	16	7	4	4	
	既済	1,284	1,284	694	96	12	18	5	439	11	9			
	未済	338	331	125	165	2	12		14	12	1	7	9	
佐賀	新受	259	259	129	2	1	7		115	5				
	既済	264	264	134	2	1	7		115	5				
	未済	18	13	7	2					4		5	5	
長崎	新受	254	242	143	1	1	7		81	8	1	12	6	6
	既済	215	200	101	1	1	7		79	10	1	15	9	6
	未済	70	57	51	1				2	3		13	13	
大分	新受	176	170	121	3		4		41	1		6	5	1
	既済	140	134	85	2		4	1	41	1		6	4	2
	未済	119	105	102	2					1		14	11	3
熊本	新受	606	581	323	4	1	12		223	18		25	21	
	既済	576	551	308	4	1	10	1	214	13		25	19	6
	未済	145	114	88	1		2		12	11		31	28	3
鹿児島	新受	412	402	205	5		9		168	14	1	10	5	5
	既済	424	411	205	2		10		181	12	1	13	8	5
	未済	37	29	15	4					10		8	7	1
宮崎	新受	747	738	448	1	1	2		275	11		9	5	4
	既済	663	655	367	2		1		275	10		8	4	4
	未済	140	129	120			1	1		7		11	11	
仙管内 台法務局計	新受	811	811	380	69	120	13	4	93	124	8
	既済	667	667	229	60	117	14	6	90	130	9
	未済	408	403	285	90	1	2	1	7	17	

仙 台	新受	500	498	169	69	120	9	3	11	114	3	2	2	
	既済	388	387	74	57	119	8	5	7	114	3	1	1	
	未済	286	278	179	89	1	2	1	4	2		8	8	
福 島	新受	66	51	38				1	8	4		15	8	7
	既済	44	28	14			1	1	8	3	1	16	8	8
	未済	49	32	27					1	4		17	17	
山 形	新受	55	45	33			2		8	2		10	5	5
	既済	42	33	19			2		11	1		9	4	5
	未済	27	23	20						3		4	4	
盛 岡	新受	79	70	50					20			9	6	3
	既済	55	43	22					18	3		12	8	4
	未済	49	41	36					2	3		8	6	2
秋 田	新受	85	77	47			2		22	1	5	8	1	7
	既済	104	97	57	3		2		22	8	5	7		7
	未済	15	7	4	1					2		8	7	1
青 森	新受	413	70	43					24	3		343	6	337
	既済	308	68	43			1		24	1		239	11	228
	未済	143	22	19						3		121	8	113
札 幌 管内 法務 局計	新受	636	636	362	57	8	55	4	90	55	5
	既済	594	594	368	42	6	50	3	89	30	6
	未済	384	384	234	95	2	6	1	1	45	
札 幌	新受	250	250	99	57	8	32	4	23	22	5			
	既済	235	235	113	42	6	27	3	22	16	6			
	未済	202	199	79	95	2	5	1	1	16		3	3	
函 館	新受	62	62	36			6		3	11		6	2	4
	既済	60	54	41			6		3	4		6	5	1
	未済	50	43	27			1			15		7	4	3

旭 川	新受	181	170	139					10			8	13	11	9	2	
	既済	173	163	137					10			8	8	10	7	3	
	未済	86	75	68									7	11	11		
釧 路	新受	177	60	88					7			56	9	17	10	7	
	既済	150	142	77					7			56	2	8	1	7	
	未済	91	67	60									7	24	23	1	
高 松 管内 法務 局計	新受	475	475	244	50	10	4	5	148	15	1			
	既済	431	431	219	35	10	4	2	148	9	4			
	未済	320	320	208	89					20				
高 松	新受	120	116	38	50	10	3	4	6	4	1	4	4				
	既済	104	104	42	35	10	3	2	6	3	3						
	未済	132	124	29	89			2		4		8	8				
徳 島	新受	15	4	4									11	9	2		
	既済	11	5	4							1		6	4	2		
	済未	22	1								1		21	21			
高 知	新受	40	29	21					1	1	2	4	11	8	3		
	既済	26	12	9					1		2		14	11	3		
	未済	45	27	19						1		7	18	15	3		
松 山	新受	343	326	179								140	7	17	14	3	
	既済	316	310	164								140	5	1	6	5	1
	未済	187	168	160									8	19	16	3	

(7) 人権擁護局

法務省設置法第3条, 第11条 法務省組織令第42条~第45条

(イ) 総務課

法務省組織令第43条

1 人権擁護委員の現況

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)によれば, 全国に2万名までの委員を配置できることになっているが, 予算その他の関係で目下のところ実員は7,686名(昭和34年12月末日現在)である。

委員委嘱の手續は, 委員は市町村ごとに置くことになっているので, 市町村長がその議会の意見を聞いて適任者を推せんし, 法務大臣がさらに当該県知事, 弁護士会及び人権擁護委員連合会の意見を聞いて委嘱する。そしてその任期は3年である。

委員をその職業別にみると, 農業が最も多くて全体の約27%を占め, 次いで宗教家, 商業, 公務員, 弁護士などの順であるが, 弁護士の資格を持つ委員が全体の約7%にあたる540名近くいて委員活動の中心となっている。又婦人委員数は544名で全体の7.1%にあたる。

委員相互の連絡調整を図るとともに, 資料や情報の収集, 研究等を行なうため, 一定の区域ごとに人権擁護委員協議会(298カ所)を, さらに都道府県ごとに人権擁護委員連合会(49カ所)(但し北海道は4カ所)を組織しているほか, 全国49の連合会を一丸とした全国人権擁護委員連合会を組織して, それぞれ活発な活動を展開している。全国人権擁護委員連合会長は弁護士長野国助である。

2 人権擁護委員の活動状況 人権擁護委員は人権擁護委員法に規定された職務について各方面において積極的な活動を展開しているのであるが, その内容についてみれば, 委員が取り扱った人権問題は年間45,129件の多数にのぼり, この中には世間の耳目をひいた重大事件も多数含まれており, 又人権思想の普及高揚を図るため, 常時委員は努力を払っているのであつて, 後記人権擁護管理官の項「啓発活動行事」に示す数字も委員の多大な協力によるもので, その活躍は目ざましいものがある。そしてさらに委員相互の連絡調整を図り, 又全般的に人権の擁護についての種々の方策を樹立するため, 全国的に連合会総会又は協議会を開催し, その他理事会, 常務委員会等を開いてこれらの問題について研究討議がなされている。

3 都道府県人権擁護委員連合会会長会並びに全国人権擁護委員連合会総会 昭和34年11月5日仙台市農協会館において, 来賓多数列席のもとに各都道府県連合会会長及び人権擁護委員有志が参加して開催され, 33年度会務, 会計報告について人権擁護委員制度の充実化, 当面の人権問題等について白熱した協議が行なわれた。続いて下記宣言及び決議を満場一致をもつて採択して盛会裡に幕を閉じた。

宣言

人権問題についての国民の理解と関心が高まりつつある現在, われわれの黙視でき

ないことは,

- (1) 集団行動の場において, 他の自由と権利を無視するが如き傾向が見られること。
- (2) 個人の人格と名誉を尊重せず, あるいは, 青少年を毒するような報道, 出版, 映画等が跡を絶たないことである。

人権擁護の本来の目的は, 何時, いかなる場においても, 人々が互いにその人格と権利を尊重し合う社会慣行を確立することに在る。われわれは, この際このことを強く国民に呼びかけて, その理解と協力を期待する。

決議

- (1) 人権擁護委員法施行後十年の実績にかんがみ, 委員委嘱手續, 委員活動と市町村との関係並びに実費弁償制度等につき改善を要する点があると考えるので, 委員制度の充実化の線に沿つて速やかな改正を要望する。
- (2) 騒音, 悪臭, 煤煙, 汚水等公害によつて被害を受ける事例が増加しつつあるが, 公害防止のための法的措置は未だ極めて不備と認められるので, 速やかな一般的立法対策の樹立を要望する。
- (3) 人権擁護委員制度の充実を期するについて, 現在の予算措置は極めて不十分と考えられるので, 此の際, 関係予算の増額を強く要望する。

4. 人権擁護委員の表彰 人権擁護委員法第19条に規定するところによつて, 下記のとおり功労者の表彰を行なつた。なお, 藍綬褒章の授与は, これが人権擁護委員に対する最初のものである。

- (1) 藍綬褒章 6月1日人権擁護委員法施行10周年記念日に際し, 下記8名の委員に対して藍綬褒章が授与され, 6月18日日本省で伝達式を挙行, 終つて宮中に参入, 陛下よりお言葉を賜つた。田辺繁子(東京) 吉長正好(大阪) 北川敏夫(京都) 速水田美市(三重) 山下勉一(鳥取) 木村 鉦(徳島) 山口貞昌(東京) (褒章条例第3条による飾版) (故) 玉井潤次(新潟) (本人死亡により家族に追賞)
- (2) 法務大臣表彰 12月10日世界人権宣言11周年記念日に際し, 下記10名の委員に対して法務大臣の表彰を行なつた。金原藤一(東京) 佐藤謙吉(神奈川) 飯島和彦(山梨) 山本良一(大阪) 森田久治郎(愛知) 笠井明士(広島) 田中丈平(長崎) 村上雄治(宮城) 斎藤二郎(旭川) 大久保甚吉(徳島)
- (3) 全国人権擁護委員連合会会長表彰 11月5日仙台市で開催された全国人権擁護委員連合会総会の席上, 147名の委員に対して全国人権擁護委員連合会会長の表彰が行なわれた。
- (4) 人権擁護局長感謝状 功績顕著な58名の委員に対して人権擁護局長の感謝状を贈つた。

5 会 同

(1) 人権擁護部長会同 月日 5月26, 27日 場所 本省
協議事項

- ① 人権擁護委員制度の運営について ② 関係人多数に上る人権侵犯事件の立件, 調査, 処理について ③ 人権擁護委員法の改正について

(2) 人権擁護課長ブロック会同

月 日	件 名	協 議 事 項	備 考
4月16, 17日	高松法務局管内 人権擁護課長会同	1. 人権思想の各種啓発活動について 2. 連合会, 協議会等の運営について 3. 人権擁護委員の事件調査への関与について 4. 特別公務員による人権侵犯事件の調査処理について	於高松
5月8日	大阪法務局管内		於大阪
9月17日	東京法務局管内		於宇都宮
9月22, 23日	大阪, 名古屋法務局管内		於名古屋
9月25, 26日	広島, 福岡, 高松法務局管内		於高松
9月29, 30日	仙台, 札幌法務局管内		於仙台

6 刊行物

(1) 定期刊行資料 (内部職員に対する執務参考及び研修用)

題 名	刊 号	収録期間	刊行年月	頁数	型体	備考
人権擁護局報	第21号	昭34.1~3	昭34.3	65	A 5	1,000部
〃	第22号	昭34.3~5	昭34.7	80	A 5	〃
〃	第23号	昭34.6~7	昭34.8	50	A 5	〃
〃	第24号	昭34.8~10	昭34.10	47	A 5	〃
〃	第25号	昭34.10~11	昭34.12	51	A 5	〃

(2) 人権資料

標 題	刊行年月	頁 数	型 体	備 考
人権擁護に関する世論調査	昭34.1	48	B 5	1,000部
人権擁護委員の任務	昭34.6	34	B 6	2,000部
人権侵犯事件調査要綱	昭34.6	32	B 6	1,000部

(口) 調査課

法務省組織令第44条

1 統 計

第1表 過去5カ年のいわゆる人権問題として受理した件数

年 度	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年
受 理 件 数	48,906件	63,688件	74,060件	83,593件	101,145件

第2表

(昭和34年)

区 分	件 名	受 理 状 況													
		旧 受	新 受			受 理			処 理						
件 名	件 数	情報認知	中 告	委員通報	関係官公報	移送	新受計	受理合計	処分猶予	移送	法律助言	中 止	非 該 当	処 理 合 計	未 済
勾留に関するもの	7	1	7	1	1	9	16	1		1	1	4	7	9	
警察官による人権侵犯	6	1	9	1	3	11	17	3			1	3	7	10	
捜索押収に関するもの	37	4	44	2	3	53	90	13	5	5	1	29	54	36	
自白強要に関するもの	58	11	48	3	4	66	124	33	4	4	8	23	77	47	
暴行陵虐に関するもの	3	1	1			2	5	3					3	2	
武器使用に関するもの	76	13	98	12	4	128	204	43	9	23	10	69	159	45	
その他の特別公務員による人権侵犯(刑務職員を除く)	34	4	61	4	2	71	105	9	3	18	1	34	71	34	
小 計	255	37	301	24	17	380	635	124	22	56	22	186	427	208	
体罰に関するもの	55	87	16	8		111	166	5		1		6	115	51	
その他の	12	11	17	3		31	43	11		2	3	10	27	16	
小 計	67	98	33	11		142	209	6		3	3	16	142	67	
特別公務員による人権侵犯(特別公務員たる刑務職員を含む)	13	1	31	1	5	43	56	8		4	5	19	41	15	

税務職員による侵犯	8	3	3	21	3	3	1	28	36	10	1	1	1	3	1	5	21	15
その他の公務員による侵犯	74	20	27	163	2	2	2	212	286	68	5	4	52	9	74	212	74	
合計	417	159	66	554	1	25	1	805	1,222	9	20	32	118	40	300	843	379	
人身売買	37	7	5	21	6	8	1	47	84	36	5	7	3	3	12	66	18	
酷使虐待	70	20	185	379	2	7	1	593	663	207	5	7	297	23	65	604	59	
人身の自由に対する侵犯	48	8	40	201	3	4	1	256	304	81	1	7	86	9	66	251	53	
村八分	84	14	6	60	1	1	1	81	165	54			2	4	13	74	91	
私的制裁	9	14	70	87	1	1	1	172	181	43		2	107	6	10	168	13	
差別待遇	48	8	138	231	3	3	3	380	428	85	1	5	236	9	38	374	54	
参政権に対する侵犯	6	6	10	16				32	38	6	2	1	12	6	7	34	4	
名誉信用等に対する侵犯	87	9	244	736	1	3	3	993	1,080	262	6	6	506	40	133	955	125	
言論・信託・結社等の自由に対する侵犯	10	5	49	97	1	1	1	153	163	25	2	2	104	5	13	151	12	
教育を受ける権利に対する侵犯	5	16	40	62	1	1	1	119	124	30	2	2	72	2	8	114	10	
労働権に対する侵犯	54	18	106	459	2	2	2	585	639	130	28	4	337	7	71	577	62	
住居の安全に対する侵犯	79	16	329	853				1,198	1,277	259	11	1	829	15	86	1,201	76	
強制作	236	60	323	1,266	6	9	9	1,664	1,927	591	15	9	722	68	231	1,636	291	
その他	231	39,500	499,43,518	1	10	94,067	94,298			367	20	15,93,524	34	126	94,086	212		
合計	1,031	240,54,	967,45,063	21	49	100,340	101,371			4	2,176	98	66,96,837	231	879	100,291	1,080	
総計	1,448	399,55,	521,45,129	22	74	101,145	102,593			13	2,500	118	98,96,955	271	1,179	101,134	1,459	

2 特記事項

(1) 受理件数は第1表に示されるとおり逐年増加の傾向にあり、昭和34年は昭和33年の83,539件に対し約22%、17,552件の増加となつている。そのなかで調査を要した事件は昭和34年9,090件で昭和33年の7,690件に対し約18%、1,400件の増加となつている。

(2) 件名別でみると (イ) 警察官による侵犯事件が昭和34年309件で昭和33年の408件に比べ約100件と大幅に減少している。しかし、この種事件が実質的に減少しているものかどうかは統計の面からだけでは判断できない。(ロ) 私人による侵犯事件のなかでは、人身売買が33年より109件、村八分が33年より45件と大幅に減少しているが、それ以外はすべて増加の傾向にあり、なかでも名誉信用等に関するもの、言論の自由に関するもの、労働権に関するものが飛躍的に増加しているのが注目される。

なお、報道機関等による人権侵犯事も増加の傾向を示し、昭和34年は、昭和33年の25件に比べ12件の増加となつている。

(3) 昭和34年中に国会などで問題となつた侵犯事件は、30件で、その主な事件は次のとおりである。(イ) 勤評賛成の父兄等が「教育を守る会」を結成し、勤評反対斗争に参加した教員を学校から追い出して、迫害を加えたという事件。(ロ) 捜査機関の軽率な捜査のため、誤つて強盗傷人の犯人とされて、昭和33年9月19日から同年12月8日まで拘留されたという事件。(ハ) 病院の入院患者が患者同盟を結成し、給食費の問題で病院側と斗争を行ない、その手段の行き過ぎから病院の信用を害し、その業務を妨害したという事件。(ニ) 刑務所在監中の死刑囚が、その家族、弁護士、新聞記者等に出す通信が刑務所の検閲で殆んど抹消され通信の用をなさない。これは憲法で保障する通信の自由を不当に制限するものであるという事件。(ホ) 警察官が、かねて労働組合内にスパイを養成しようとして或る組合員に情報提供を強要したという事件。(ヘ) 労働争議中に、会社側が、坐り込み中の労組員と外部との交通を一切遮断し、水道や便所も使用させずに圧迫を加えたり、暴力団を雇い入れて労組員に圧迫を加えたという事件。(ト) 広島市で開催された原水爆禁止世界大会にあたり、右翼団体が暴力を振り、集会の自由を妨害したという事件。(チ) 国立の某病院において、看護婦の人手不足から、既婚看護婦に対し、出産のための休暇を制限する基準を設け、事実上出産を制限する措置をとつたという事件。(リ) 公安調査局の調査官が、日共の組織活動等につき情報収集の目的をもって、偽名を使い高校教員に対して不当な調査を行なつたという事件。(ル) 厚生省係官の監査の行き過ぎから、保険医が自殺したという事件。(レ) 神奈川県藤沢飛行場に国籍表示のない黒いジェット機(U2型)が不時着した際、集まつた日本人に対し、身分不詳の米人数名がピストルを突きつけたり、強制的にフィルムを取り上げようとしたという事件。(ロ) 新潟県下のある工場において、競争企業の誘致を阻止するため、誘致賛成派の町民や一部従業員に対し尾行を付したりして迫害を加えたという事件。

(ハ) 人権擁護管理官

法務省組織令第45条

1 啓発活動行事

本年も自由人権思想の啓発宣伝活動に主力を注ぎ、特に2月15日の人権擁護局創設記念日、5月3日の憲法記念日、6月1日の人権擁護委員法施行10周年記念日、12月10日の世界人権宣言周11年記念日を最終日とする人権週間等には全国的に各種の行事を実施し、一般国民の自由人権思想の普及高揚を図った

行事別	人権相談 所の開設	講演会 (映画会 座談会 を含む)	討論会 (弁論会 を含む)	ラジオ・ テレビ放 送	新聞発表	都道府県 市町村広 報紙掲載	印刷物 発行巡回	広報車	
開催箇 所数	4,286	2,380	739	44	604	1,041	968	522	263

以上のほか有線放送、街頭放送等の各放送をはじめ、スライドの作成並びに上映、作文、ポスター、標語等の募集、アドバルン、立看板、横断幕、懸垂幕等による宣伝、バスの車体に懸垂する宣伝、その他各種の手段方法により啓発活動を行なった。

2 啓発用刊行物 委員会及び外部に対する一般的普及用として新聞「人権通信」を下表のとおり発行し、委員、都道府県市区町村をはじめとする関係官公庁及び民間団体に配布した。

題名	刊号	刊行年月	頁数	型体	備考
新聞「人権通信」	第1号	～ 34. 4	6	A 4	8,000部
〃	第2号	34. 7	4	A 4	8,500部
〃	第3号	～ 34.11	4	A 4	10,000部
〃	第4号	～ 34.12	6	A 4	10,000部

3 貧困者の訴訟援助 昭和33年度予算から多年の懸案であつた財団法人法律扶助協会に対する補助金の交付が認められ、昭和34年は800万円の補助金を交付した。これは同協会の行なう貧困者の訴訟援助事業を助成強化しようとするものであり、同協会においては、国庫から補助金を受けるようになったのを機会に鋭意支部の設置に努力した結果、全国都道府県ごとに支部が設置され、従来東京外4カ所において年間わずか40～50件の事件を援助していたにすぎなかつたものが、現在は広く全国にわたつてしかも多数の充実した訴訟援助が行なわれるようになった。

昭和33年、34年中の同協会における受理並びに処理状況は下表のとおりである。

期間	区分	補助金	扶助申請 件数	扶助決定 件数	扶助の拒 否又は申 請の取下	未処理	備考
昭 33. 1～12		1,000万円 (但し33会計 年度)	475件	124件	146件	137件	
昭 34. 1～12		800万円 (但し33会計 年度)	860件	419件	371件	207件	

4 国連合に対するレポートの提出 我国においては、人権擁護事務を専掌する機関は当局だけであるところから、国際連合の経済社会理事会人権委員会とは密接な連絡があり、毎年の例により本年度も日本国内の人権擁護活動に関するレポートを国連に提出した。

(8) 入国管理局

法務省設置法第3条, 第11条の2 法務省組織令第46条～第52条

入国管理局が所掌する事務のうち、出入国の管理に関する事項、本邦における外国人の在留に関する事項は、出入国管理令(昭和26年政令第319号)及びポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年法律第126号)等に基づいて実施され、外国人の登録に関する事項は、外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づいて実施されるが、いずれも条約、協定、国際慣行、国際礼讓等に左右される場合がある。

出入国管理行政に直接関係がある主な条約、協定は、次のとおりである。

(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定 (2) 国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定 (3) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定 (4) 国際民間航空条約 (5) 日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定

上記(1)については、日米合同委員会出入国分科委員会のメンバーとして、次長(日本側チェアマン)、総務課長、入国審査課長が出席し、協定及び実施細目(出入国取極)の実施確保のための連絡に当たっている。(4)については、昭和34年12月1日から18日まで、ローマにおいて第5回容易化部会が開催され、入国審査課長が日本政府代表代理として出席し、同条約第9付属書の改訂のための審議に加わったほか、同条約理事会の勧告に基づき設置されている国内簡素化委員会(National Facilitation Committee)の第2部会に、入国管理局長が委員として随時出席し、航空旅客の出入国手続について検討しており、また、同委員会の勧奨に基づくジェット機の羽田乗入れに対処するための調査団(航空局、入管、税関、検疫、動植物検疫、郵政各機関代表者で構成)に、次長が加わり、昭和34年7月21日から8月12日までの間欧米の主要空港を視察した。(5)については、事務次官等会議の申合せに基づく「在日朝鮮人北鮮帰還業務連絡会議」の関係局長会議に入国管理局長が、関係課長会議に総務課長、入国審査課長、警備課長及び登録課長がそれぞれ出席し、関係機関の業務の調整を図るとともに実施に必要な事項を協議している。また、局内においても事実上の機構として「帰還業務対策部」を設置し、次長を長とし関係各課から担当官を出し、この業務を実施している。

出入国管理行政に将来影響を与えるような条約、協定が締結されるときは、入国管理局長以下幹部、担当官が各省連絡会議に出席しており、直接交渉委員に指名されることもある。昭和34年における主なるものは、(1)日韓会談 (2)在日朝鮮人の北鮮帰還に関する日・北鮮赤十字会談関係省庁会議 (3)日米安全保障条約改訂関係省庁会議 (4)日英通商航海条約関係省庁会議等である。

出入国管理行政に間接的に関係のある韓国人の生活文化の向上と日韓善隣友好の実を挙げることに、財団法人日韓文化協会の設立に認可を与えているが、同協会の内容は、次のとおりである。

(1) 設立の経緯及び目的 昭和32年12月31日いわゆる「抑留者の相互釈放」に関する覚

書の妥結に基づき当時大村入国者収容所に退去強制者として収容中であった「朝鮮人刑罰法令違反者」474名を国内に釈放するに当たりこれらの者がそれぞれ前科数犯を重ねた悪質者であったため、釈放後何らかの補導によつて国内治安の面での摩擦を最少限度に止める必要があつた。その方策の一つとしてこの協会が設立されたものであるが、協会の活動理念としては日韓共栄の本義に立脚して、日韓文化の交流を図り、日本に在住する韓国人の生活文化の向上を促進し、もつて日韓善隣友好の実を挙げることを目的としたものである。この事業項目は次のとおりである。(1)民族文化の紹介等日韓文化の交流に関する事項 (2)在日韓国人の環境の改善、生業のあつせん、技術の訓練その他在日韓国人の生活文化の増進に関する事業 (3)在日韓国人に対する更生援護に関する事業 (4)在日韓国人子女に対する補習事業 (5)その他目的を達成するために必要な事業

(2) 体形 (1)役員 理事長、正木亮氏ほか理事9名(国籍内訳 日本人6名 朝鮮人4名) (2)基本財産その他 解散団体であつた財団法人東京都興生会所有の都内北多摩郡狛江町所在の土地約1,648坪、建物約215坪を昭和33年9月無償で譲渡されたが、同協会が所有権を確保するまえに朝鮮連系団体が不法に占拠し、現在に及んでおり、目下占有解除、土地建物の原形復帰の民事訴訟を提起すべく準備中である。(3)通常財産 預金若干、事務用品、寝具 (4)所在地その他 所在地台東区中根岸106 専従職員 常任理事1名、女子職員1名

(イ) 総務課

法務省組織令第47条

1 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項

- (1) 出入国管理業務に関する当局の基本方針を確立し、その運営について協議するため、毎週1回幹部会議を開催している。
- (2) 入国管理局所管行政運営上の企画性を推進し、その業務の合理化に資するため、差し当りの措置として、企画室を置き、企画に関する重要事項を検討するため、企画室会議を置いている。企画室において企画、立案した事項は、総務課長から上記の幹部会議に報告される。
- (3) 出入国管理令第9条第2項および第17条第1項の規定に基づく医師の指定に関し、厚生省と連絡し、下記のとおり指定した。

年 度	指 定 次 数	指 定 件 数
昭 和 30 年		
昭 和 31 年	第 4 次	17
昭 和 32 年		
昭 和 33 年	第 5 次	11
//	第 6 次	18
昭 和 34 年	第 7 次	1
//	第 8 次	7

2 出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項

- (1) 法務省設置法の一部を改正する法律（昭和34年法律第50号）により、千葉港、舞鶴港、伊丹空港、小倉港、三角港にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設置し、7月1日から実施された。
- (2) 出入国管理令施行規則の一部を改正する省令（昭和34年法務省令第38号）により、新たに伊丹空港を出入国管理令上の出入国港に指定し、7月1日から実施した。
- (3) 出入国管理令第67条の規定が適用されない期間を定める政令の一部を改正する政令（昭和34年政令第148号）により、同期間を昭和35年4月27日に定めた。
- (4) 法務省組織令の一部を改正する政令（昭和34年政令第297号）により、9月15日から登録管理官を廃止して、登録課を置いた。
- (5) 日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定に基づく在日朝鮮人の帰還に関する業務遂行のため、東京入国管理事務所新潟港出張所の組織の細目に関する昭和34年9月25日付法務省訓第1号を定めた。

3 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項

入国管理局所管行政運営上の調査および広報に関する事務を充実するため、差し当りの措置として、調査広報室を置いた。調査に関する事務としては、外国人登録法の規定により法務大臣に送付された外国人登録写票を資料として、外国人の国籍別、年齢別、性別、職業別、在留資格別、居住地別等の登録事項を統計的に処理し、もって本邦に在留する外国人の実態を明らかにするための作業を開始した。

広報宣伝に関する事務としては、次のとおり官報資料版に掲載し、出入国管理業務に対する一般の認識を深かめることを期した。(イ)出入国管理とその実態(昭和34.6.11付官報資料)(ロ)外国人登録制度の現状(昭和34.9.11付官報)(ハ)入国警備官(昭和34.11.21付官報告知版)

4 本邦における外国人の在留に関する事項

5 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項 在日朝鮮人の北鮮帰還事務遂行に関し、東京入国管理局事務所新潟港出張所を増強するため、各入国管理事務所、入国者収容所から入国審査官及び入国警備官等31名を配置転換させた。昭和34年度における配置換又は転任は、395名である。

6 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項 出入国管理業務の一体的運営を図るため、入国者収容所、入国管理事務所長会同等を招集して基本的方策につき討議したほか、中央、地方の緊密化を図り、併せて重要事項の指示の徹底を期した。昭和34年中に行なつた主な合同は次のとおりである。

年月	件名	協議事項	備考
34.3	入国管理事務所審査課長会同	1. 出張所における正規業務の指導強化のために入国管理事務所審査課	18日、19日本省において開催

- 34.5 入国者収容所、入国管理事務所総務課長会同
- 34.7 入国者収容所、入国管理事務所所長会同

34.9 北海道、東北、裏日本方面出張所長会同

- として考慮すべき点如何。
2. 査証事前審査と期間更新審査の緊密化のための方策如何。
 3. 資格審査業務の公正適切を図るための改善対策如何。
 4. 審判規程実施の成績にかんがみ、現地審査課関係業務の合理化、適正化及び能率化を一層ならしめるために、更に考慮を要すべき点外如何。
 5. 実態調査を更に積極的に推進するための方策如何。

省略

- 過去の入管行政運営の経験にかんがみ、次の点につき、考慮すべき事項如何
1. 対外関係機関との業務上の関連と今後の方針
 2. 在留期間更新に関する従来の方針の再検討と今後の方針
 3. 違反調査、違反審査の能率的処理方策
 4. 収容行政の過去と今後の方針

1. 東北、北海道、裏日本方面出張所における人員構成と業務処理について
2. 関係機関との連絡協調について
3. 共産圏諸国船舶の取扱について

28日、29日本省において経理部主催で開催
8日、9日本省において開催

15日仙台入国管理事務所青森港出張所で開催

34.9	入国者収容所、入国管理事務所所長、警備部課長 会同	北鮮帰還に伴う出入国管理業務の処理について	21日、22日本省において開催
------	------------------------------	-----------------------	-----------------

7 入国管理局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

- (1) 久しく休刊していた入国管理月報を、本年8月より復刊し部内執務資料として毎月1回刊行した。その外に主なる資料として次のとおり作成配布した。(イ)重要訓令通牒カード (ロ)国会資料 (ハ)出入国管理とその実態(入管白書) (ニ)邦訳「出入国管理に関する韓国の法令、附韓国身分法」(入管シリーズ別冊3) (ホ)審判規程解説II(入管シリーズ別冊6)
- (2) 以上のほか、入国管理局各課事務の総合調整、職員の共済、厚生および省内外他部局課との連絡調整に関する事項並びに公文書の接受、発送、官印の管守に関する事項等を掌理し、さらに人事、予算、会計、営繕、研修に関する事項について、官房人事課、経理部および法務総合研究所に、それぞれ協力した。

(ロ) 入国審査課

法務省組織令第48条

- 1 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項 外国人が本邦に入国しようとする場合には、有効な旅券又は乗員手帳を所持しなければならない(出入国管理令第3条)。また、上陸するには、一般上陸と特別上陸との区別に従い、それぞれ上陸港において入国審査官の審査を受け、許可を得なければならない(同令第7条～第12条、第14条～第18条)。

一般上陸者数

年度別	人員
30年	63,031
31年	66,356
32年	80,361
33年	96,514
34年	124,019

特例上陸許可件数

年度別	寄港地上陸	観光通過上陸	転船上陸	緊急上陸	水難上陸
30年	604,583	2,901	1,485	689	256
31年	659,723	3,013	2,706	789	183
32年	706,035	3,620	4,060	1,013	305
33年	653,748	6,805	3,396	696	173
34年	743,561	7,521	4,400	781	355

- 2 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項 外国人が本邦から出国する場合、日本人が本邦から出国する場合には、いずれも入国審査官から出国の証印を受けなければならない(令第25条、第60条)。また、日本人が帰国する場合にも入国審査官から帰国の証印を受けなければならない(令第61条)。

外国人出国手続状況

年度別	人員
30年	65,070
31年	67,502
32年	80,628
33年	94,038
34年	123,130

華僑帰国者出国手続状況

年度別	帰国区分	帰国年月日	総数
30年	第4次 第5次 第6次	2月9日	277
		3月16日	73
		12月4日	156
31年	第7次 第8次 第9次	6月18日	191
		7月18日	35
		8月20日	277
32年	第10次	5月9日	140
33年	第11次 第12次 第13次 第14次	4月10日	15
		4月25日	15
		6月7日	13
		6月29日	80
34年			

北鮮帰還者出国手続状況

帰還区分	帰還年月日	総数	朝鮮人	日本人
第1次 第2次 第3次	34年12月14日	975	902	73
	// 22日	976	899	77
	// 28日	991	916	75

日本人出国手続状況

年度別	人員
30年	42,900
31年	57,519
32年	73,249
33年	81,514
34年	92,365

日本人帰国手続状況

年度別	人員
30年	37,578
31年	48,633
32年	62,088
33年	72,514
34年	80,623

中共地区よりの邦人引揚者の帰国手続状況

年 度 別	引 揚 区 分	引 揚 年 月 日	総 数
30 年	第 10 次	2 月 24 日	949
	第 11 次	3 月 29 日	815
	第 12 次	12 月 26 日	383
31 年	第 13 次	7 月 2 日	335
	第 14 次	8 月 1 日	610
	第 15 次	9 月 5 日	570
32 年	第 16 次	5 月 24 日	1,488
33 年	第 17 次	4 月 24 日	431
	第 18 次	5 月 7 日	423
	第 19 次	5 月 27 日	562
	第 20 次	6 月 21 日	554
	第 21 次	7 月 31 日	579
34 年	—	—	—

ソ連地区よりの邦人引揚者の帰国手続状況

年 度 別	引 揚 区 分	引 揚 年 月 日	総 数
30 年	第 4 次	4 月 18 日	88
	第 5 次	12 月 11 日	43
31 年	第 6 次	3 月 6 日	19
	第 7 次	6 月 9 日	63
	第 8 次	8 月 19 日	115
32 年	第 9 次	31年 10月16日	47
	第 10 次	// 12月 7日	23
	第 11 次	// 12月26日	1,025
	第 12 次	32年 8月 1日	219
	第 13 次	// 10月20日	545
33 年	第 14 次	33年 1月14日	545
	第 15 次	// 1月27日	549
	第 16 次	// 9月 7日	472
34 年	第 17 次	34年 2月 5日	172
	第 18 次	// 9月28日	58

北鮮地区より邦人引揚者の帰国手続状況

年 度 別	引 揚 区 分	引 揚 年 月 日	総 数
30 年	—	—	—
31 年	第 一 次	8 月 22 日	36
32 年	—	—	—

33 年	—	—	—
34 年	—	—	—

北ヴェトナム地区より邦人引揚者の帰国手続状況

年 度 別	引 揚 区 分	引 揚 年 月 日	総 数
30 年	—	—	—
31 年	—	—	—
32 年	—	—	—
33 年	—	—	—
34 年	第 一 次	34年 3月24日	8
		// 8月11日	31

3 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項 本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人は船舶又は航空機を利用せざるを得ない。従つてこれらの人を運送する船長、機長又は運送業者が出入国管理に協力しなければ所期の目的は達成出来ない、出入国管理令上特に船舶等の長及び運送業者に義務を負わしているものこのためにはかならない。

4 査証の事前審査及び仮入国審査に関する事項 入国審査課は、以上の各項に関し、入国管理事務所及び同出張所を指導監督する立場にあるが、当課自体としても在外公館の発給する査証の事前審査及び仮入国申請に対する審査を行つている。

日本へ入国を希望する外国人は、あらかじめ最寄りの日本在外公館に出頭し査証を申請することになつている。この場合、特定の国籍及び渡航目的を有するものについては、外務省と当省との協議に基づき、当該公館は外務省に経伺し、同省から法務省に査証許与の可否を事前に協議することになつており、当課では入国に関する可否を審査決定し、その結果を外務省に回答し、同省から当該日本在外公館に指示がなされる。これを査証の事前審査というのである。

仮入国申請とは、在外公館のない地域（例えば、韓国）からの入国申請である。この場合在本邦外国公館は外務省あて口上書により仮入国許可依頼状を提出してくる。右口上書は外務省から入国管理局へ移され、当課でその者の入国の可否を決定し、外務省を経て在外本邦外国公館に回答するとともに、これを上陸港入国審査官に通報する。本人は有効な旅券を所持するのみで、出入国港に到り、上陸審査を経て上陸することになつている。

I 査証の事前審査状況

(1) 自由諸国 (イ)

国籍別 区分	自由諸国 (イ)																						
	アフガニスタン	アルゼンチン	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	ボリヴィア	ブラジル	ビルマ	カンボディア	カナダ	セイロン	チリ	中国	コロンビア	キューバ	デンマーク	エジプト	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハイチ	インド
31年	2	2	3	3	1	1	2	2	6	6	4	4	319	-	-	8	-	1	10	41	4	-	45
32年	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	4	4	259	-	-	7	-	1	9	31	2	-	41
33年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	60	-	-	1	-	-	1	10	2	-	4
34年	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	3	3	545	-	-	20	1	6	83	128	7	8	41
計	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	3	3	489	-	-	19	1	6	82	128	6	8	40
許可	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	56	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1
不許可	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	6	6	548	-	-	5	1	-	23	93	3	-	58
計	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	7	7	2,423	-	-	14	1	-	23	93	3	-	58
許可	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	1	2,191	-	-	5	1	-	23	92	3	-	55
不許可	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	232	-	-	12	-	-	-	1	-	-	3
計	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	7	7	2,634	-	-	6	1	-	71	56	3	-	78
総数	1	4	55	152	3	2	9	4	1	34	7	7	2,475	-	-	6	1	-	66	54	3	-	61
4-1-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4-1-3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-5	106	-	2	-	-	-	-	2	3	1	5	2	2	-	-	2	-	2	6	-	-	-	-	-
4-1-6	285	-	-	2	-	-	7	4	4	4	5	-	138	-	-	-	-	1	5	-	-	-	-	-
4-1-7	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-
4-1-8	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-
4-1-9	594	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	-	-	-	-	-	-	30	17	1	-	-	-
4-1-10	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-11	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-12	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-15	265	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-16-1	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-16-3	3,013	-	1	1	6	2	2	2	14	-	-	264	-	-	-	4	-	-	18	17	1	-	-	44
不許可	209	1	1	2	-	2	-	-	3	-	-	74	-	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	17

I 査証の事業審査状況

(1) 自由諸国

(ロ)

区分	国籍別																									
	計	可	インドネシア	イラシ	イラク	アイルランド	イスラエル	イタリ	ヨルダン	韓国	ラオス	レバノン	メキシコ	ネパール	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	パキスタン	パナマ	ペルー	フィリピン	ポルトガル	スペイン	スウェーデン	スイス	シリヤ
31年	計	可	17	2	-	-	6	1	-	23	-	-	1	-	1	-	10	3	-	-	27	10	1	17	8	-
	許	可	14	2	-	6	1	-	19	-	-	-	1	-	1	-	10	3	-	-	22	10	1	11	7	-
32年	計	可	3	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	6	1	-
	許	可	28	14	1	-	19	5	2	17	-	4	4	-	11	-	15	2	-	-	56	3	2	22	15	1
33年	計	可	28	2	-	-	-	-	17	-	-	4	-	-	11	-	15	2	-	-	44	3	2	22	14	1
	許	可	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	1	-
34年	計	可	16	18	1	-	25	35	-	40	3	3	3	1	19	2	3	14	1	1	89	6	5	3	15	1
	許	可	15	18	1	-	24	34	-	31	3	3	3	1	19	2	3	14	1	1	68	3	4	3	15	-
34年	計	可	1	-	-	-	1	1	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	3	1	-	-	1
	許	可	8	10	3	1	20	19	-	30	4	4	4	1	15	3	1	58	1	-	83	7	37	4	38	-
34年	計	可	7	10	3	1	20	18	-	21	4	4	4	1	15	3	1	58	1	-	67	7	37	4	37	-
	許	可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34年	計	可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	許	可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4-1-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-16-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1-16-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不許	可	可	1	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
可	可	可	1	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 共産圏諸国

区分	国籍別 数	国籍別										
		ブルガリア	中 共	チェ ッ コ ス ロ バ キ ア	ハン ガ リ ー	ポー ラ ン ド	ル マ ニ ア	ソ 連	蒙 古	東 独	北 ベ ト ナ ム	北 鮮
31年 計	36	1	2	4	2	3	1	19	1	-	-	3
許可	31	1	2	3	2	3	1	19	-	-	-	-
不許可	5	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	3
32年 計	595	4	69	59	5	57	4	390	-	7	-	-
許可	579	4	69	59	5	57	4	374	-	7	-	-
不許可	16	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-
33年 計	804	3	109	77	10	32	4	552	4	10	3	-
許可	794	3	109	77	7	30	4	547	4	10	3	-
不許可	10	-	-	-	3	2	-	5	-	-	-	-
34年 計	814	2	9	305	7	19	7	442	4	16	3	-
総数	801	2	9	299	3	19	7	439	4	16	3	-
許 可	1	86	-	20	-	4	-	62	-	-	-	-
	2	81	-	4	-	3	-	74	-	-	-	-
	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9	354	-	224	-	-	-	130	-	-	-	-
	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	16-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	16-3	279	2	9	50	3	12	7	173	4	16	3
不許可	13	-	-	6	4	-	-	3	-	-	-	

(注) 査証の事前審査は昭和30年10月外務省との取極めにより実施することとなったので本統計は昭和31年度からとした。

(イ)

II 仮入国審査状況

国籍別 区分	仮入国審査状況																					
	ニカラグア	ニュージランド	オランダ	メキシコ	レバノン	韓国	イスラエル	アイルランド	インドネシア	インド	ドイツ	フランス	エジプト	エクアドル	デンマーク	コロンビア	中国	カナダ	ベルギー	オーストリア	オーストラリア	アルゼンチン
31年 計	-	-	17	1	-	155	4	3	-	3	9	-	-	13	-	59	30	13	2	91	-	2,090
許可	-	-	17	1	-	138	4	3	-	3	9	-	-	13	-	50	30	13	2	88	-	2,043
不許可	-	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	3	-	47
32年 計	-	-	-	-	-	182	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	15	-	-	62	-	2,289
許可	-	-	-	-	-	166	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	14	-	-	57	-	2,258
不許可	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	5	-	31
33年 計	-	-	-	-	-	441	2	2	2	2	4	4	1	1	1	52	27	27	3	51	51	1,197
許可	-	-	-	-	-	420	2	2	2	2	4	4	1	1	1	47	27	27	3	51	51	1,156
不許可	-	-	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	41
34年 計	-	-	-	-	-	220	5	5	3	-	1	1	-	-	-	43	21	20	-	80	80	276
許可	-	-	-	-	-	166	5	5	3	-	1	1	-	-	-	34	20	20	-	80	80	677
不許可	-	-	-	-	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	1	-	-	-	40
総数	-	-	-	-	-	220	5	5	3	-	1	1	-	-	-	43	21	20	-	80	80	677
4-1-1	-	-	-	-	-	166	5	5	3	-	1	1	-	-	-	34	20	20	-	80	80	677
4-1-2	-	-	-	-	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	1	-	-	-	40

(4) 在留期間更新に関する事項 (令第21条)

年度	件名	受 理		処 理			未 処 理	
		総 数	旧 受	新 受	総 数	許 可		不 許 可
昭和34年度		48,872	2,342	46,530	46,627	45,967	655	2,245
〃 33年度		42,558	1,994	40,764	40,216	39,520	696	2,342
〃 32年度		29,211	1,537	27,674	27,217	26,727	490	1,994
〃 31年度		23,513	1,632	21,881	21,976	21,320	656	1,537
〃 30年度		15,722	470	15,252	14,090	13,567	523	1,632

2 外国人の永住許可に関する事項 (令第22条) 本年度は該当件数なし。昭和33年度5件あるが内1件は同年資格取得表に加算し内4件は同年資格変更表に加算し何れも許可として処理した。

3 外国人の再入国の許可に関する事項 (令第22条)

年度	件名	受 理		処 理			未 処 理	
		総 数	旧 受	新 受	総 数	許 可		不 許 可
昭和34年度		8,768	397	8,371	8,410	7,970	440	358
〃 33年度		8,353	144	8,209	7,956	7,894	62	397
〃 32年度		8,682	110	8,572	8,538	8,490	48	144
〃 31年度		6,845	1	6,844	6,735	6,652	83	110
〃 30年度		5,816	36	5,780	5,815	5,729	86	1

(二) 審判課

法務省組織令第50条

1 違反審査に関する事項 (出入国管理令第44条～第47条)

年 別	総 人 員
昭和30年	4,121
昭和31年	5,953
昭和32年	6,608
昭和33年	5,508
昭和34年	5,332

2 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項

(1) 収容令書の発付 (令第39条～第42条)

昭和33年以前は集計していない。昭和34年は下表のとおりである。

事件内容	国籍別		
	朝 鮮 人	中 国 人	その他の外国人
不法入国	1,559	44	45
不法残留	732	189	394
刑罰法令等違反	182	15	3
計	2,473	248	442

(2) 退去強制令書の発付 (令第47条～第49条)

事件内容	国籍別														
	朝 鮮 人					中 国 人				その他の外国人					
年別(昭和)	30年	31年	32年	33年	34年	30年	31年	32年	33年	34年	30年	31年	32年	33年	34年
不法入国	1,734	1,388	2,007	1,463	1,304	74	26	36	25	7	12	19	32	14	31
不法残留	126	227	342	235	342	177	94	45	14	48	90	90	59	64	54
刑罰法令違反等	252	159	77	60	20	78	42	29	31	28	2	2	4	1	2
計	2,111	1,774	2,426	1,708	1,666	329	162	110	97	83	104	111	95	79	87

(注) ①「不法入国」とは、令第24条第1号、第2号、第3号及び第5号に該当するもの(外国人登録令第16条第1項第1号該用者を含む)である。②「不法残留」とは、令第24条第4号(ロ)、第7号に該当するものである。③「刑罰法令違反等」とは、令第24条第4号(イ)及び(ハ)から(ル)までに該当するもの(外国人登録令第16条第1項第2号ないし第4号該用者を含む)である。

3 外国人の上陸及び退去強制について口頭審理及び異議の申立に関する事項

(1) 外国人の上陸についての口頭審理 (令第9条、第10条)

年 別	総 人 員
昭和30年	統計せず
昭和31年	統計せず
昭和32年	2,970
昭和33年	2,933
昭和34年	1,457

(2) 外国人の退去強制についての口頭審理 (令第48条)

年 別	総 人 員
昭和30年	2,719
昭和31年	3,808
昭和32年	3,485
昭和33年	3,113
昭和34年	3,406

(3) 外国人の上陸に関する異議の申立と法務大臣の裁決 (令第11条, 第12条)

年別	異 議 の 申 立			裁 決 の 結 果				取 下	未 裁 決
	総 人 員	旧	新 受	総 人 員	上陸不許可	上陸特別許可	理由あり		
昭和30年									
昭和31年	164	0	164	164	13	145	6	0	0
昭和32年	171	0	171	156	0	154	2	11	3
昭和33年	258	3	255	226	5	212	9	19	13
昭和34年	320	13	307	264	6	249	9	49	7

(注) 昭和30年の異議申立及び裁決の結果の総人員は(2)の昭和30年の総人員に含まれる

(4) 外国人の退去強制に関する異議の申立と法務大臣の裁決 (令第49条 第50条)

年別	異 議 の 申 立			裁 決 の 結 果				取 下	未 裁 決
	総 人 員	旧	新 受	総 人 員	退 去	在留特別許可	理由あり		
昭和30年	3,330			3,210	881	2,329	0	0	0
昭和31年	3,604	118	3,486	3,553	791	2,741	21	0	51
昭和32年	3,491	138	3,353	3,203	704	2,492	7	5	283
昭和33年	3,020	283	2,737	2,724	605	2,117	2	1	295
昭和34年	3,172	295	2,877	2,846	785	2,107	4	3	323

4 通報者に対する報償金の交付に関する事項 (令第66条)

年度	区 分	通 報 者	被 通 報 者	交 付 金 額
昭和30年		126人	686人	258,100円
昭和31年		94人	405人	158,600円
昭和32年		10人	417人	133,400円
昭和33年		82人	459人	173,450円
昭和34年		96人	96人	36,700円

5 出入国管理に関する行政訴訟及び人身保護請求事件 (令第68条)

区 分	大 臣 報 告					事 務 所 長 被 告				
	旧	新	受 計	既 済	未 済	旧	新	受 計	既 済	未 済
昭和30年	1	1	2	0	2	(1)12	(1)14	(2)26	(2)4	22
昭和31年	2	2	4	2	2	22	4	26	14	12
昭和32年	2	3	5	3	2	12	3	15	3	12
昭和33年	2	1	3	0	3	12	2	15	3	12
昭和34年	3	1	4	0	4	12	(1)1	(1)14	(1)6	8

(注) () 内の数字は人身保護請求事件数を表わす

(ホ) 警 備 課

法務省組織令第51条

1 違反調査に関する事項

(1) 違反調査処理状況 (出入国管理令第27条~第38条)

年度別	区 分	受 理			処 理	未 処 理
		前年度未処理	新規受理	計		
昭和30年				件 6,653	件 5,110	件 1,543
昭和31年		1,543	7,983	9,526	6,045	3,121
昭和32年		3,121	15,326	18,758	9,661	9,097
昭和33年		9,097	10,009	19,106	11,462	7,644
昭和34年		7,644	11,745	19,389	11,088	8,301

(2) 34年度未処理事案の内訳

区 分	在監・在院	市区町村通報	不法残留	その他	総 計
未処理事案	1,736	1,309	3,556	1,690	8,301

(注) 昭和34年度受理件数は諸統計表で未処理、受理の区分表示が出ていないため空欄にした。

2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項

(1) 収容状況

区分	年度別 収容区分	30年		31年		32年		33年		34年			
		収容場	収容所	収容場	収容所	収容場	収容所	収容場	収容所	収容場	収容所		
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
入所	朝鮮人	4,072	1,103	5,175	5,062	1,049	6,111	3,809	1,236	5,045	3,591	841	4,432
	中国人	631	259	890	503	94	597	266	93	359	369	86	455
	その他	877	239	1,116	876	340	1,216	452	166	618	473	159	632
	計	5,580	1,601	7,181	6,441	1,483	7,924	4,527	1,495	6,022	4,433	1,086	5,519
出所	朝鮮人	4,071	1,152	5,223	5,082	969	6,051	3,796	1,859	5,655	3,592	821	4,413
	中国人	637	293	930	506	119	625	264	96	360	366	87	453
	その他	882	232	1,114	879	349	1,228	450	171	621	472	147	619
	計	5,590	1,677	7,267	6,467	6,467	7,904	4,510	2,126	6,636	4,430	1,055	5,485
収容延人員(年間)	朝鮮人	48,036	609,878	657,914	43,010	625,271	668,281	38,641	366,375	405,016	34,648	393,137	427,785
	中国人	3,486	31,365	34,851	1,790	17,800	19,590	1,445	12,630	14,075	2,674	13,545	16,219
	その他	3,087	2,781	5,868	1,786	6,551	8,337	1,057	3,993	5,050	1,602	3,935	5,537
	計	54,609	644,024	698,633	46,586	649,622	696,208	41,143	382,998	424,141	38,924	410,617	449,541
収容人員(年末)	朝鮮人	51	1,655	1,706	54	1,736	1,790	64	1,113	1,177	63	1,133	1,196
	中国人	12	64	76	1	39	40	3	36	39	6	35	41
	その他	15	21	36	1	12	13	3	7	10	4	19	23
	計	78	1,740	1,818	56	1,787	1,843	70	1,156	1,226	73	1,187	1,260

(備考) 上記表中昭和30年度欄は前統計表を調査したのが国籍別に「入所、出所、収容延人員、収容人員」の区分に従って表示されたものがなかつたので空欄にした。

(2) 退去強制令書による送還状況

区分	年度別					計	
	30	31	32	33	34		
朝鮮	集団送還	707			1,003		1,710
	単独送還	433	664	1,074	799	998	3,968
	計	1,140	664	1,074	1,802	998	5,678
中国	351	168	64	45	38		666
その他	95	101	87	57	103		443
計	1,586	933	1,225	1,904	1,139		6,787

3 水難から救護された外国人の送還に関する事項

国籍別	年度別					計
	30	31	32	33	34	
朝鮮		157	73	4	198	282
中国		7	134	18	96	405
ノールウェー		1	2	47		50
フィリピン		3				3
スウェーデン		1				1
アメリカ		5	52			57
イギリス					13	13
ドイツ					17	17
ギリシャ			36			36
ポルトガル			7		31	38
インドネシア				8		8
ラオス				96		96
その他		9	1			10
	256					256
計	256	183	305	173	355	1,272

昭和30年度 256件の国籍別統計はないため当該欄は空欄とした。

4 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する事項

(1) 入国者収容所、収容場その他の施設の警備及び被収容者の処遇について

① 川崎入国者収容所の集団拒食事件 川崎収容所被収容者中国人黄文理は、台湾、中国、香港のいずれへの送還をもき避し、本邦居住を執拗に希望していたが、9月12日令第59条による香港送還を行うとした際、同房の中国人全員(33名)が黄を擁してその出房をはばんだため、主謀者と目される8名を隔離収容したところ中国人収容者全員が同日朝食からハンストに入り中国大使館・報道機関等外部に同情を訴えたが、収容所側の毅然たる態度と説得により、うち23名は13日夕食から、他の10名は15日夕食から摂食して解決した。なお黄はその後送還手続が不調に終り34年12月末現在なお収容中である。

② 大村入国者収容所の騒じよう事件

(イ) 大村収容所に収容中の朝鮮人の集団送還が、韓国側の受入れ拒否などにより、昭和33年5月以降停頓、従つて被収容者は常時1000名を越える状態となり、かたがたかねてから紛争を続けていた被収容者南鮮系北鮮系両派の対立が、8月12日日韓会談の無条件再開、翌13日在日朝鮮人の北鮮帰還協定成立を契機にとみに悪化し、8月17日北鮮送還を申出た崔東洛、河然七の2人が南鮮組数名により傷害を受けたことから、北鮮組は加害者の嚴重処罰を要求して新収容所正門内側に座り込みを行なうに至つた。また南鮮組は8月20日男子約500名が北鮮組の収容所外への即時移収と加害者の不処分を要求してこれまた衆をなして収容所内デモを行なうなどの行動に出た矢先、9月20日市立大村病院に胆嚢炎のため入院中であつた曹杓煥(男62才)が死亡したことにより、病棟入室中の28名が曹の死亡に対する抗議ハンストに入るなど南北両派の対立が、収容所側への不満誘発となり、9月26日南鮮組約500名が1棟(北鮮組)附近に押しかけ投石等により窓硝子約200枚を破壊し、更に昼食撤入の間隙を捉え収容者約200名が塀外になだれ出て反抗的態度を示した。長崎県警の警察官120名の応援を得て3時間後に塀内に押入れたが、要求貫徹を叫んで帰棟を拒否したので実力行使により約4時間を要して各棟に入棟させた。この紛争による双方の被害は次のとおりであつた。

入国警備官	比較的重傷	3名	軽傷	64名
警察官			軽傷	10名
被収容者			軽傷	19名

損壊されたもの 窓及び扉ガラス 353枚窓枠、出入口扉、電話機、金網等多数

(ロ) 10月5日収容所内秩序維持のため警察官628名の応援を得て首謀者30名を各棟から隔離収容し、引き続き南鮮組各棟の一斉検索を実施し刃物及び鉄製窓枠で造つたノミ類、フォーク等38点、ライター、サイダー瓶、石塊、板切れ等の多数を押収した。次いで翌6日北鮮組収容棟の一斉検索を実施し刃物類10点、鉄棒、石塊等280点を押収し、入国警備官に抵抗した9名を隔離収容した。

③ 大村入国者収容所の集団拒食事件 11月10日北鮮送還を強く希む収容者109名は、日朝赤十字社間の北鮮帰還協定の枠外とし取扱われることとなつたため焦燥感から全員釈放による自由帰国と帰還第1船の乗般を要求し一斉に同日昼食よりハン

ストに入つたが、収容所当局の再三にわたる説得により、同月15日夕食から全員摂食し解決した。

(2) 被収容者の仮放免について(出入国管理令第54条)

被収容者の新規仮放免状況

区分 年度別	収容令書を発付されている者の仮放免					退去強制令書を発付されている者の仮放免		
	30	31	32	33	34	30	31	32
朝鮮	308	1,242	1,409	1,203	1,525	584	2,560	1,973
中国	130	350	243	113	184	128	186	140
その他	112	413	155	64	111	7	43	21
計	550	2,005	1,807	1,380	1,820	719	2,789	2,134

区分 年度別	計							
	33	34	30	31	32	33	34	
朝鮮	921	993	892	3,802	3,382	2,124	2,518	
中国	89	124	258	536	383	202	308	
その他	21	22	119	456	176	85	133	
計	1,031	1,139	1,269	4,794	3,941	2,411	2,959	

5 保証金の納付、返還及び没取に関する事務 仮放免許可に基づく保証金について、昭和34年における状況は次のとおりである。

納付額 12,016万円 返還額 10,516万円 没取額 266万円

6 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項 入国警備官にのみ武器を携帯させているが、その内容は次のとおりである。

けん銃 ベレッタ 300丁保有

その使用状況中弾丸については、次のとおりである。ただし射弾は春秋2回の射撃訓練に使用したものである。

弾丸 10,066 年度始保有数 6,217 射弾数 3,849 年度末保有数

(へ) 登録課

法務省組織令第52条

1 外国人の登録に関する事項

(1) 外国人登録法の改正と運用について

(イ) 外国人登録に関する記録に一貫性を保たせることおよび同事務の簡素化を図る目的をもつて、登録原票および同写票の様式を改正してその累年化を実施するため、

(a) 「外国人登録法施行規則の一部を改正する省令(昭和34年法務省令第31号)」および「外国人指紋押捺規則の一部を改正する省令(昭和34年法務省令第32号)」を8月1日に公布し、即日施行した。(b) 上記省令改正に伴い、外国人登録法関係法令の執行の細部を定めた旧「外国人登録事務執務提要(昭和31年6月26日付法務省管登合第356号通達)」を7月31日付をもつて廃止するとともに、新「外国人登録事務執務提要(昭和34年6月10日付法務省管登合第350号通達)」を8月1日から実施するよう都道府県知事および全国市区町村長に配付した。(c) 上記省令および執務提要の改正に伴う登録事務の取扱を徹底させるため、下記のとおりブロック会議を実施した。

ブロック別	日 程	開催地	参加県および入管事務所
東北地区	6月19日～20日	秋田県	北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城および福島県、札幌および仙台入管事務所
関東甲信越地区	6月16日～17日	栃木県	栃木、茨城、群馬、長野、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟および山梨県、東京および横浜入管事務所
中部地区	6月19日～20日	三重県	三重、愛知、静岡、岐阜、福井、石川および富山県、名古屋入管事務所
近畿地区	6月26日～27日	大阪府	大阪、滋賀、京都、兵庫、奈良および和歌山県、大阪および神戸入管事務所
中国・四国地区	6月23日～24日	広島県	広島、鳥取、島根、岡山、山口、香川、徳島、愛媛、および高知県、広島、下関および高松入管事務所
九州地区	6月29日～30日	長崎県	長崎、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎および鹿児島県、福岡および鹿児島入管事務所

- (d) 9月2日(水)～9月4日(金)までの3日間、法務省別館大会議室において、外国人登録事務従事市町村職員第5回中央研修を実施した。
- (e) 法解釈に関する照会に対する調査回答

区 分	年 別				
	昭和30年	// 31年	// 32年	// 33年	// 34年
調査回答(主として都道府県宛)	765	8,441	790	1,394	12,269
一 般 往 信	89	106	82	95	173
計	854	8,547	872	1,487	12,442

2 一般業務 外国人に係る登録事務(指紋事務を含む)は、地方公共団体の長に委託しているため、外国人が在留する市区町村長が行なう登録事務を都道府県知事が指導監督し、その都道府県知事の業務を法務大臣(登録課)が更に指導監督している。

外国人登録事務の概況

区 分	年 別	昭和30年	// 31年	// 32年	// 33年	// 34年
登録人員数(12月末日現在)	人	641,482	638,050	667,036	676,983	686,613
同 上 国 籍 数	カ国	70	70	69	76	78
登録事務取扱市区町村窓口数(3月末日現在)	カ所	5,713	4,873	4,684	4,319	4,142
地方公共団体に配付した登録事務委託費	総 額	千円	77,297	86,094	91,728	87,481
	都道府県	千円	47,560	45,509	45,907	45,919
	市区町村	千円	29,737	40,585	45,821	41,562
登録課の業務指導監査回数	回	16	10	10	12	11
市町村における登録事務の主なる取扱件数(経常分)	新 規 登 録	件	63,732	53,171	47,217	47,297
	確 認 申 請	件	66,139	80,626	59,753	35,927
	引 替 交 付 申 請	件	15,285	12,818	12,653	7,821
	再 交 付 申 請	件	15,221	9,806	7,678	6,895
	証明書交付予定期間指定件数	件	-	37,325	30,552	28,677
	居住地変更登録	件	219,203	168,792	165,423	173,586
	居住地以外の変更登録	件	50,423	63,848	69,779	76,891
	原票の閉鎖措置件数	件	50,998	40,293	36,139	36,961
	一指指紋の押捺件数	件	87,032	79,317	69,626	47,529
	十指指紋の押捺件数	件	12,027	8,207	6,142	5,403
違反件数	件	36,730	40,671	38,033	29,041	
入管出先への通報件数	件	3,635	3,216	4,960	8,753	
在留資格関係業務件数	件	37,484	26,341	25,963	36,128	
照会回答件数	件	1,468,146	1,528,197	1,528,581	1,484,826	

3 臨時的業務

(イ) 登録証明書の大量切替業務 外国人登録法第11条第1項に規定する確認申請が、昭和34年10月を中心に前後3ヵ月余の間に集中的に行なわれ、551,503名の登録証明書の切替交付業務を実施した。

a 諸用紙の配付 外国人登録法施行規則の一部改正(前記1の(1)参照)に伴ない⑥登録証明書、登録原票、登録写票、各申請書その他の諸用紙を作成して、各都道府県に送付した。

b 切替基本対策 外国人登録証明書の大量切替に関する基本対策を定め、各都道府

県に送付（8月6日付法務省管登合第489号通達）した。

c 会議 (I) 外国人登録事務主管課長会議 各都道府県の登録事務主管課長および登録事務担当官を招集し、8月11日（火）法務省別館大会議室において、上記切替基本対策等について協議した。(II) 取締関係官庁との打合会議 7月30日（木）法務省別館第2会議室において、警察庁、最高検、公安調査庁、刑事局等担当官と前記切替基本対策について打合せた。

d 都道府県に対する指導監督のための出張 延4回

e 登録証明書切替に関する周知宣伝

(I) 外国人の陳情回数 本省 延4回 20名 都道府県および市町村 延1,560回 10,370名 (II) 新聞広告（日、韓、英文）10月～11月の間 朝日、毎日、読売、産経新聞、英文毎日、ニホンタイムス、新世界、東和新聞、KIPに延24回掲載した。(III) ポスター 30,000枚を印刷し、各都道府県に送付した。(IV) ラジオ放送 法務大臣官房秘書課広報連絡室長において、日本放送協会の9月から12月までの「広報計画」に上記登録証明書の大量切替に関する放送項目を織り込ませ、また民放連にも放送につき協力を求める手続をとるために必要な資料を同室長に提出した。(V) 各都道府県および市町村 確認申請時期の到来した外国人に対し、通知書を発送する外、チラシを配付する等、それぞれ都道府県および市町村の実情に応じて独自の方法で活潑な宣伝が行なわれた。

f 地方公共団体に配付した登録事務委託費

総計 44,630千円 都道府県 4,919千円 市町村 39,711千円

g 市町村における主なる取扱件数（臨時分） 確認申請受理件数 551,503件 交付予定期間指定件数 113,979件 一指指紋捺捺件数 373,198件 十指指紋捺捺件数 2,596件 違反処理件数 29,571件 照会回答件数 1,015,803件

h 表彰関係 登録証明書の大量切替に際し関係者全員の協力と努力により諸般の困難を克服して、極めて優秀な成績を収めた市町村に対しては法務大臣名をもつて、また登録事務に永年勤続し、今次切替業務にも精励して外国人登録法の適正な運用に大いに寄与した地方公共団体職員に対しては局長名をもつてそれぞれ表彰することとし、12月17日付法務省管登合第790号をもつて各都道府県知事に対し、被表彰者の推せんを依頼した。

(四) 朝鮮人の北鮮帰還業務

a 登録事務処理要綱の通達 「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」に基づく帰還実施のために日赤地区、分区及び支部が行なう業務と、都道府県および市区町村外国人登録係の行なう登録業務のそれぞれの執行については、相互に関連を保たせる必要があるので、「北鮮帰還者に係る外国人登録事務処理要綱」を定め、9月11日付法務省管登合第569号をもつて通達した。

b 会議 8月19日（水）および同月22日（土）の両日法務省および厚生省において、前記登録事務処理要綱について協議した。

c 地方公共団体に対する委託費 地方公共団体に対する外国人登録事務委託費として下記のとおり予備費使用を認められた。総計 1,623千円、都道府県 664千円、市町村 959千円（地方公共団体に対する配付は35年1月上旬）

2 出入国及び外国人登録に関する記録の整理及び保管に関する事項

1 出入国等に関する記録の整理保管状況

区 分	年 別	昭和30年	31年	32年	33年	34年
カードの保管枚数累計	枚	1,179,394	1,427,652	1,524,792	1,742,806	2,032,495
入国予定者に関する記録の処理件数	件	3,749	3,418	4,695	3,912	3,131
入国及び出国に関する記録の処理件数	入 国 者	63,031	76,661	88,819	104,763	124,019
	出 国 者	65,070	76,267	92,048	110,682	123,130
	計	128,101	152,928	180,867	215,445	247,149
在留に関する諸記録の処理件数	在留資格取得	10,249	17,689	12,934	16,142	15,806
	在留資格変更	1,041	386	180	260	105
	在留期間更新	13,424	21,320	23,612	38,867	46,530
	在留資格抹消	1,529	963	995	664	931
	再入国許可	6,160	6,652	8,345	7,894	8,371
	在留特別許可	2,329	2,741	2,360	2,117	2,107
	被退去強制者	2,341	2,049	1,228	1,884	1,836
不法残留調査に関する諸記録の処理件数	死 亡	189	204	209	224	207
	修正報告	92	87	105	118	92
	計	37,354	52,091	49,968	68,170	75,985
出入国事実等に関する照会回答件数	記録の作成及び関係記録の照合調査 不法残留容疑リスト 登載	121,213	123,733	146,062	168,369	239,508
	リスト登載者の削除 リスト登載者の調査 結果報告書の処理	4,435	3,572	4,190	5,193	4,751
	計	1,656	2,982	3,513	3,099	2,562
在留外国人の実態調査に関する諸記録の処理件数	リスト登載者の調査 結果報告書の処理	1,859	2,324	2,266	3,436	6,720
	計	129,163	132,611	156,031	180,097	253,541
	口頭（来訪、電話）	12,442	12,355	8,101	11,577	17,658
在留外国人の実態調査に関する諸記録の処理件数	文 書	2,529	2,817	2,910	3,857	6,091
	計	14,971	15,172	11,011	15,452	23,749
在留外国人の実態調査に関する諸記録の処理件数	1カードと正カードとの照合補正件数	-	-	1,176	12,545	8,846

録の処理件数 (32年10月より実施)	Iカードを正カードにより補正した件数	-	-	417	2,793	3,002
	計	-	-	1,593	15,338	11,848

2 外国人登録に関する記録の整理保管状況

区 分	年 別					
	昭和30年	31年	32年	33年	34年	
年内に送付を受けた登録写票枚数	枚 258,965	枚 100,901	枚 115,500	枚 61,144	枚 237,700	
同上写票保管枚数累計(12月末日現在)	1,519,124	1,620,025	1,735,525	1,796,669	2,034,369	
登録番号台帳保管冊数累計(12月末日現在)	冊 582	冊 752	冊 879	冊 879	冊 879	
登録写票の補正件数	件 365,600	件 326,739	件 267,479	件 207,312	件 214,315	
登録番号台帳の補正件数	255,479	227,076	325,381	100,629	122,665	
失効措置件数(官報公示)	23,221	22,615	19,684	15,189	8,163	
登 録 証 明 書	出 国	34,736	36,257	39,815	32,964	25,482
	死 亡	5,114	4,609	4,291	4,122	3,003
	身 分 喪 失	2,584	1,998	3,255	3,001	2,569
	引 替 交 付	15,006	14,245	12,978	8,003	5,112
	書 き 損 じ	38,279	33,796	87,349	14,501	30,138
	そ の 他 の 理 由	917	974	818	2,128	1,029
	小 計	96,636	91,879	148,506	64,719	75,496
	再入国者の取扱件数	6,811	6,824	7,593	6,242	6,925
	計	126,668	121,318	175,783	86,150	82,421
	都道府県より送付された諸報告の審査検討	審査件数不明箇所照会又は指導、訂正指示件数	7,491	7,502	7,796	6,979
照会に対する調査回答件数	検 察 庁、裁 判 所	27,935	26,121	19,215	13,025	18,375
	警 察	24,617	25,008	47,118	51,024	49,111
	税 務 関 係	2,949	624	240	293	223
	地 方 入 国 管 理 官 署	11,629	19,911	46,001	97,056	49,441
	そ の 他	-	-	2,949	3,100	3,954
	計	67,128	71,664	115,523	164,498	121,104

在留外国人の実態調査用、カード(Iカード)の処理件数(地方入国管理官署への送付分)	Iカード作成数	-	-	枚 1,176	枚 12,545	枚 8,214
	補正資料送付数	-	-	720	17,510	12,369
地方入国管理官署に対する不法入国容疑新規登録者の通報件数	件 179	件 1,350	件 717	件 499	件 298	

3 外国人登録累年カードに関する記録の整理保管状況

累年カード化を完了した登録原票数

区 分	年 別					
	昭和30年	31年	32年	33年	34年	
22年5月～22年1月15日までに登録証明書の交付を受けた外国人に係る登録簿(①)	年内処理数	356,384	47,269	4,206	4,230	421
	処理数累計	675,906	723,175	727,381	731,611	732,032
25年1月16日～27年9月28日までに登録証明書の交付を受けた外国人に係る登録原票(②)	年内処理数	-	181,737	221,474	104,166	17,135
	処理数累計	-	181,737	403,211	507,377	524,512
27年9月28日～29年3月27日までに登録証明書の交付を受けた外国人に係る登録原票(③)	年内処理数	-	-	-	34,523	110,780
	処理数累計	-	-	-	34,523	145,303
計	年内処理数	356,384	229,006	225,680	142,919	128,336
	処理数累計	675,906	904,912	1,130,592	1,273,511	1,401,847

(注) 昭和34年7月31日以前においては、外国人に対し登録証明書を交付する度に登録原票を新たに作成していたため、昭和22年5月より引き続き在留する外国人に係る登録原票の数は5葉以上となり、かつ、外国人の居住地変更により全国的に分散している。市区町村の保管するこれらの原票のうち保存期間の経過したものを本省に取りよせ、個々の外国人に係る登録原票の記載事項等を1葉のカードによりまとめ、これを「外国登録累年カード」として整理保管している。

4 外国人登録指紋に関する記録の整理保管状況

区 分	年 別					
	昭和30年	31年	32年	33年	34年	
指紋原紙受理数	一指指紋	24,160	183,052	304,397	16,387	18,387
	十指指紋	5,650	1,509	15,411	5,222	4,088
	計	29,810	184,561	319,808	21,619	22,475
同上換値分類数	一指指紋	-	30,182	130,706	217,183	139,556
	十指指紋	-	3,315	8,838	386	4,209
	計	-	33,497	139,544	217,569	143,765

氏名小票作成数	年内作成数	-	39,946	175,811	267,152	161,244
	作成数累計	-	39,946	215,757	482,909	644,153
指紋不押捺者カード数	作成数	-	5,270	3,824	4,959	5,581
	削除数	-	1,128	1,021	1,317	726
	12月末日現在保管数	-	4,142	2,803	6,276	6,307
指紋鑑識(同一性の確認)	一指指紋	-	-	-	2,067	19,660
	十指指紋	-	-	-	982	8,688
	計	-	-	-	3,049	28,348
同上鑑識による不正登録発見件数	二重登録	-	-	-	8	9
	同上(異名)	-	-	-	2	6
	不法入国者	-	-	-	3	3
	不正登録	-	-	-	8	3
	計	-	-	-	21	21
国籍氏名生年月日の補正	受理数	-	7,584	6,892	5,769	4,731
	処理数	-	-	-	-	-
指紋原紙記載事項の照会補正	受理数	-	4,519	3,095	2,937	10,133
	処理数	-	-	-	-	-
失効、閉鎖措置に伴う補正	受理数	-	-	28,594	31,308	26,415
	処理数	-	-	-	-	42,268
指紋鑑識照会回答	受理数	-	-	-	-	17,361
	処理数	-	-	-	-	12,284

2 附属機関

(1) 法務総合研究所

法務省設置法第11条の4 法務総合研究所組織規程(昭27.8.1省令2号)

法務総合研究所事務分掌規程(昭34.4.1法務総合研究所訓令1号)

本年4月1日既存の法務研修所を発展的に改組し、新たに総合刑事政策の調査研究部門を併設して法務総合研究所と改称、新発足するに至つたが(昭和34年3月28日法律第50号法務省設置法の一部を改正する法律、同年3月30日法務省令第15号法務研修所組織規定の一部を改正する省令)、研究部門発足の趣旨及びその任務は次のとおりである。

研究部門発足の趣旨……最近におけるわが国の犯罪現象は、青少年犯罪をはじめとして、量質ともに悪化の傾向をたどつているように認められる。このような犯罪現象を前にして、関係各機関は、それぞれの立場から非常な熱意と努力とをもつてこれに対処してきているが、何分にも有機的な連けいのもとに一貫した総合的施策を強力に推し進めるまでには至っていないので、犯罪対策はまだ十分な効果をあげていないといいたい。戦後における犯罪増加の問題は、各国共通の悩みであつて、いずれの国もその対策に苦慮しており、欧米諸国においては、これに対する総合刑事政策を樹立するための調査研究機関を設置する気運にあるといえよう。わが国においても、そうした機関の活動は、関係当局者によつて長年にわたつて強く望まれていたのである。

研究部門の任務……刑事政策に関する総合的な調査研究を行なつて、犯罪の克服に資することをその任務とする。もとより、犯罪の克服は、文化・政治・経済・社会その他の分野における活動にまつところ大であるが、当所の研究部門は、社会学・心理学・精神医学・統計数理等関係諸科学にもとづき刑事政策を総合的立場から研究して、これにより刑事関係各当局が有効適切に施策を行なうことができるようにし、もつて犯罪の予防及び犯罪者の処遇の効率化に寄与しようとするものである。

業務の実施概要

法務総合研究所の内部組織は5部・事務局4課よりなり

研究第1部においては、刑事政策に関し、総合的調査研究の企画、関係諸科学の基本的研究及び研究の成果に基づく総合的対策に関する調査研究を担当し、

研究第2部においては、犯罪の予防、刑罰の効果並びに矯正保護の技術及び効果に関する実証的研究を担当し、

研修第1部においては、法務大臣所部の職員に行わせる法務に関する専門的研究及び検事に対する研修を担当し、

研修第2部においては、副検事、検察事務官、保護の事務に従事する職員及び入国管理の事務に従事する職員に対する研修を担当し、

研修第3部においては、法務局及び地方法務局の職員に対する研修を担当し、

事務局の総務課においては、庶務・人事・会計、そのほか他の課に属しない事務及び研究第1部・研究第2部の部務に必要な事務を、第1課においては、研修第1部の部務に必要な事務を、第2課においては、研修第2部の部務に必要な事務を、第3課においては、研修第3部の部務に必要な事務を、それぞれ担当している。

なお、地方研修業務の実施施設として法務総合研究所名古屋支所・同広島支所が設置されている。

〔研究部門〕

研究第1部

研究第2部

(研究第1部と研究第2部の業務は、前者が調査研究の企画、後者がその実施というように分れてはいるが、性質上両部が緊密な連けいを保つて遂行しているので併述する。)

発足第1年の事業として、

- 1 少年非行の予防対策、特に非行少年の予測に関する実証的研究
- 2 短期自由刑の効果に関する実証的研究

のテーマについて研究に着手したが、これを細分詳述すると、前者については、

- (イ) 少年院在院者及び対照群による早期予測因子の研究 非行をその潜在性のうちに予見するため、少年院在院者とそれに対照する正常少年について、年200例により調査研究に着手した。
- (ロ) 少年院在院者についての再犯予測因子の研究 非行に陥った者が再び非行を犯し、或いは非行をかさねる可能性を予見する方法で、160例について予備調査を実施した。
- (ハ) 保護観察に付された少年についての再犯予測因子の研究 非行に陥った者で保護観察に付された少年について再犯性を予測する方法で、200例の調査研究に着手した。
- (ニ) 少年調査票による再犯予測因子の研究 法務省刑事局に保管中の少年調査票1000例について、食糧管理法・外国人登録令・麻薬取締法・売春防止法・出入国管理令の違反者の調査を実施した。

後者については、

- (イ) 短期自由刑を受けた者の成行調査 昭和28年に、宇都宮・静岡・甲府の各刑務所から釈放された男子の初入受刑者2444人について、刑期と再犯との関係につき第1次調査を完了した。
- (ロ) 無差別抽出指紋原紙による短期自由刑の効果に関する研究 昭和29年1月現在の常用指紋原紙595,272枚に別保管の出所後10年経過のもの344,791枚を加えたもの(死亡者数5,090を除く)の総数の34,973枚のうちから、無作為抽出した4,989枚によつ

て調査を実施した。

以上の調査研究については研究部紀要及び資料等により、逐次その研究結果が報告される予定である。なお、酌量犯罪についても、全国検察庁より集めた精神鑑定例510例により調査研究がなされた。

3 犯罪白書の刊行企画 現下の犯罪の実情と、その対策として実施されてきた諸制度ないし諸施策、すなわち、犯罪とその対策の現況を解明すべく、これが要請に基づき本書の刊行を企図し、刑事政策に関連を有する部局より、資料・統計等の提供並びに援助をうけ、編さんに着手した。

4 内外の学会・研究所等との連絡 研究部の任務達成のためには、ひろく関係諸科学の成果に関する知識を絶えず摂取してゆく必要があるため、各種学会・研究所等と緊密な連絡をとつて業務を進めており、これは国内にとどまらず、国連の社会防衛部門はもとより諸外国の関係機関とも連絡をとることに努めた。

〔研修部門〕

研修第1部

1 法務研究 司法制度、民刑事その他法務全般にわたる内外の法制及びその運用に関する研究を目的とし、法務大臣所部の職員中、実務経験おおむね10年以上の幹部職員を研究員として4カ月間招集し、執務上当面の重要課題につき実務に即した調査研究に従事せしめ、その研究成果を「法務研究報告書」として刊行し、部内及び関係各機関の執務の参考に供するものであるが、本年は8月2日より11月30日までの間、下記のとおり実施した。

研究題目	管内数	所属庁・官職	氏名
労働立法改正上の問題点	検察庁 (刑事局)	東京高検・検事	長谷多部
直税捕脱犯の実証的研究		東京地検・検事	木村喬行
仮釈放制度の運用に関する実証的研究		東京地検・検事	小島伝内
刑事手続における秘密保持の方策と秘密を公表し得る限界について		横浜地検・検事	藤永幸治
逮捕・勾留に関する諸問題の研究		大阪地検・検事	竿山重良
各国における交通事件裁判手続法		神戸地検・検事	敷田稔
判例を中心とした各種の行政犯に共通の諸問題		松山地検・検事	猪口民雄
相続の実態調査(戸籍及び登記の面からの実態の調査を主とする)	民事局	金沢地方・法務事務官 法務局	滝口進
矯正技術としての集団心理療法の研究	矯正局	八王子医療 刑務所・法務技官	久山照息

保護司制度についての研究	保護局	東京保護 観察所	保護観察官	加藤東治郎
外国人の在留管理に関する基本的考察—特に在留資格を中心として—	入国管理局	入国管 理局	法務事務官	田中徳郎
わが国の第二次大戦後の労働組合における共産主義活動の研究	公安調査庁	公安調 査庁	法務事務官	土蔵 功

2 検事研究 実務経験豊富な検事（在官おおむね10年以上）を研究員として招集し、教官と専門的共同研究を行わせ、その結果を「検察研究特別資料」として刊行し、検察部内の執務の参考に供するものであるが、本年度の研究テーマとしては、昨年に引き続き「民商事と交錯する刑事事件捜査の諸問題」をとりあげ実施した。

3 検事研修 任官後3—4年の検事に対し、一般捜査、公判技術、その他簿記、検務、会計事務等について検察官としての基礎的知識の涵養に重点をおいて実施し、特に研究会においては、質疑応答のほか、研修員から成功、失敗、特異事例を報告させ、その捜査、公務上の問題につき討議を行った。

4 検事専門研修 任官後おおむね3—10年の検事に対し、特殊事件に関する専門的知識の涵養を目的とし、本年は選挙と公安労働について実施した。

以上2—4の研究、研修の実施状況は下表のとおりである。

名 称	人 員	期 間	日 数	備 考
第51回 検事研究	15	34. 5. 11～5. 16	6	
第52回 //	15	// 7. 7～7. 12	6	
第53回 //	16	// 11. 9～11. 14	6	
第18回 地方検事研究	26	// 2. 27～3. 27 の間において	8	
第19回 //	31	// 8. 24～9. 12 の間において	8	
第30回 検事研修	15	// 1. 16～2. 4	20	
第31回 //	23	// 9. 25～10. 9	15	ほかに琉球検察庁より 1名聴講
第3回 検事専門研修	14	// 4. 14～4. 21	8	選挙
第4回 //	15	// 10. 22～10. 31	10	公安労働

5 検察研究調査委託 検察の運用に資するため、(イ)学者・実務家に実体法及び手続法の解釈運用に関する専門的調査研究を委嘱し、(ロ)重要事件・特殊事件その他処理上特別の技能を必要とする刑事事件について、検察官に捜査及び公訴維持上の問題点の調査研究を委嘱し、その報告書を「検察研究叢書」として刊行し、検察官及び関係各機関に配布し、執務の参考に供するものであるが、本年間において下記のとおり委託した。

研 究 題 目	氏 名
いわゆる五番町事件	泉 政 憲
小島村事件	子 原 一 夫
公職選挙法違反事件をめぐる証拠湮滅事件について	富 田 正 典
軍用機を利用した国際麻薬密輸事犯の検挙について	西 田 健
いわゆる小松川女子高校生並びに小岩賭博殺し事件	村 上 久
相模原市長等をめぐる土地代金横領事件	荻 部 侯 雄
茨城県下における青少年非行の実態	高 木 正 啓 也 二
大阪における売春事犯の裁判、特に売春婦の処遇（補導処分）について	石 橋 実
航空法違反について	馬 屋 原 成 男
京都における売春事犯の実態と検挙取締上の問題点	塚 田 善 治
国鉄東灘駅事件をめぐる諸問題	佐 賀 義 人
福教組事件の捜査及び公判について	田 原 迫 卓 視
情況証拠が大部分を占める否認事件について	服 部 良 一
いわゆる小撃事件	渡 辺 彦 一
王子製紙苦小牧工場争議の諸問題	池 浦 泰 雄

6 判例・文献・通牒のカード式整理 主として刑事関係の判例・文献・通牒類を法令別索引カードに整理しているが、本年末カード枚数 4,175枚、68,200項目に達した。

7 鑑定書の収集整理 全国検察庁より鑑定都度写の送付を受け「分類整理しているが本年末において……」収集鑑定書数は 5,184件に達した。

研修第2部

1 中央研修

(1) 副検事研修 第1次研修と第2次研修とがあり、前者は、新任副検事に対し、区検の捜査・公判立会をなすに必要な基礎的技術の訓練を施し、併せて検察官としての人格識見の涵養を目的として実施し、後者は任官後おおむね3年以上で第1次研修を終了した副検事に対し、基礎的法律知識の向上を図るとともに、公訴維持の実務・過失犯の捜査・告訴事件の取扱・重罪事件の検討等再訓練に重点をおき併せて一般的教養の涵養を目的として実施した。

(2) 検察事務官特別研修 地方研修を終了しその成績優秀である公安職(6等級以上の検察事務官)に対し、将来の幹部検察事務官としてその職務遂行に必要な知識及び技能を習得させるとともに、人格識見の涵養を目的として実施した。

(3) 検察事務官専門研修 事務局長に対し、上司の職務補佐、部下の監督・訓練並び

に部内管理事務に関する知識・技能の習得を目的とし、HSTを実施した。

(4) 保護観察官等の研修 地方更生保護委員会及び保護観察所並びに保護局職員(保護観察官・法務事務官)の中堅クラス及び初任者に対し、それぞれ相応する更生保護関係諸法規及び精神医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識の習得、人格識見の涵養に重点をおき実施した。

(5) 入国管理局関係職員研修 入国管理局関係の入国審査官・入国警備官、法務事務官を対象とし、中堅クラス及び初任者にその程度の高低に応じ、出入国管理関係法令等に関する専門的知識に習熟せしめるとともに一般教養を向上せしめべく実施した。

2 地方研修

(1) 検察事務官研修 全国8高等検察庁に実施を委嘱し、当所支所又は高検において検察事務官一般を対象に、「検察事務官研修要綱」に基づき、その職務の執行に必要な知識・技能を習得せしめ、執務の適正化及び能率の増進を図り、併せて基礎的素養の向上に資する目的で、それぞれ実施した。

(2) 入国警備官訓練 大村入国者収容所において、初任警備官及び現任警備官を対象として、入国管理行政事務遂行のために必要な訓練を実施した。以上、研修第2部が担当する中央研修・地方研修の実施状況は次のとおりである。

1 中央研修

名 称	人 員	期 間	日 数	備 考
第20回第1次副検事研修	17	34. 2. 9~ 3.20	40	
第21回第1次 //	22	// 11. 6~12.15	40	
第15回第2次 //	47	// 3.24~ 4. 9	17	
第12回検察事務官特別研修	60	// 9. 1~10.30	60	かに自衛隊より3名聴講
第6回検察事務官専門研修	14	// 1.12~ 1.22	11	
第7回 //	15	// 9. 7~ 9.16	10	
第10回保護観察官等研修	25	// 1. 8~ 2. 6	30	中堅
第11回 //	25	// 6.22~ 7.21	30	初任
第28回入管関係職員研修	21	// 4.15~ 5.14	30	入国審査官 法務事務官
第29回 //	24	// 5.22~ 6.30	40	初任

2 地方研修

名 称	管内別	人 員	期 間	日 数	備 考
昭和33年度検察事務官研修	高 松	30	34. 1.19~ 2.23	36	
//	東 京	60	// 2. 6~ 3. 7	30	

昭和34年度検察事務官研修	東 京	52	// 5.18~ 6.17	31	(第1次) ほかに法務総合研究所より1名聴講
//	札 幌	30	// 8.15~ 9.13	30	
//	仙 台	40	// 9. 1~ 9.30	30	
//	名古屋	30	// 9. 7~10. 7	31	
//	広 島	30	// 10.15~11.13	30	
//	大 阪	40	// 10.19~11.19	32	
//	福 岡	40	// 10.23~11.21	30	ほかに琉球検察庁より3名聴講
//	東 京	62	// 11. 4~12. 3	30	(第2次) ほかに法務総合研究所より1名聴講
第20期入国警備官現任訓練	大 村	33	// 2.25~ 3.26	30	
第14次入国警備官初任訓練	//	14	// 6.22~ 7.21	30	

3 昭和34年度検察事務官一斉考試研修 第11回を迎えた本考試は、10月10日(土)午後1時30分より4時30分までの3時間、全国同時に実施された。本考試には甲種と乙種とがあるが、その対象区分は、本年7月1日現在で、前者は、公安職(→4~5等級及び行政職(→5~6等級)の検察事務官、かつて一斉考試及び中央特別研修において当所長の表彰を受けた者、第11回中央特別研修修了者及び地方研修における特別昇給者で、後者は、上記等級以下の検察事務官(行政職(→2等級以下を含む)、雇(常勤補佐員を含む)の応募希望者である。応募者は、検察事務官が4,740名で前年比511名増、応募資格者に対する受験率は93.47%、雇が467名で前年比270名減、受験率73.43%を示した。最高検及び各高検よりの推薦答案147通につき、当所全教官による審査採点を行なった結果、成績優秀者16名(既表彰者3名、甲種5名、乙種8名)を決定し、昭和35年1月30日当所において表彰式を行なった。

研修第3部

1 中央研修

(1) 法務局・地方法務局関係職員指定研修 年齢40歳未満の行政職(→5~6等級)の法務事務官で、平素の勤務成績並びに学力が特に優秀であつて他の模範とするにたり、将来幹部職員たり得る者を対象とし、その職務遂行に必要な高度の知識・技能及び一般教養の涵養に重点をおいて実施した。

(2) 法務局・地方法務局関係職員専門研修 年齢50歳未満の訟務課長を原則として対象とし、訟務事務の遂行に必要な高度の専門的知識・技能及び一般教養の涵養を主眼として実施した。

2 地方研修

行政職(→7~8等級)の将来性ある成績優秀な法務事務官を対象とし、執務上必要な基礎

的法令及び一般教養の涵養を目的とし、各法務局長をして実施せしめた。なお、名古屋法務局管内については、10月9日より11月2日までの間実施する予定であつたが、伊勢湾台風のため中止のやむなきに至り、本年度に限り実施しなかつた。

以上、研修第3部が担当する中央研修・地方研修の実施状況は、次のとおりである

1 中央研修

名 称	人 員	期 間	日 数	備 考
第5回 法務局関係職員指 地方法務局定研修	38	34. 1.20~ 3.20	60	
第6回 //	40	// 5. 8~ 7. 6	60	
第23回 法務局関係職員専 地方法務局門研修	35	// 8.17~ 9. 5	20	ほかに鉄道管理局より10名 自衛隊より2名聴講

2 地方研修

名 称	管内別	人 員	期 間	日 数	備 考
第7回 法務局関係職員研 地方法務局修	東京	43	34. 4. 8~ 5. 2	25	ほかに鉄道管理局よ り2名聴講
第6回 //	札幌	15	// 7. 6~ 7.30	25	// 3名 //
//	福岡	33	// 9. 1~ 9.25	25	
//	仙台	32	// 9. 1~ 9.25	25	// 3名 //
//	広島	35	// 9. 7~10. 1	25	
//	大阪	34	// 9.21~10.15	25	// 4名 //
//	高松	19	// 10. 5~10.29	25	

刊 行 物

本年間、当所において印刷刊行し、関係各機関に配布したものは、次のとおりである。

1 定期刊行物

題 名	刊行別	号 数	建 頁	型 体	所 管	備 考
法務総合研究所報	月 刊	37~ 48	24	A 5	総務課	
研 修	//	127~ 138	112	//	研修2部	
民 事 研 修	//	21~ 32	120	//	研修3部	

2 不定期刊行物

資 料 名	号 数	標 題	編 著 者	刊 行 年 月	頁 数	型 体	所 管
法務研究報告書	45- 4	株式会社会計に關 する理論と法制	味村 治	34. 1	197	A 5	研修第1部
//	46- 3	在日朝鮮人運動の 概況	坪井 豊吉	34. 5	748	//	//
//	46- 4	渉外的戸籍事務の 実証的研究	六信哲二郎	34. 8	449	//	//
//	46- 5	最近における少年 犯罪の実態とその 対策	池上 努	34. 8	399	//	//
//	47- 1	違法争議行為事件 の捜査および立証 上の諸問題	田中 義雄	34.12	280	//	//
//	47- 2	酩酊時における犯 罪行為の研究	重森 幸雄	34.12	197	//	//
検 察 研 究 資 料	70	松川事件に關する 研修資料	法務研修所	34. 1	365	//	//
検察研究特別資料	24	民商事と交錯する刑 事事件捜査の諸問題	//	34. 2	328	//	//
検 察 研 究 叢 書	28	平騒擾事件の研究	山浦 重三	34. 8	165	//	//
検察事務官用教科書	1	刑事訴訟法	法務総合 研究所	34. 8	510	//	研修第2部

(2) 矯正研修所

法務省設置法第12条 矯正研修所組織規程(昭和24年法務府令第7号)

A 中央矯正研修所

- 1 中央矯正研修所規則(昭和25年4月1日法務府訓令矯保甲第509号)にかかげる業務を行なう。
- 2 昭和34年度の研修実施状況は下表のとおり。

研 修 の 種 類	研 修 期 間	人 員
本科第一部(第 13 回)	自 34. 9.18~ 35. 3.17 至	41
本科第二部(第 10 回)	34. 4. 9~34. 7. 8	20
専攻科第81回(行刑上級職員)	34. 1.17~34. 1.30	19
専攻科第82回(地方矯正研修所教頭)	34. 3. 6~34. 3.12	8
専攻科第83回(初任者(心理))	34. 4. 7~34. 5. 6	13
専攻科第84回(少年鑑別所鑑別課長)	34. 4.14~34. 4.28	23
専攻科第85回(警備隊長)	34. 5.13~34. 6.18	33

専攻科第86回 (少年院, 少年鑑別所次長)	34. 6. 5~34. 6. 18	24
専攻科第87回 (少年院分類保護課長)	34. 6. 26~34. 7. 13	42
専攻科第88回 (行刑上級職員)	34. 9. 2~34. 9. 15	20
専攻科第89回 (医官)	34. 9. 23~34. 10. 4	13
専攻科第90回 (上席作業技官)	34. 10. 7~34. 10. 24	23
専攻科第91回 (同上)	34. 10. 27~34. 11. 14	19
専攻科第92回 (同上)	34. 11. 25~34. 12. 12	25

なお、本科第一部第12回研修(昭和33年9月18日開始)は、昭和34年3月17日終了した。

その他

(1) 本年度における研究生の研究実施状況は次のとおり (イ)人員 9名 (ロ)期間 昭和34年6月10日から同年9月9日まで (ハ)研究課題及び従事人員 ①問題受刑者の心理学的研究 1人 ②てんかん及び類てんかんの犯罪精神医学的研究 1人 ③矯正における話し方の研究 1人 ④精神薄弱少年に対する矯正教育の具体的方法 1人 ⑤少年院における更生度予測の問題について 1人 ⑥鑑別結果の表現方法 1人 ⑦少年院におけるホーム・ルーム活動の効果 1人 ⑧交通事犯少年の鑑別について 1人 ⑨懲役制度の研究 1人

(2) 将来矯正施設の高級幹部職員に充てるため、昨年度同様、国家公務員採用上級試験(法律、行政)に合格し、新規に採用された者に対して別科(仮称)研修を行なった。

(イ)人員 一部 4人 二部 5人 (ロ)期間 一部 34. 4. 10~34. 9. 16(実務) 34. 9. 18~35. 3. 17(学術) 二部 34. 4. 9~34. 7. 8(学術) 34. 7. 10~35. 3. 17(実務)

B 地方矯正研修所

地方矯正研修所所在地表 昭和34年12月31日現在

名	称	位	置
関東	矯正研修所	東	京 都
近畿	矯正研修所	大	阪 市
中部	矯正研修所	名	古 屋 市
中国	矯正研修所	広	島 市
九州	矯正研修所	福	岡 市
東北	矯正研修所	仙	台 市
北海道	矯正研修所	札	幌 市
四国	矯正研修所	高	松 市

1 地方矯正研修所規則(昭和25年4月1日法務府訓令第508号)にかかせる業務を行なう。

2. 昭和34年度の業務実施状況は次のとおり。

(関東矯正研修所)

研修の種類	研修期間	人員	研修の内容
第13回本科第1部	自34. 8. 25 至34. 11. 20	21	拘留所、刑務所、少年刑務所に勤務する職員で初任級幹部矯正職員としての学識及び実務を修得せしめる。
第11回本科第2部	自34. 8. 21 至34. 10. 22	13	少年院、少年鑑別所に勤務する職員で初任級幹部矯正職員としての学識及び実務を修得せしめる。
第40回初等科	自34. 4. 21 至34. 5. 22	26	拘留所、刑務所、少年刑務所等の新任看守に対し、矯正職員として必要な学識及び実務を修得せしめる。
第41回 //	自34. 6. 1 至34. 6. 30	13	少年院、少年鑑別所の新任教官に対し、矯正職員として必要な学識及び実務を修得せしめる。
第42回 //	自34. 7. 21 至34. 8. 19	20	拘留所、刑務所、少年刑務所の新任看守に対し、矯正職員として必要な学識及び実務を修得せしめる。
第43回 //	自34. 1. 11 至34. 2. 9	15	// //
// //	// //	16	少年院に勤務する新任教官に対し、矯正矯正職員として必要な学識及び実務を修得せしめる。
第44回 //	自35. 2. 24 至35. 3. 24	14	刑務所に勤務する新任看守に対し、矯正職員として必要な学識及び実務を修得せしめる。
第 // //	自35. 2. 24 至35. 3. 24	16	少年院に勤務する新任教官に対し (以下上に同じ)
第52回 (特修科 物品管理関係 係担当者)	自34. 7. 8 至34. 7. 14	37	物品管理法の運用について、規定の説明、事務手続上の見解の統一、能率的事務体制の確立、を期する為の学識を修得せしむ。
第53回 (木工担任 技官)	自34. 7. 20 至34. 7. 24	13	木工技官に対し、最近における木工製品についての木材乾燥、加工、接着塗装等の知識を修得せしめる。
第54回 (雇 傭 人)	自34. 8. 5 至34. 8. 7	24	少年矯正施設の雇傭人に対し、少年矯正に関する最少限度必要な知識及び実務を修得せしめる。
第55回 (放送担当者)	自34. 11. 30 至34. 12. 7	19	拘留所、刑務所、少年刑務所の放送実施責任者に対し、自主放送についてその在り方運営方法、技術、を修得せしめる。
// //	// //	19	少年院において放送実施についてその運営にあたる教官に対し (以下上に同じ)
第56回 (分類調査 担当者)	自34. 12. 17 至34. 12. 23	29	刑務所、少年院等において分類調査を担当している職員に対し、基本的心理検査の実地、整理、解釈等の正確な知識を修得せしめる。
第52回 (巡回映画 担任者)	自35. 1. 27 至35. 1. 30	14	映写機操作の技術向上を図りビクター映写機操作免許の書替えを行なう。
第58回 (護身術指 導者)	自35. 2. 10 至35. 2. 12	52	刑務所、少年院、少年鑑別所等の指導能力ある職員に対し、護身術の実技訓練の要領を知得させ他の職員の指導にあたらせる。
第59回 (防疫センター 医務部課長)	自35. 3. 4 至35. 3. 4	9	拘留所、刑務所、少年刑務所の医務部課長に対し、検便活動の能率化予防衛生対策の向上等についての知識の修得。
第60回 (管区機動警備 隊並びに施設 警備隊幹部)	自35. 3. 28 至35. 3. 20	37	刑務所関係の警備隊員で看守部長以上の者に対し、少年矯正施設における非常事態発生の際の出勤に備え、少年教育の実際を知得させ、これによつて指導訓練させることを目的とする。

(3) 監 獄

法務省設置法第13条の3 監 獄 法 (明治41年3月28日法律第28号) 監獄法施行規則 (明治41年6月16日司法省令第18号) 行刑累進処遇令 (昭和8年10月25日司法省令第35号) 刑務所, 少年刑務所及び拘置所組織規程 (昭和24年5月1日法務府令第4号)

刑務所, 少年刑務所及び拘置所の数

刑 務 所	少年刑務所	拘 置 所	刑 務 支 所	拘 置 支 所	合 計
57	9	7	17	92	182

刑務所の名称及び所在地

小 菅 刑 務 所	東京都葛飾区小菅町	上 諏 訪 拘 置 支 所	諏訪市北衣ノ渡
中 野 刑 務 所	東京都中野区新井町	飯 田 拘 置 支 所	飯田市大久保町
浦 和 刑 務 所	浦和市高砂町	新 潟 刑 務 所	新潟市西大畑町
熊谷拘置支所	熊谷市大字箱田字灰替戸	新 発 田 拘 置 支 所	新発田市三の丸
府 中 刑 務 所	府中市	長 岡 拘 置 支 所	長岡市神明町
八王子医療刑務所	八王子市子安町	高 田 拘 置 支 所	高田市西城町
横 浜 刑 務 所	横浜市南区笹下町	相 川 拘 置 支 所	新潟県佐渡郡相川町
小田原拘置支所	小田原市荻窪	大 阪 刑 務 所	堺市田出井町
横 須 賀 刑 務 所	横須賀市大津町	堺 拘 置 支 所	堺市南瓦町
千 葉 刑 務 所	千葉市貝塚町	岸和田拘置支所	岸和田市上野町
松戸拘置支所	松戸市岩瀬字塚田	京 都 刑 務 所	京都市東山区山科
木更津拘置支所	木更津市木更津	宮 津 刑 務 支 所	宮津市字中ノ丁
八日市場拘置支所	八日市場市イ513	東舞鶴刑務支所	舞鶴市字市場
宇 都 宮 刑 務 所	宇都宮市西原町	神 戸 刑 務 所	明石市大久保町森田
小幡拘置支所	宇都宮市小幡町	尼 崎 拘 置 支 所	尼崎市崇徳院
大田原拘置支所	大田原市大田原	豊 岡 拘 置 支 所	豊岡市南本町
足利拘置支所	足利市助戸町	洲 本 拘 置 支 所	洲本市山下町
栃 木 刑 務 所	栃木市旭町	加 古 川 刑 務 所	加古川市加古川町大野
前 橋 刑 務 所	前橋市宗甫分町	滋 賀 刑 務 所	大津市膳所丸の内町
高崎拘置支所	高崎市宮元町	彦 根 拘 置 支 所	彦根市金亀町
太田拘置支所	太田市飯田町	和 歌 山 刑 務 所	和歌山市加納
静 岡 刑 務 所	静岡市追手町	丸の内拘置支所	和歌山市広瀬仲ノ町
沼津拘置支所	沼津市大手町	田 辺 拘 置 支 所	田辺市新屋敷町
浜松刑務支所	浜松市鴨江町	新 宮 拘 置 支 所	新宮市新宮
甲 府 刑 務 所	甲府市池添町	名 古 屋 刑 務 所	名古屋市千種区千種馬町
長 野 刑 務 所	須坂市馬場町	一 宮 拘 置 支 所	一宮市大和町
上田拘置支所	上田市新参町		

半田拘置支所	半田市住吉町	福 岡 刑 務 所	福岡市西新町
岡崎刑務支所	岡崎市康生町	土手町拘置支所	福岡市土手町
豊橋刑務支所	豊橋市東八町官有地	飯塚拘置支所	飯塚市飯塚町
三重刑務所	津府桜ヶ丘	久留米拘置支所	久留米市篠山町
四日市拘置支所	四日市市東阿倉川	柳川拘置支所	柳川市一新町
伊勢拘置支所	伊勢市岡本町	大牟田拘置支所	大牟田市白金町
岐 阜 刑 務 所	岐阜市長良福光	巖原拘置支所	長崎県下県郡巖原町
鷹見町拘置支所	岐阜市鷹見町	小 倉 刑 務 所	小倉市北方新町
大垣拘置支所	大垣市緑園町	城野医療刑務所	小倉市城野
御嵩拘置支所	岐阜県可児郡御嵩町	大 分 刑 務 所	大分市畑中
高山拘置支所	高山市八軒町	中津拘置支所	中津市二ノ丁
笠 松 刑 務 所	岐阜県羽島郡笠松町	熊 本 刑 務 所	熊本市大江町
金 刑 務 所	沢 金沢市元鶴間町	京町拘置支所	熊本市大江町
七尾拘置支所	七尾市馬出町	菊池医療刑務支所	熊本県菊池郡合志村
福 井 刑 務 所	福井市一本木町	八代拘置支所	八代市給知町
富 山 刑 務 所	富山市西田地方	天草拘置支所	本渡市本渡町
高岡拘置支所	高岡市中川	宮 崎 刑 務 所	宮崎市浄土江町
広 島 刑 務 所	広島市吉島町	延岡拘置支所	延岡市岡富
呉拘置支所	呉市吉浦町	鹿 児 島 刑 務 所	鹿児島市永吉町
竹原拘置支所	竹原市竹原町	大島刑務支所	名瀬市金久
尾道刑務支所	尾道市久保町	麓 刑 務 所	鳥栖市山浦町
福山拘置支所	福山市沖野上町	宮 城 刑 務 所	仙台市行人塚
三次刑務支所	三次市三次町	古川拘置支所	古川市法橋河原
山 口 刑 務 所	山口市大字下宇野台	石巻拘置支所	石巻市南鰯山
徳山拘置支所	徳山市字慶万	福 島 刑 務 所	福島市南沢又
萩拘置支所	萩市大字上原	郡山拘置支所	郡山市壇場
下関刑務支所	下関市大坪町	白河拘置支所	白河市郭内
船木拘置支所	山口県厚狭郡楠町	若松刑務支所	会津若松市栄町
岡 山 刑 務 所	岡山市二日市町	平 拘 置 支 所	平市八幡小路
玉島拘置支所	玉島市玉島	山 形 刑 務 所	山形市香澄町
高梁拘置支所	高梁市片原町	米沢拘置支所	米沢市清水町
津山拘置支所	津山市伏見町	鶴岡拘置支所	鶴岡市馬場町
鳥 取 刑 務 所	鳥取市古海	酒田拘置支所	酒田市新町
米子刑務支所	米子市上後藤	秋 田 刑 務 所	秋田市川尻町
松 江 刑 務 所	松江市内中原町	能代拘置支所	能代市豊祥岱
浜田拘置支所	浜田市殿町	大館拘置支所	大館市中城町
長 崎 刑 務 所	諫早市原口町	大曲拘置支所	大曲市字中道
浦上刑務支所	長崎市西町	横手拘置支所	横手市裏町
島原拘置支所	島原市南城内町	青 森 刑 務 所	青森市大字荒川
福江拘置支所	福江市福江町	柳町拘置支所	青森市大字柳町
佐世保刑務所	佐世保市稻荷町	弘前拘置支所	弘前市下白銀町
平戸拘置支所	平戸市魚ノ棚町	八戸拘置支所	八戸市大字中居林

大湊刑務支所	むつ市大字大近川	釧路刑務所	釧路市宮本町
札幌刑務所	札幌市東苗穂町	高松刑務所	高松市松島町
大通拘置支所	札幌市大通	丸亀拘置支所	丸亀市六番町
小樽拘置支所	小樽市緑町	徳島刑務所	徳島市徳島町
岩見沢拘置支所	岩見沢市二条	高知刑務所	高知市丸の内
室蘭拘置支所	室蘭市栄町	中村刑務支所	中村市中村
滝川拘置支所	滝川市新町	松山刑務所	松山市春日町
旭川刑務所	旭川市八条通	大洲拘置支所	大洲市大洲三の丸
名寄拘置支所	名寄市西四条	西条刑務支所	西条市神拝田
帯広刑務所	帯広市緑ヶ丘	今治拘置支所	今治市大字日吉
網走刑務所	網走市三眺	宇和島刑務支所	宇和島市柿原

少年刑務所の名称及び所在地

川越少年刑務所	川越市大字脇田	奈良少年刑務所	奈良市般若寺町
水戸少年刑務所	勝田市市毛	五条拘置支所	五条市二見
水戸拘置支所	水戸市新原町	岩国少年刑務所	岩国市大字綿見
土浦拘置支所	土浦市内西町	佐賀少年刑務所	佐賀市上多布施町
下妻拘置支所	下妻市三輪	盛岡少年刑務所	盛岡市宿田後
松本少年刑務所	松本市大字桐中原町	一関拘置支所	一関市釣山
姫路少年刑務所	姫路市岩端町	函館少年刑務所	函館市金堀町
本町拘置支所	姫路市本町	新川拘置支所	函館市新川町

拘置所の名称及び所在地

東京拘置所	東京都豊島区西巣鴨町	神戸拘置所	神戸市兵庫区菊水町
大阪拘置所	大阪市北区若松町	名古屋拘置所	名古屋市東区上堅杉之町
四条拘禁所	大阪府大東市字寺川	広島拘置所	広島市基町
京都拘置所	京都市中京区竹屋町通	小倉拘置所	小倉市原町

(4) 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第13条の4 少年院法(昭和23年7月15日法律第169号)

少年院及び少年鑑別所組織規程(昭和24年6月1日法務府令第5号)

少年院及び少年鑑別所の数

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
58	1	50	1	122

少年院の名称及び所在地

(分院を含む)

◇ 東京管内

多摩少年院	八王子市緑町	水府学院	茨城県茨城町
東京医療少年院	東京都渋谷区代々木大山町	愛光女子学園	東京都北多摩郡狛江町
秩父学園	埼玉県大里郡寄居町	赤城少年院	群馬県勢多郡大胡町
関東医療少年院	府中市新町	榛名女子学園	群馬県北群馬榛東郡村
小田原少年院	小田原市谷津	上田清修寮	上田市中之条
神奈川少年院	相模原市小山	静岡少年院	静岡市内牧
久里浜少年院	横須賀市川間	有明高原寮	長野県南安曇郡穂高町
千葉星華学院	千葉県香取郡多古町	新潟少年学院	長岡市御山町
印旛少年院	千葉県印旛郡西町		
八街少年院	千葉県印旛郡八街町		
茨城農芸学園	茨城県稲敷郡牛久町		

◇ 大阪管区

浪速少年院	茨木市郡山	宇治少年院	宇治市五ヶ庄
交野女子学院	大阪府北河内郡交野町	京都医療少年院	宇治市木幡平尾
河内少年院	枚岡市石切町	神戸再度山学園	神戸市生田区神戸港地方
和泉少年院	大阪府泉南郡南海町	鈴蘭台学院	神戸市兵庫区山田町
奈良少年院	奈良市秋篠町	加古川学院	加古川市八幡町

◇ 名古屋管区

瀬戸少年院	瀬戸市東山町	宮川医療少年院	三重県鹿合郡小俣町
明德少女院	名古屋市昭和区天白町	岐阜少年院	岐阜県稲葉郡鷺沼町
豊浦医療少年院	愛知県知多郡豊浜町	湖南学院	金沢市東蚊爪町
愛知少年院	愛知県西加茂郡猿投町	富山少年学院	富山県上新川郡大山町
三重少年学院	津市大谷町	豊ヶ丘農工学院	愛知県愛知郡豊明町

◇ 広島管区

広島少年院	広島県加茂郡八本松町	新光学院	山口県熊毛郡平生町
貴船原少女苑	広島県佐伯郡五日市町	岡山少年院	岡山県都窪郡妹尾町
		美保少年院	米子市大篠津町

◇ 福岡管区

福岡少年院	福岡市大字老司	佐世保少年院	佐世保市大塔町
中津少年学院	大分県中津市大字大貞	大分少年院	大分県大野郡三重町
筑紫少女苑	福岡市大字屋形原	人吉農芸学院	熊本県球磨郡錦村

◇ 仙台管区

東北少年院	仙台市長町	置賜学院	米沢市大字下新田
秋田県仙北寮	大曲市中道	盛岡少年院	盛岡市下厨川
青葉女子学園	仙台市長町		

◇ 札幌管区

北海少年院	千歳市大和町	千歳少年院	千歳市上長都
紫明女子学院	北海道歌志内市字文珠		

◇ 高松管区

四国少年院	善通寺市善通寺町	松山少年院	松山市古三津町
丸亀少女の家	丸亀市中津町		

少年鑑別所の名称及び所在地

◇ 東京管区

東京少年鑑別所	東京都練馬区仲町	甲府少年鑑別所	甲府市東光寺町
横浜少年鑑別所	横浜市保土ヶ谷区岩井町	千葉少年鑑別所	千葉市作草部町
浦和少年鑑別所	浦和市常盤町	水戸少年鑑別所	水戸市堀町
宇都宮少年鑑別所	宇都宮市鶴田町	長野少年鑑別所	長野市三輪四ツ石
前橋少年鑑別所	前橋市岩神町	新潟少年鑑別所	新潟市川岸町
静岡少年鑑別所	静岡市小鹿		

◇ 大阪管区

大阪少年鑑別所	大阪市都島区都島南通	神戸少年鑑別所	神戸市兵庫区下祇園町
京都少年鑑別所	京都市左京区吉田上阿達町	奈良少年鑑別所	奈良市般若寺町
大津少年鑑別所	大津市膳所椿原町	和歌山少年鑑別所	和歌山市元町奉行町

◇ 名古屋管区

名古屋少年鑑別所	名古屋市千種区北千種町	福井少年鑑別所	福井市幾久町
津少年鑑別所	津市大字古河	金沢少年鑑別所	金沢市上弓ノ町
岐阜少年鑑別所	岐阜市鷺山中洪	富山少年鑑別所	富山市長江

◇ 広島管区

広島少年鑑別所	広島市宇品町	鳥取少年鑑別所	鳥取市湯所町
山口少年鑑別所	山口市下清水	松江少年鑑別所	松江市内中原町
岡山少年鑑別所	岡山市敵井		

◇ 福岡管区

福岡少年鑑別所	福岡市長浜町	大分少年鑑別所	大分市新川東
小倉少年鑑別所	小倉市高峰町	熊本少年鑑別所	熊本市池田町
佐賀少年鑑別所	佐賀市神野町	鹿児島少年鑑別所	鹿児島市鴨池町
長崎少年鑑別所	長崎市橋口町	宮崎少年鑑別所	宮崎市鶴島町

◇ 仙台管区

仙台少年鑑別所	仙台市北六番町	盛岡少年鑑別所	盛岡市宿田後
福島少年鑑別所	福島市御山町	秋田少年鑑別所	秋田市八橋字八橋
平少年鑑別支所	平市六人町	青森少年鑑別所	青森市大字大野
山形少年鑑別所	山形市小白川町		

◇ 札幌管区

札幌少年鑑別所	札幌市南二五条	旭川少年鑑別所	旭川市東町
函館少年鑑別所	函館市中島町	釧路少年鑑別所	釧路市弥生町

◇ 高松管区

高松少年鑑別所	高松市藤塚町	高知少年鑑別所	高知市塩田町
徳島少年鑑別所	徳島市助任本町	松山少年鑑別所	松山市西立花町

(5) 婦人補導院

法務省設置法第13条の5 婦人補導院法(昭和33年3月25日法律第17号) 婦人補導院組織規程(昭和33年5月15日法務省令第33号)

婦人補導院の数

婦人補導院	分	院	合	計
3		2		5

婦人補導院の名称及び所在地(分院を含む)

◇ 東京管区

東京婦人補導院	東京都八王子市中野町
栃木婦人寮	栃木市旭町

◇ 大阪管区

大阪婦人補導院 堺市大字南花田

◇ 福岡管区

福岡婦人補導院 福岡市多多良町
 籠婦人寮 鳥栖市山浦町

(6) 巢鴨刑務所

法務省設置法第13条の7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年4月28日法律第153号) 平和条約第11条による刑の執行に関する規則(昭和27年4月28日法務府令第43号) 巢鴨刑務所組織規程(昭和27年4月28日法務府令第44号)

昭和33年5月30日に最後の戦犯18名が出所したので戦犯収容施設として使命を果し、事実上閉鎖の状態にある。

所在地

東京都豊島区西巣鴨1の3277

(7) 入国者収容所

法務省設置令第13条の10 入国者収容所組織規程(昭和27年8月1日法務省令第5号)

入国者収容所の名称及び所在地(昭34.12.31現在)

名 称	位 置
大村入国者収容所	長崎県大村市松並町
川崎入国者収容所	神奈川県川崎市千鳥町

業務の状況は、入国管理局警備課の項243頁参照

(8) 中央更生保護審査会

法務省設置法第13条の8 犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)

昭和34年中に審査会が審査した事件数は、常時恩赦100件(恩赦決定53件、恩赦不相当47件) 恩赦出願期間短縮願100件(許可15件、不許可78件、その他7件) 皇太子御結婚特別恩赦3312件(恩赦決定2150件、恩赦不相当1162件) 地方委員会の決定に対する審査請求事件4件であるが、恩赦事件についての詳細は、保護局恩赦課の項において掲載し

た統計186頁—188頁を参照

(9) 法制審議会

法務省設置法第5条第1項第20号、第13条、別表2 法務省組織令第8条第5号

法制審議会は、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について、法務大臣の諮問に応じて調査審議をする法務省の附属機関であつて、古い伝統を有し、司法制度及び法務関係の基本的な法律案は、すべて法制審議会の審議を経ることになっている。法務大臣を会長として、最高裁判所の裁判官その他の関係各庁の職員及び学識経験のある者の中から任命された30名以内の委員で組織されているが、必要に応じ別に部会委員を任命して部会が置かれ、慎重な調査審議がされるが、さらに部会は、便宜、事実上の小委員会を設けて準備的な調査審議を行なうことが多い。

昭和34年12月末現在設けられている部会は次の8部会であるが、これらは、昭和33年以来存続して来たものであり、昭和34年中、部会の設置又は廃止は行なわれなかつた。

- (1) 刑事法部会(部会長 欠 委員17名 幹事7名)
- (2) 民事訴訟法部会(部会長 欠 委員17名 幹事5名)
- (3) 司法制度部会(部会長 我妻栄ほか委員17名 幹事9名)
- (4) 民法部会(部会長 我妻栄ほか委員21名 幹事22名)
- (5) 商法部会(部会長 鈴木竹雄ほか委員20名 幹事11名)
- (6) 強制執行制度部会(部会長 岩松三郎ほか委員16名 幹事6名)
- (7) 行政訴訟部会(部会長 入江俊郎ほか委員20名 幹事12名)
- (8) 国際私法部会(部会長 江川英文ほか委員13名 幹事11名)

(なお、刑事法部会及び民事訴訟法部会の部会長は、昭和34年12月末現在欠位となつている。)

諮問事項 昭和24年法制審議会が発足してから昭和34年12月末までの間に諮問された事項は17項目である。しかし、そのうち8事項については審議を完了した。昭和34年中に調査審議された諮問事項及び審議結果は次のとおりである。

諮問番号	諮 問 事 項	諮問された年月日	審 議 結 果
第7号	刑事訴訟法運用の実情に鑑み、早急に同法に改正を加えるべき点があるとすれば、その法案の要綱を示されたい。	昭26. 1. 20	昭和35年度に続
第8号	民事訴訟法(強制執行編を除く。)を改正する必要があると思われるが、その法案の要綱を示されたい。	昭26. 5. 9	同 上
第9号	裁判所の制度を改善する必要があるか、あるとすれば、その要綱を示されたい。	昭28. 2. 20	同 上

第10号	民法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい。	昭29. 7. 6	同	上
第11号	商法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい。	昭29. 7. 6	同	上
第12号	強制執行及び競売に関する制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。	昭29. 7. 6	同	上
第13号	執行吏制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。	昭29. 7. 6	同	上
第14号	行政訴訟に関する法令を改正する必要があると思われるが、その要綱を示されたい。	昭30. 3. 25	同	上
第16号	法例その他の渉外的私法関係に関する実体法及び手続法を改正する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。	昭33. 2. 12	同	上

部 会

刑事法部会 刑事訴訟法の改正に関する諮問第7号について調査審議を行なった。
 民事訴訟法部会 民事訴訟法の改正に関する諮問第8号について調査審議を行なった。
 司法制度部会 裁判所の制度の改善に関する諮問第9号について調査審議を行なったが結論を得るに至らず、主として第一審の充実強化等の問題について審議を続行することとなった。
 民法部会 民法の改正に関する諮問第10号について、身分法小委員会においては5回の会議及び12回の準備会を開いて、民法親族編について検討し、また、財産法小委員会においては24回の準備会を開いて、調査審議を行なった。民法部会第5回会議は、6月29日、同30日の両日にわたって開催され、民法部会身分法小委員会における仮決定及び留保事項(その二)(離婚、親子、親権、後見及び扶養に関するもの)について審議を行なった。
 商法部会 商法改正に関する諮問第11号につき、同部会に設けられている小委員会において11回の会議並びに9回の準備会を開催し、主として商法中会社の計算に関する規定について調査審議を行なった。
 強制執行制度部会 強制執行及び競売の制度に関する諮問第12号及び執行吏制度の改善に関する諮問第13号につき、同部会に設けられている小委員会において12回の準備会を開催し、主として執行機関の制度について調査審議を行なった。
 行政訴訟部会 行政訴訟に関する法令の改正に関する諮問第14号につき、同部会に設けられている小委員会において9回の会議を開催し、主として「行政事件訴訟特例法改正要綱試案」について検討を行なったが、結論を得るに至らず、次年に審議を続行することとなった。
 国際私法部会 渉外的私法関係に関する実体法及び手続法の改正に関する諮問第16号につき、同部会に設けられている小委員会において8回の会議を開催し、主として婚姻の形式的成立要件、実質的成立要件及び効力並びに夫婦財産制に関する問題点等に

ついて検討した。

(10) 民事行政審議会

法務省設置法第13条 民事行政審議会令(昭和24年5月31日政令第135号)

民事行政審議会は、登記、戸籍その他民事行政の改善について、法務大臣の諮問に応じ、その事項につき調査、審議することを目的としている。

1 登記台帳関係 登記部会は、登記制度、土地台帳及び家屋台帳制度の改善(主として登記・登録手続の簡素化、合理化を中心として)を図るほか、登記及び土地台帳、家屋台帳に関連する種々の事項につき必要な調査、研究を行うため、学識経験者及び第一線実務家等の意見の聴取を主たる目的として、法務省に設置された諮問機関たる民事行政審議会の一部会であつて、その会議は、随時、委員、幹事及び登記事務関係職員等の参列員列席のもとに開催される。

本年度は、1月20日法務省第二会議室において、委員、幹事及び登記事務関係職員として、次の者を参列員として列席を求め開催された。東京法務局登記課長補佐、同局日本橋、台東、品川、世田谷、新宿、中野、足立の各出張所長及び横浜地方方法務局川崎出張所長、千葉地方方法務局松戸支局長、奈良、福井、松江、鹿児島、盛岡、徳島各地方方法務局登記課長。議案として諮問された事項は次のとおりである。

- (1) 不動産登記関係 (イ)財団登記手続の簡素化について (ロ)抵当権特約事項の登記簿目録の改正について (ハ)実測図、地形図、家屋所在図及び平面図について
- (2) 商業登記関係 (イ)商業登記の記載例を統一するについて考慮すべき点 (ロ)商業登記事務の能率増進の方策について。なお、その他数回にわたり委員と法務省関係職員の間において、不動産登記法等の改正、登記簿の改製等に関して意見の交換のための会議が開かれた。

2 戸籍住民登録関係

1 民事行政審議会戸籍部会(住民登録を含む)は戸籍制度及びこれに関連する人口動態統計調査並びに住民登録制度の改善発展を図るほか、戸籍及び住民登録に関する必要な調査研究を行なうため、第一線市町村の実務家の意見を聴取することを主な目的として法務省に設置された諮問機関たる民事行政審議会の一部門である。したがつて、同部会は市町村の戸籍及び住民登録関係職員のうちから任命する委員と、法務省部内職員をもつて充ててある幹事及び戸籍・住民登録事務に深い家庭裁判所、厚生省、総理府統計局、東京都庁等の関係職員を参列員として列席を求め開催されるものである。

昭和34年中の特記すべき事項は次のとおりである。11月21日法務省会議室において委員14名、幹事8名及び参列員若干名出席し、(1)旧法戸籍改製の最終年度における遅滞の市町村の完了方策について、(2)帰化者の戸籍の帰化事項の移記に関する取扱いについて、(3)住民登録における虚偽転入の防止策についての諮問事項を議題として審議が行われた。(1)については、各委員から具体的な方策について種々意見が提出され、(2)については、帰化事項を新戸籍等に移記しないことの可否について積極、消極それぞ

れの意見が提出されたが、結局本省において検討することになり、(3)については、各委員から、虚偽転入届出事件の実情及びこれに対し実施している防止措置等について報告があり、これに基づいて今後における具体的方策を検討した。なお、その他数回にわたり委員・幹事と戸籍住民登録事務関係者の間に意見交換のための会議が開かれた。

(11) 矯正審議会

法務省設置法第13条、矯正審議会令(昭和24年5月31日政令第136号)

矯正審議会の活動については、従前どおり、中央に中央矯正審議部会及び矯正科学審議会が、地方に各矯正管区ごとの地方矯正審議部会が置かれており、それぞれ、矯正審議会令第5条の規定による調査審議を行なっている。

本年度は、中央において、中央矯正審議部会及び矯正科学審議部会の審議が行なわれたが、主な審議事項は次のとおりである。

中央矯正審議部会(34.3.26開催)

1. 昭和34年度における刑務作業の運営について
2. 社会資源を矯正の施策に活用することについて

矯正科学審議部会(34.3.19開催)

1. 少年鑑別所の運営について、
2. 矯正施設における集団補導施策について
3. その他

同上(34.8.18開催)

1. 矯正医官研究費の配分について
2. 鑑別技官研究費の配分について
3. 矯正医学会総会について
4. 矯正における社会学専攻者の活用について
5. その他

(12) 更生保護事業審議会

法務省設置法第13条、更生緊急保護法第11条、第15条、更生保護事業審議会(昭年25年6月12日政令第187号)

- (1) 1月20日 法務省第1会議室において開催し、下記更生保護会の設立認可の可否につき法務大臣の諮問に対し審議し、全団体認可相当の答申をなした。

財団法人 愛 慈 会	直接保護事業	(東 京)
同 日 新 寮	同 上	(甲 府)
同 あ け ぼ の 荘	同 上	(富 山)

財団法人 釧 路 学 園	直接保護事業	(釧 路)
同 北見更生保護会	同 上	(同)
同 清 風 園	同 上	(徳 島)
同 高 坂 会	同 上	(高 知)
同 新潟県保護観察協会	連絡助成事業	(新 潟)
同 兵庫県更生保護協会	同 上	(神 戸)

- (2) 12月8日 法務省第1会議室において開催し、下記更生保護金の設立認可の可否につき、法務大臣の諮問により、審議し、いずれも認可相当の答申をした。

財団法人 松 本 紫 明 寮	直接保護事業	(長 野)
同 全 和 会	同 上	(東 京)
社団法人 近畿更生保護事業協会	連絡助成事業	(近 畿)

(13) 保護司選考会

法務省設置法第13条、保護司法(昭和26年法律第204号)第5条、保護司の選考に関する規則(昭和25年5月31日中央更生保護委員会規則第1号)

保護司選考会(以下「選考会」という。)は、各保護観察所(全国49ヶ所)に設置され、下記事項について法務大臣(保護司の委嘱・解嘱については昭和27年10月20日人任第214号訓令をもつて地方更生保護委員会委員長に撰行権を委任している)の諮問に応じて、随時開催し、意見の答申をし、保護司制度運用上重要な機能を果している。

選考会の審査する事項

- (1) 保護司の委嘱・解嘱に関する事項
- (2) 保護区及び保護司の定数その他保護司制度の向上に関する事項

昭和34年中の選考会の開催状況は次のとおりである。

保護司選考会開催状況調(昭和34年中)

選考会名	開催回数	選 考 人 員		保護司法第12条 による解嘱	保護司制度に 関するもの
		承 認	否 決		
東 京	2	452			
横 浜	5	338	5		
浦 和	7	218			
千 葉	1	357	2		
水 戸	5	258	2		
宇 都 宮	4	315			
前 橋	3	179	2		
静 岡	4	452	10		

甲府	4	161			
長野	2	270			
新潟	6	159	1		
大阪	4	584			
京都	4	295			
神戸	4	553			
奈良	2	105			
大津	2	160			
和歌山	2	162			
名古屋	5	318	2		
岐阜	1	101			
岐阜	2	126			
福井	3	83	2		
金沢	1	80			
富山	3	121	2		
山梨	4	272			
山口	3	167			
岡山	3	206			
鳥取	3	156			
松江	2	135			
福岡	4	624	3		
佐賀	3	234	4		
長崎	3	327			
大分	3	198			
熊本	2	266			
鹿児島	3	348	1		
宮崎	5	190	21		
仙台	2	200	2		
福島	4	327			
山形	3	261			
盛岡	4	129	1		
秋田	3	267	2		
青森	4	300			
札幌	4	369			
函館	2	128			
旭川	4	121			
釧路	4	208			
高松	2	150			
徳島	3	172			
高知	6	258			
松山	3	289			
合計	169	12,030	64	0	0

(14) 副検事選考審査会

法務省設置法第13条 検察庁法(昭和22年4月16日法律第61号)第18条第2項 副検事選考
審査会令(昭和22年6月17日政令第84号)

昭和34年度においては、9月審査会が開かれ、22名が選考によつて副検事に任命された。

(15) 検察官特別考試審査会

法務省設置法第13条 検察庁法(昭和22年4月16日法律第61号)第18条第3項 検察官特別
考試令(昭和25年12月11日政令第349号)

検察官特別考試は、昭和26年度より毎年1回実施され、昭和34年には3名が合格したので、累計28名が、この特別考試合格者として検事に任命されている。

(16) 公証人審査会

法務省設置法第13条 公証人審査会令(昭和24年5月31日政令第138号)

1 特別任用のための選考

公証人は、裁判官(簡易裁判所判事を除く。以下同じ。)、検察官(副検事を除く。以下同じ。)又は弁護士資格を有する者の中から法務大臣により任命されるのが通常であるが、法務大臣は法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいないか又はいても公証人としての職務を行うことができない場合であつて、且つ、公証人の任命を必要と認めるときに限り、多年法務に携わり、裁判官、検察官又は弁護士に準ずる学識経験を有する公証人志願者の中から適任者を選出し、公証人審査会の選考を経て公証人に任命することができることとなつている。この場合、公証人審査会は、法務大臣の要求に基づき委員を招集し、審査会を開いて当該事案についてその適否を審査し、多数決により議決を行ない、その結果を法務大臣に答申し、法務大臣はその答申に基づいて任否を決する。

2 身体又は精神の衰弱による職務執行能否の議決

公証人の身体又は精神の衰弱によつて公証人としての職務を遂行するのが困難な健康状態になつたときは、法務大臣は、当該公証人の意思にかかわらずその職を免ずることができ、職務を執行するのに困難である健康状態の判定に公正を期するため、公証人審査会の議決を経ることとされている。公証人審査会は、大臣の要求に基づき委員を招集し審査会を開いて事案を審議し、議決し、その結果を法務大臣に答申する。法務大臣はその答申に基づいて当該事案を処理する。

3 懲戒の議決

公証人が職務上の業務に違反したとき又は品位を失墜するような行為があつたときは、法務大臣は懲戒に付することが出来るのであるが、懲戒には譴責、過料、停職、転属、免

職の5種があり、そのうち譴責については公証人審査会の議決を経る必要はないが、他の4種については重要な懲戒処分であるので公証人審査会の議決を経ることとされている。この場合の審査会の議決答申方法は(2)と同様であり、法務大臣はその答申に基づいて当該事案を処理する。

昭和34年には、公証人法第13条の2による特別任用の選考は8件であり、同法第15条第2項及び第81条による免職等はなかつた。

(17) 土地家屋調査士試験委員

法務省設置法第13条 土地家屋調査士試験委員令 (昭和26年8月21日政令第288号)

昭和34年度における土地家屋調査士試験は、8月4日土地家屋調査士法第5条第1項に基づき全国一斉に各法務局及び各地方方法務局において行われたが、これに先だつて、5月18日試験委員5名が任命され、6月21日第1回委員会が招集されて、試験方法特に試験問題の内容等について審議がなされ、更に試験実施後の8月14日、第2回委員会が開かれ、採点方法、合格点の決定等に関する審議が行なわれた。

本年度試験には、全国において2,251名が受験し、内118名が試験に合格した。(合格率5.2%)

3 地方支分部局

(1) 法務局及び地方方法務局

法務省設置法第13条の2
法務局及び地方方法務局組織規程 (昭和24年6月1日法務府令第3号)

法務局・地方方法務局の所在地及び管轄区域 (昭和34年12月31日現在)

局名	所在地	管轄
東京	東京都中央区小田原町3の1	注 東京以下北海道を除く都府県は名称により管轄区域の都府県名が判明するので省略する。
横浜	横浜市中区山下町113	
浦和	浦和市北浦和町5の36	
千葉	千葉市吾妻町3の63	
水戸	水戸市北三の丸125	
宇都宮	宇都宮市四条町1343, 1344の1, 1344の2	
前橋	前橋市神明町14	
静岡	静岡市相生町2の40	
甲府	甲府市水門町3	
長野	長野市大字鶴賀字高築地1, 481の1	
新潟	新潟市川岸町1の49	
大阪	大阪市東区谷町2の31	
京都	京都市中京区竹屋町通り柳馬場東入る菊屋町250	
神戸	神戸市生田区橘通2の30	
奈良	奈良市高畑町778の1	
大津	大津市湖南町21	
和歌山	和歌山市三番丁2の2	
名古屋	名古屋市東区葵町14の13	
津	津市丸之内殿町2, 083の5	
岐阜	岐阜市西野町7の22	
福井	福井市豊島町2の805	
金沢	金沢市大手町9	
富山	富山市西田地方町354	

戸籍・住民登録事件表

第1表 本籍・人口・世帯数

(昭和35年3月31日現在)

本籍数	本籍人口	住民登録人口	世帯数
27,848,627	96,485,674	男女計 46,882,829 48,214,483 95,097,312	20,629,060

第2表 届出事件数

(1) 戸籍関係

事項	本籍人届出数	非本籍人届出数	計	事項	本籍人届出数	非本籍人届出数	計
1 出生	1,636,306 (592,034)	657,580	2,243,886	13 入籍	64,642 (24,313)	3,793	68,435
2 認知	29,884 (12,891)	2,996	32,880	14 分籍	24,106 (8,653)	113	24,219
3 養子縁組	138,577 (52,428)	6,670	145,247	15 帰化	2,635 (157)	114	2,749
4 養子離縁	27,198 (9,743)	1,039	28,237	16 国籍喪失	2,909 (811)	16	2,925
5 婚姻	1,565,418 (770,520)	79,765	1,645,183	17 氏の変更	1,068 (87)	73	1,141
6 離婚	116,242 (48,547)	6,451	122,693	18 名の変更	8,748 (867)	574	9,322
7 親権・後見 監督・保佐	32,055 (2,571)	1,539	33,594	19 転籍	395,758 (157,251)	974	396,732
8 死亡	722,709 (202,238)	208,834	931,543	20 就籍	3,268 (110)	33	3,301
9 失踪	1,491 (115)	89	1,580	21 訂正更正	217,347 (3,712)	1,085	218,432
10 復氏	6,427 (2,327)	181	6,608	22 その他	99,566 (5,053)	1,058	106,624
11 婚姻関係 終了	1,055 (204)	150	1,205	23 合計	5,097,586 (1,894,639)	929,131	6,026,717
12 相続人 除廃	177 (7)	4	161				

(注) 1. 本籍人届出数のうち他市町村で受理し、送付された分は、内数として括弧内に掲記した。
2. その他の欄には、上記以外の各届出事件数を一括して掲記した。

(2) 住民登録関係

事項	届出数	事項	届出数
転入	3,883,258	国外居住	3,844
転居	1,730,987	その他	104,338
変更	584,609	計	6,307,036

第3表 処理事件数

戸籍関係	住民登録関係		
新戸籍編製	2,106,879 (1,034,974)	住民票職権記載	4,540,084
戸籍全部消除	811,295 (247,219)	住民票職権消除	3,243,409
違反通知	51,322	違反通知	65,865
戸籍の再製補完	71,638	その他	18,904,242
その他	4,665,512	実態調査	1,038,235
計	7,706,646	計	2,7791,835

(注) 改製戸籍については、内数として括弧内に掲記した。

第4表 謄・抄本等件数

	戸籍関係	住民登録関係
件数	29,592,773 (1,743,372)	14,356,779 (857,238)
金額	1,096,093,580	567,711,643

(注) 1. 謄本、抄本については、枚数をもつて件数とし、証明閲覧件数と一括して掲記した。
2. 無料の件数は、その内数として括弧内に掲記した。
3. 住民登録関係は、住民票、戸籍の附票について一括して掲記した。

第5表 職員数

戸籍事務担当者数	住民登録事務担当者数
18,399 (10,543)	16,249 (11,511)

第6表 市区町村数

市	区	町	村	計
551	84	1,909	1,070	3,614

第7表 戸籍及び住民登録事務を取り扱う市区町村事務所(本庁、支所、出張所)数

戸籍事務を取り扱う市区町村事務所数	住民登録事務を取り扱う市区町村事務所数
7,520	8,395

登記事

種別 庁名	総数			甲	
	件数	個数	登録手数料	件数	登録税
総 数	50,195,615	19,496,961	22,649,703,677	8,511,091	21,992,259,777
東京	6,371,959	1,166,154	5,619,022,587	860,391	5,468,919,617
横 濱	1,926,557	560,356	873,464,642	314,378	847,625,422
浦 和	792,331	430,269	268,050,918	187,400	256,127,368
千 葉	934,716	475,301	299,382,518	195,207	290,368,748
水 戸	738,480	411,768	216,489,795	143,823	210,750,655
前 橋	846,495	248,589	192,979,986	108,423	187,052,166
静 岡	539,999	284,864	220,721,170	135,057	214,645,900
甲 府	1,265,364	570,869	613,392,224	247,711	595,912,094
長 野	188,449	152,056	79,152,661	54,072	76,056,541
新 潟	879,244	585,839	242,847,444	195,021	232,259,224
	1,933,705	846,430	440,586,528	225,537	429,375,598
大 阪	5,258,662	779,072	2,601,232,391	472,556	2,535,597,371
神 戸	1,392,310	397,513	464,631,536	186,421	449,855,846
奈 良	1,432,383	599,338	1,116,193,654	316,449	1,095,002,614
和 歌 山	283,034	138,177	137,625,646	61,008	134,181,286
大 和	447,295	177,905	110,362,007	83,159	106,312,397
名 古 屋	567,627	216,537	236,502,308	102,847	230,342,858
岐 阜	2,312,101	305,156	991,778,775	375,700	952,557,705
福 金	874,391	300,060	202,459,188	138,973	195,072,528
富 山	679,192	425,827	269,835,268	160,221	206,738,788
山 梨	360,235	268,205	110,844,309	71,133	106,712,859
岡 崎	579,095	426,659	177,008,092	109,525	171,909,982
鳥 取	544,316	419,657	249,201,432	116,316	244,426,542
島 根	854,939	502,776	612,818,764	229,029	599,284,874
山 口	484,123	291,927	327,211,011	145,206	318,376,741
岡 山	780,440	343,881	251,071,720	173,612	243,326,270
鳥 松	328,554	161,640	95,239,084	68,334	91,277,584
	291,768	198,629	102,427,548	77,792	98,483,268
福 岡	1,994,478	745,202	1,007,240,033	363,897	979,253,253
佐 賀	556,555	234,813	149,671,050	91,520	145,488,480
長 崎	676,190	292,470	278,792,423	131,469	296,063,123
大 熊	786,150	392,349	210,324,299	152,040	202,358,459
鹿 兒 島	1,475,094	421,396	273,921,491	169,187	263,916,581
宮 崎	840,936	461,243	256,072,990	210,385	246,826,060
	735,146	364,583	169,123,318	143,039	162,292,618
仙 台	904,202	432,093	321,447,315	160,268	309,032,625
福 山	1,160,831	637,560	290,331,885	183,740	279,453,435
山 形	786,014	414,058	186,995,389	120,310	181,333,909
盛 岡	547,291	307,869	186,617,027	120,022	181,709,717
秋 田	1,093,076	422,588	183,232,421	123,226	174,869,111
青 森	602,371	390,835	229,240,861	154,339	221,024,811
札 幌	703,045	275,270	453,319,737	193,988	438,793,347
函 館	131,192	79,711	90,759,893	38,479	88,360,223
旭 川	236,587	125,050	130,759,162	65,486	126,970,702
釧 路	343,205	140,957	156,696,067	67,840	152,249,767
高 松	564,528	223,100	275,461,652	109,109	269,095,052
徳 島	366,378	182,814	160,201,410	87,195	155,767,860
高 知	959,816	356,221	206,214,198	119,971	200,019,408
山 口	807,766	411,343	310,749,850	180,281	301,825,390

(注) 1. 本表中甲号とあるのは、登記申請又は官公署の嘱託による登記であり、乙号とあるのは、登記簿の謄本、更がないことの証明、印鑑証明等の請求件数である。
2. 個数欄は、不動産登記については土地は筆数、建物は棟数、立木は集団数、船舶は隻数、農業用動産は、その他の登記とあるのは商業登記以外の各種組合等の法人の登記である。

件 表 (1)

(昭和34年1月~12月)

号						
不動産及び船舶登記			農業用動産抵当登記			商業登記
件数	個数	登録税	件数	個数	登録税	件数
7,931,914	19,487,786	17,892,090,049	8,048	13,175	12,474,203	421,355
733,059	1,165,593	3,204,903,913	251	561	2,908,905	118,132
293,887	560,283	753,935,429	64	73	197,297	16,728
176,847	430,269	239,305,030	-	-	-	6,910
187,476	474,954	276,432,818	260	347	271,999	5,101
138,389	411,710	200,804,293	29	58	18,710	2,947
102,119	248,589	176,164,866	-	-	-	3,774
127,004	284,844	199,701,762	2	2	3,000	5,129
232,632	570,651	552,270,977	178	218	227,280	10,444
50,901	153,052	70,436,783	3	4	-	1,682
183,572	585,442	214,639,711	364	397	117,302	6,277
212,611	846,283	404,533,138	120	147	121,190	7,878
412,710	778,764	1,915,707,561	119	308	2,876,293	54,519
169,295	397,250	409,839,229	119	263	88,055	17,177
294,406	599,178	932,495,679	131	160	464,241	17,006
57,584	138,175	128,995,547	1	2	30	2,074
78,453	177,886	100,803,052	15	19	30,894	2,137
97,810	216,416	220,960,090	84	121	54,012	3,336
348,076	804,900	798,186,304	110	256	948,023	20,587
131,383	299,776	182,110,008	192	281	129,615	3,953
151,357	425,771	244,761,543	38	56	15,948	5,004
66,104	268,159	96,426,865	39	46	21,180	2,252
102,086	426,449	159,094,688	140	210	140,203	3,788
110,089	419,582	212,001,567	66	75	59,661	3,404
217,210	502,697	542,548,356	60	79	192,979	8,247
137,049	291,492	288,059,335	295	435	199,286	5,281
165,118	343,726	225,223,851	134	155	19,829	5,092
64,814	161,598	87,382,332	21	42	53,554	1,747
72,933	198,282	93,964,639	228	347	103,570	1,885
340,185	741,682	858,775,601	1,969	3,520	593,423	15,650
87,614	234,642	140,183,867	113	171	41,747	1,745
123,877	291,442	257,635,037	633	1,028	594,815	4,044
145,901	391,965	195,563,352	220	384	107,243	3,114
162,370	421,264	256,168,326	67	132	41,557	3,409
203,554	461,025	236,214,266	130	218	190,699	3,786
139,232	364,287	156,400,404	191	296	156,404	2,126
152,745	432,075	255,203,240	18	18	33,282	4,707
176,659	637,365	266,520,854	77	195	77,980	3,637
115,392	413,871	173,110,807	116	187	59,225	2,451
115,355	307,708	174,364,271	103	161	86,393	2,217
118,877	422,483	169,157,725	54	105	75,613	2,420
149,415	390,723	212,651,106	73	107	408,375	2,747
149,185	275,157	394,437,029	98	113	49,892	11,953
35,749	79,618	83,699,611	83	93	36,682	1,755
60,951	124,714	115,640,236	276	336	50,391	3,117
63,318	140,704	141,638,772	143	253	161,581	3,229
103,664	222,879	242,645,707	137	221	53,885	3,529
83,247	182,600	149,249,763	165	214	53,580	2,210
115,361	355,615	194,580,516	267	606	280,649	2,344
174,283	411,188	286,560,133	52	155	57,730	3,674

抄本、閲覧、登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと又は登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更登記については農業用機械の個数、牛馬は頭数、漁船は隻数である。

登記事件表(2) (昭和34年1月~12月)

庁名	種別	甲 号		乙 号				
		商業登記	その他の登記	請求の数	手数料			
		登録税	件数			登録税		
		円	円	円	円			
総東横浦千水宇前静甲長新 都	数京浜和葉戸宮橋岡府野潟	3,962,383,677	149,774	125,311,848	41,684,524	657,443,900		
		2,136,765,332	8,949	124,341,467	5,511,568	150,100,970		
		93,486,696	3,699	6,000	1,610,176	25,839,220		
		16,816,938	3,643	5,400	604,931	11,923,550		
		13,657,931	2,367	6,000	739,509	9,013,770		
		9,875,605	2,458	52,047	594,657	5,739,140		
		10,881,300	2,530	6,000	738,072	5,927,820		
		14,936,638	2,921	4,500	404,943	6,075,270		
		43,393,737	4,457	20,100	1,017,653	17,480,130		
		5,614,058	1,486	5,700	134,377	3,096,120		
		17,488,951	4,808	13,200	684,223	10,588,220		
		24,709,870	4,928	14,400	1,708,168	11,210,930		
		大京神奈大和 歌古津	阪都戸良津山屋	617,000,317	5,208	13,200	4,786,106	65,635,020
				39,922,262	4,830	6,300	1,205,889	14,775,690
162,040,894	4,906			1,800	1,115,934	21,191,040		
5,179,709	1,349			6,000	222,026	3,444,360		
5,472,151	2,554			6,300	3,641,366	4,049,610		
9,322,756	1,617			6,000	464,780	6,159,450		
153,409,278	6,927			14,100	1,936,401	39,221,070		
12,826,905	3,445			6,000	735,418	7,386,660		
15,956,197	3,822			5,100	518,971	9,096,480		
10,258,214	2,738			6,600	289,102	4,131,450		
岐福金富 島口山取江	阜井沢山	12,661,893	3,508	13,200	469,570	5,098,110		
		32,335,063	2,757	30,251	428,000	4,774,890		
		56,524,639	3,512	18,900	625,910	13,533,890		
		30,105,220	2,581	12,900	338,917	8,834,270		
広山岡鳥松 岡賀崎分本島崎	島口山取江	18,069,390	3,268	13,200	606,828	7,745,450		
		3,834,198	1,752	7,500	260,220	3,961,500		
		4,402,459	2,746	12,600	213,976	3,944,280		
		119,864,129	6,093	20,100	1,630,581	27,986,780		
		5,256,866	2,048	6,000	475,035	4,182,570		
		10,819,951	2,915	13,320	544,721	9,729,300		
		6,674,544	2,805	13,320	634,110	7,965,840		
		7,694,398	3,341	12,300	1,305,907	10,004,910		
		10,412,995	2,915	11,100	630,551	9,243,930		
		5,720,810	1,490	15,000	592,107	6,830,700		
仙福山盛秋青 札幌旭釧	台島形岡田森	53,784,103	2,798	12,000	743,934	12,414,690		
		12,841,101	3,367	13,500	977,091	10,878,450		
		8,158,177	2,351	5,700	665,704	5,661,480		
		7,246,513	2,347	12,540	427,269	4,907,310		
		5,622,573	1,875	13,200	969,850	8,363,310		
		7,950,930	2,104	14,400	448,032	8,216,050		
		43,876,502	2,752	429,923	539,057	14,526,390		
高徳高松	幌館川路	4,617,330	892	6,600	92,713	2,399,670		
		11,280,075	2,142	-	171,101	2,788,460		
		10,443,114	1,150	6,300	275,365	4,446,300		
		26,376,740	1,779	18,720	485,419	6,366,600		
高徳高松	松島知山	6,456,717	1,573	7,800	279,183	4,433,550		
		5,146,003	1,999	12,240	838,845	6,194,790		
		15,194,507	2,272	13,020	627,485	8,924,460		

(昭和34年1月~12月)

(その1 甲号事件関係)

土地台帳及び家屋事務取扱数

(土地)

区	分	異動										事務																									
		総数		第一種地成		第二種地成		分筆		合筆		地日変換		登録地成		住所・氏名・名称の変更		登録の訂正		地図の訂正		国有地成		土地台帳法第43条第2項の		その他											
		件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数										
受理	総数	4,031,155	12,319,926	9,817	29,132	60,070	178,328	586,740	2,106,168	63,848	303,727	280,822	529,450	4,031,155	12,319,926	9,817	29,132	60,070	178,328	586,740	2,106,168	63,848	303,727	280,822	529,450	4,031,155	12,319,926	9,817	29,132	60,070	178,328	586,740	2,106,168	63,848	303,727	280,822	529,450
		15,513	98,142	4,411	10,797	1,016	2,751	879	6,834	583	18,040	1,513	5,340	15,513	98,142	4,411	10,797	1,016	2,751	879	6,834	583	18,040	1,513	5,340	15,513	98,142	4,411	10,797	1,016	2,751	879	6,834	583	18,040	1,513	5,340
		4,015,642	12,221,784	5,406	18,335	59,054	175,577	585,861	2,099,334	63,265	285,687	279,309	524,110	4,015,642	12,221,784	5,406	18,335	59,054	175,577	585,861	2,099,334	63,265	285,687	279,309	524,110	4,015,642	12,221,784	5,406	18,335	59,054	175,577	585,861	2,099,334	63,265	285,687	279,309	524,110
		4,026,062	12,114,932	9,815	22,733	60,029	176,282	586,572	2,099,240	63,818	276,819	280,750	521,634	4,026,062	12,114,932	9,815	22,733	60,029	176,282	586,572	2,099,240	63,818	276,819	280,750	521,634	4,026,062	12,114,932	9,815	22,733	60,029	176,282	586,572	2,099,240	63,818	276,819	280,750	521,634
受理	総数	5,093	204,932	2	6,399	41	2,046	168	6,928	30	26,908	72	7,816	5,093	204,932	2	6,399	41	2,046	168	6,928	30	26,908	72	7,816	5,093	204,932	2	6,399	41	2,046	168	6,928	30	26,908	72	7,816
		17,763	183,512	686	1,193	25	304	7	49,453	6,575	49,372	12,275	1,056,086	17,763	183,512	686	1,193	25	304	7	49,453	6,575	49,372	12,275	1,056,086	17,763	183,512	686	1,193	25	304	7	49,453	6,575	49,372	12,275	1,056,086
		17,077	182,319	68,999	163,868	516	49,149	6,575	46,937	2,814,884	7,454,001	12,003	1,035,963	17,077	182,319	68,999	163,868	516	49,149	6,575	46,937	2,814,884	7,454,001	12,003	1,035,963	17,077	182,319	68,999	163,868	516	49,149	6,575	46,937	2,814,884	7,454,001	12,003	1,035,963
		17,753	179,550	69,023	163,448	92,601	48,839	6,575	47,624	2,810,166	7,447,288	12,267	952,297	17,753	179,550	69,023	163,448	92,601	48,839	6,575	47,624	2,810,166	7,447,288	12,267	952,297	17,753	179,550	69,023	163,448	92,601	48,839	6,575	47,624	2,810,166	7,447,288	12,267	952,297
受理	総数	10	3,962	1	3,535	7	614	1,748	6,713	8	103,789	10	3,962	1	3,535	7	614	1,748	6,713	8	103,789	10	3,962	1	3,535	7	614	1,748	6,713	8	103,789						
		686	1,193	25	304	7	49,453	6,575	49,372	12,275	1,056,086	686	1,193	25	304	7	49,453	6,575	49,372	12,275	1,056,086	686	1,193	25	304	7	49,453	6,575	49,372	12,275	1,056,086						
		17,077	182,319	68,999	163,868	516	49,149	6,575	46,937	2,814,884	7,454,001	12,003	1,035,963	17,077	182,319	68,999	163,868	516	49,149	6,575	46,937	2,814,884	7,454,001	12,003	1,035,963	17,077	182,319	68,999	163,868	516	49,149	6,575	46,937	2,814,884	7,454,001	12,003	1,035,963
		17,753	179,550	69,023	163,448	92,601	48,839	6,575	47,624	2,810,166	7,447,288	12,267	952,297	17,753	179,550	69,023	163,448	92,601	48,839	6,575	47,624	2,810,166	7,447,288	12,267	952,297	17,753	179,550	69,023	163,448	92,601	48,839	6,575	47,624	2,810,166	7,447,288	12,267	952,297

区分	異動										事務			
	総数		建築		増築		登記家屋成		減失		分割			
	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数		
総数	1,417,214	1,728,461	332,963	339,234	86,072	91,648	5,811	6,042	58,185	61,732	21,019	51,754		
受理	703	4,812	404	405	84	92	3	3	93	93	26	52		
新受理	1,416,511	1,723,649	332,559	338,829	85,988	91,556	5,808	6,039	58,092	61,639	20,993	51,702		
処理	1,415,636	1,717,323	332,511	338,782	86,026	91,600	5,808	6,039	57,986	61,386	21,016	51,748		
未処理	1,578	11,138	452	452	46	48	3	3	199	346	3	6		

区分	異動										事務			
	合併		不登録家屋成		住所・氏名・構造変更・所在・種類・床面積の減少		登記の訂正		家屋台帳法第22条土地台帳法第43条の2第2項		その他			
	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数		
総数	2,292	5,504	213	261,304	38,231,910	126,044	105,289	113,408	682,539	854,794	1,329	39,809		
受理	-	-	-	-	4	60	27	29	-	-	2	4,072		
新受理	2,292	5,504	213	261,304	38,227,910	125,982	105,262	113,379	682,539	854,794	1,327	35,737		
処理	2,291	5,502	213	261,304	38,231,910	126,001	105,267	113,386	681,733	853,743	1,326	30,644		
未処理	1	2	-	-	43	43	22	22	806	1,051	3	9,165		

- (注) 1. 第一種地成とあるのは、第二種地が第一種地に転換した場合の登録をい、第二種地成とあるのは、その反対の場合の登録をい、なお、第一種地とは地方税法によつて固定資産税を課する土地(私有地で第二種地に該当しないもの)をい、第二種地とは同法によつて固定資産税を課さない土地、地方公共団体の所有地又は私有地で公用もしくは公共の用に供するもの(但し有料借地を除く、その他特に第二種地と定められた土地)をい、(土地台帳法第18条第42条の2参照)
2. 登記地成とあるのは、土地台帳に新規登録された場合をい、(例えば国有地が譲与、売渡等によつて土地台帳の適用を受けるに至つた場合)(土地台帳法第18条第43条の2参照)
3. 国有地成とあるのは、第一種地、第二種地が国有地となつた場合をい、
4. 土地台帳法第43条の第2項とあるのは、所有権、質権又は地上権の得喪、変更の登記がなされた後に登記官吏が職権によつて台帳に登録した場合をい、
5. 登録家屋成とあるのは、家屋台帳法の適用を受けない家屋がその適用を受けるに至つた場合の登録をい、(例えば国有財産が私下等によつて台帳に登録するに至つた場合)
6. 不登録家屋成とあるのは、上記注5の反対の場合をい、
7. 家屋台帳法第22条土地台帳法第43条の2第2項とあるのは、所有権、質権又は地上権の得喪、変更の登記がなされた後に登記官吏が職権によつて台帳に登録した場合をい、

(続) 土地台帳及び家屋台帳事務取扱数 (その2 乙号事件関件) (昭和34年1月~12月)

総件数	土		地		家		屋
	件数	手数	件数	手数	件数	手数	
2,442,525	44,896	530	2,104,380	36,040	870	338,145	8,855,660
	円		円				円

(注) 木表の乙号事件とは、土地台帳、家屋台帳の閲覧及び謄本交付関係をい、

	前年度より越高		受		高		払		現		利息払渡認可高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東横浦平水	98,711	2,147,072,286.000	67,155	1,488,952,396.000	3,699,642	39,138,951.000	45,830	39,138,951.000	3,699,642	39,138,951.000	45,830	39,138,951.000
京浜和葉戸宮橋岡野潟	15,704	404,210,804.000	15,256	241,404,660.000	546,883	4,444,033.000	6,284	4,444,033.000	546,883	4,444,033.000	6,284	4,444,033.000
字部橋岡野潟	5,489	124,667,384.000	5,077	79,148,871.000	157,517	1,364,923.000	1,638	1,364,923.000	157,517	1,364,923.000	1,638	1,364,923.000
前静由長新	5,425	111,864,489.000	6,120	76,196,967.000	164,565	1,600,706.000	2,053	1,600,706.000	164,565	1,600,706.000	2,053	1,600,706.000
計	2,765	68,572,403.000	3,280	51,009,602.000	108,635	1,051,254.000	747	1,051,254.000	108,635	1,051,254.000	747	1,051,254.000
	2,707	49,311,563.000	3,186	46,025,161.000	69,785	697,500.000	1,306	697,500.000	69,785	697,500.000	1,306	697,500.000
	2,910	60,053,276.000	3,928	50,048,568.000	83,189	831,218.000	1,074	831,218.000	83,189	831,218.000	1,074	831,218.000
	4,712	159,150,231.000	4,908	122,317,952.000	205,786	2,057,864.000	2,276	2,057,864.000	205,786	2,057,864.000	2,276	2,057,864.000
	1,948	38,112,464.000	1,538	37,364,325.000	63,301	633,019.000	707	633,019.000	63,301	633,019.000	707	633,019.000
	2,608	69,008,995.000	3,048	55,172,551.000	86,445	864,445.000	954	864,445.000	86,445	864,445.000	954	864,445.000
	4,301	109,036,912.000	4,577	91,774,322.000	128,941	1,289,415.000	1,778	1,289,415.000	128,941	1,289,415.000	1,778	1,289,415.000
	147,280	3,341,060,807.000	118,073	2,339,415,375.000	5,314,694	53,146,944.000	64,647	53,146,944.000	5,314,694	53,146,944.000	64,647	53,146,944.000
大阪府	41,302	994,055,400.000	35,157	623,535,629.000	1,773,721	18,112,963.000	20,383	18,112,963.000	1,773,721	18,112,963.000	20,383	18,112,963.000
京都府	14,993	201,499,156.000	19,474	184,535,641.000	351,860	4,744,612.000	10,563	4,744,612.000	351,860	4,744,612.000	10,563	4,744,612.000
奈良府	18,182	472,421,712.000	17,429	362,206,634.000	577,989	6,325,415.000	7,937	6,325,415.000	577,989	6,325,415.000	7,937	6,325,415.000
和歌山府	1,933	52,044,939.000	2,438	35,255,328.000	93,619	1,014,085.000	1,046	1,014,085.000	93,619	1,014,085.000	1,046	1,014,085.000
大和郡	4,193	112,464,968.000	3,208	77,018,741.000	160,814	1,608,814.000	1,483	1,608,814.000	160,814	1,608,814.000	1,483	1,608,814.000
計	82,251	1,865,487,216.000	79,360	1,304,275,157.000	2,990,688	29,906,888.000	42,007	29,906,888.000	2,990,688	29,906,888.000	42,007	29,906,888.000
名古屋府	18,045	391,169,544.000	16,238	286,618,892.000	596,582	7,263,232.000	9,071	7,263,232.000	596,582	7,263,232.000	9,071	7,263,232.000
岐阜府	2,820	55,808,494.000	2,270	43,252,793.000	81,872	1,025,164.000	1,302	1,025,164.000	81,872	1,025,164.000	1,302	1,025,164.000
津市	3,848	84,299,163.000	3,806	70,388,423.000	133,483	1,622,649.000	1,733	1,622,649.000	133,483	1,622,649.000	1,733	1,622,649.000
井田	1,886	50,282,010.000	2,204	45,264,695.000	82,551	1,022,585.000	983	1,022,585.000	82,551	1,022,585.000	983	1,022,585.000
沢市	2,280	82,324,984.000	2,178	55,380,456.000	103,820	1,123,646.000	1,323	1,123,646.000	103,820	1,123,646.000	1,323	1,123,646.000
山田	1,674	61,265,501.000	1,385	44,598,620.000	74,625	936,031.000	742	936,031.000	74,625	936,031.000	742	936,031.000
富田	30,553	725,149,696.000	28,081	545,503,879.000	1,072,936	12,993,307.000	15,156	12,993,307.000	1,072,936	12,993,307.000	15,156	12,993,307.000
富田	18,045	391,169,544.000	16,238	286,618,892.000	596,582	7,263,232.000	9,071	7,263,232.000	596,582	7,263,232.000	9,071	7,263,232.000
計	2,820	55,808,494.000	2,270	43,252,793.000	81,872	1,025,164.000	1,302	1,025,164.000	81,872	1,025,164.000	1,302	1,025,164.000
	3,848	84,299,163.000	3,806	70,388,423.000	133,483	1,622,649.000	1,733	1,622,649.000	133,483	1,622,649.000	1,733	1,622,649.000
	1,886	50,282,010.000	2,204	45,264,695.000	82,551	1,022,585.000	983	1,022,585.000	82,551	1,022,585.000	983	1,022,585.000
	2,280	82,324,984.000	2,178	55,380,456.000	103,820	1,123,646.000	1,323	1,123,646.000	103,820	1,123,646.000	1,323	1,123,646.000
	1,674	61,265,501.000	1,385	44,598,620.000	74,625	936,031.000	742	936,031.000	74,625	936,031.000	742	936,031.000
	30,553	725,149,696.000	28,081	545,503,879.000	1,072,936	12,993,307.000	15,156	12,993,307.000	1,072,936	12,993,307.000	15,156	12,993,307.000

島口山取江	6,894	173,723,699.000	5,378	131,082,147.000	239,325	2,763,154.000	2,751	2,763,154.000	239,325	2,763,154.000	2,751	2,763,154.000
江崎府	2,424	87,220,540.000	2,398	70,054,982.000	134,700	1,702,670.000	1,103	1,702,670.000	134,700	1,702,670.000	1,103	1,702,670.000
佐野	3,949	87,032,089.000	3,265	64,830,561.000	127,994	1,486,202.000	1,688	1,486,202.000	127,994	1,486,202.000	1,688	1,486,202.000
大熊	876	44,764,933.000	1,179	32,735,669.000	39,851	444,393.000	531	444,393.000	39,851	444,393.000	531	444,393.000
鹿島	1,000	26,691,901.000	1,027	23,245,740.000	37,404	594,572.000	595	594,572.000	37,404	594,572.000	595	594,572.000
宮崎	15,143	419,433,462.000	13,247	321,949,099.000	579,275	6,990,991.000	6,668	6,990,991.000	579,275	6,990,991.000	6,668	6,990,991.000
宮崎	11,792	472,055,696.000	10,456	334,603,799.000	786,963	9,266,480.000	4,947	9,266,480.000	786,963	9,266,480.000	4,947	9,266,480.000
分本島崎	1,331	46,201,720.000	1,322	28,597,212.000	68,237	469,827.000	555	469,827.000	68,237	469,827.000	555	469,827.000
崎	3,248	87,238,082.000	3,343	69,535,094.000	163,297	1,846,892.000	1,544	1,846,892.000	163,297	1,846,892.000	1,544	1,846,892.000
仙臺	2,789	75,704,861.000	2,922	60,647,959.000	94,575	1,008,702.000	1,286	1,008,702.000	94,575	1,008,702.000	1,286	1,008,702.000
盛岡	4,087	95,938,185.000	3,794	94,987,565.000	147,965	2,561,968.000	2,057	2,561,968.000	147,965	2,561,968.000	2,057	2,561,968.000
田代	3,100	65,185,311.000	3,620	42,051,569.000	131,395	930,095.000	1,034	930,095.000	131,395	930,095.000	1,034	930,095.000
森	1,864	54,565,272.000	2,116	47,832,608.000	62,209	614,208.000	807	614,208.000	62,209	614,208.000	807	614,208.000
計	28,211	896,889,127.000	27,573	678,255,806.000	1,454,645	16,698,172.000	12,230	16,698,172.000	1,454,645	16,698,172.000	12,230	16,698,172.000
仙臺	3,559	94,179,426.000	3,474	75,468,435.000	128,388	1,621,273.000	1,716	1,621,273.000	128,388	1,621,273.000	1,716	1,621,273.000
福山	3,032	88,333,790.000	3,131	67,357,392.000	144,245	1,519,282.000	1,595	1,519,282.000	144,245	1,519,282.000	1,595	1,519,282.000
岡山	1,812	56,988,168.000	1,914	60,646,730.000	60,196	1,515,632.000	903	1,515,632.000	60,196	1,515,632.000	903	1,515,632.000
青森	1,447	53,831,505.000	1,850	45,420,365.000	83,585	1,287,681.000	636	1,287,681.000	83,585	1,287,681.000	636	1,287,681.000
青森	4,738	77,717,675.000	4,741	75,142,264.000	62,867	1,004,277.000	817	1,004,277.000	62,867	1,004,277.000	817	1,004,277.000
青森	3,064	96,477,578.000	5,108	76,814,825.000	130,213	1,787,526.000	1,176	1,787,526.000	130,213	1,787,526.000	1,176	1,787,526.000
計	17,652	467,528,142.000	20,218	400,850,011.000	609,496	8,735,671.000	6,843	8,735,671.000	609,496	8,735,671.000	6,843	8,735,671.000
札幌	5,927	170,119,205.000	6,252	123,263,326.000	228,216	2,171,253.000	2,335	2,171,253.000	228,216	2,171,253.000	2,335	2,171,253.000
旭川	1,858	38,554,544.000	2,298	30,244,810.000	39,569	424,598.000	868	424,598.000	39,569	424,598.000	868	424,598.000
釧路	1,668	40,573,939.000	1,713	38,134,260.000	48,063	550,840.000	789	550,840.000	48,063	550,840.000	789	550,840.000
計	1,503	49,143,562.000	1,081	37,862,569.000	63,597	575,871.000	473	575,871.000	63,597	575,871.000	473	575,871.000
	10,956	298,391,250.000	11,344	229,504,965.000	379,446	3,722,562.000	4,465	3,722,562.000	379,446	3,722,562.000	4,465	3,722,562.000
高松	2,869	101,222,066.000	3,115	67,294,019.000	99,554	1,086,682.000	1,224	1,086,682.000	99,554	1,086,682.000	1,224	1,086,682.000
徳島	1,968	67,423,954.000	1,708	46,766,755.000	74,658	760,835.000	806	760,835.000	74,658	760,835.000	806	760,835.000
高松	2,379	67,462,										

(昭和34年度)

供託有価証券年計表

	前年度より越高		受		高		払		高		現		在	高	利私 渡認可 件数
	枚数	券面額 円	件数	枚数	券面額 円	件数	枚数	券面額 円	件数	枚数	券面額 円	枚数			
京浜和葉戸宮橋岡府野潟	75,663	1,099,990,232.168	3,789	32,203	705,502,300.000	528	11,604	244,767,531,500.000	96	262	1,560,725,000.668	1,567			
東横浦千水宇前静甲長新計	6,918	44,437,055.000	705	9,627	152,010,250.000	95	3,897	64,171,000.000	12	648	132,276,255.000	281			
	4,237	28,883,130.000	274	2,183	34,630,000.000	64	786	7,526,300.000	5	634	55,986,830.000	134			
	8,545	47,496,770.000	183	1,532	40,886,000.000	163	604	9,140,400.000	9	473	79,242,370.000	104			
	4,608	14,398,087.500	65	522	11,175,000.000	133	300	1,986,000.000	4	830	23,587,087.500	31			
	6,101	14,495,677.500	70	437	9,305,000.000	27	271	3,636,000.000	6	267	20,164,677.500	2			
	4,029	16,280,700.000	99	823	14,535,000.000	28	280	6,944,000.000	4	572	23,871,700.000	71			
	9,623	61,592,477.500	364	2,896	50,213,500.000	156	1,201	19,266,000.000	11	318	92,539,977.500	240			
	1,556	5,151,675.000	7	20	440,000.000	4	36	452,000.000	1	540	5,139,675.000	7			
	3,506	14,643,735.000	126	1,055	18,057,500.000	145	414	4,342,500.000	4	147	28,358,735.000	26			
	3,759	50,488,002.500	163	1,436	50,436,000.000	93	944	31,789,150.000	4	251	69,134,852.500	58			
	128,545	1,397,857,492.168	5,845	52,734	1,087,190,550.000	1,436	20,337	394,020,881.500	160	942	2,091,027,160.668	2,521			
阪都戸良津山	39,190	556,290,290.000	1,566	9,935	378,480,500.000	446	4,471	361,731,175.000	44	654	573,039,615.000	1,464			
大京神奈大和歌計	5,135	26,089,722.600	321	1,334	43,905,000.000	42	505	8,431,000.000	5	964	61,563,722.600	153			
	13,635	114,919,905.000	677	6,426	106,224,100.000	163	2,806	28,070,400.000	17	255	193,073,605.000	407			
	2,261	23,835,030.000	43	211	6,590,000.000	78	314	10,629,260.000	2	158	19,795,770.000	84			
	2,772	9,646,210.000	41	728	9,385,000.000	29	471	4,832,000.000	3	694	14,199,210.000	23			
	2,407	12,568,122.500	159	628	17,489,500.000	81	357	3,577,070.000	2	678	26,480,552.500	92			
	65,400	743,349,280.100	2,807	19,262	562,074,100.000	839	8,924	417,270,905.000	75	738	888,152,475.100	2,233			
名古屋	9,016	77,358,330.000	1,070	8,442	186,854,150.000	189	2,293	60,573,850.000	15	165	203,638,630.000	791			
岐阜津島井沢山	2,513	7,669,935.000	38	199	3,655,000.000	134	335	1,097,010.000	2	377	10,227,925.000	23			
福金富計	3,712	10,431,825.000	147	1,055	29,840,000.000	42	267	4,364,250.000	4	500	35,907,575.000	37			
	1,962	18,838,315.000	103	1,004	38,886,500.000	47	386	9,198,100.000	2	580	48,526,715.000	77			
	3,116	61,144,530.000	176	1,427	44,169,750.000	115	849	20,558,300.000	3	694	84,755,980.000	132			
	1,306	14,338,695.000	110	609	15,930,000.000	47	199	5,737,000.000	1	716	24,531,695.000	246			
	21,625	189,781,630.000	1,644	12,736	319,335,400.000	574	4,329	101,528,510.000	30	082	407,588,520.000	1,306			

島口山取江	8,157	53,932,422.500	337	2,072	69,786,000.000	166	1,093	27,793,250.000	9	136	95,925,172.500	220			
広山岡島松計	5,508	37,912,645.000	81	773	23,931,350.000	38	354	7,861,200.000	5	927	53,982,795.000	40			
	4,992	35,977,180.000	124	931	42,503,200.000	75	1,054	30,812,080.000	4	869	47,668,300.000	96			
	776	8,350,085.000	17	60	1,495,000.000	48	152	6,401,000.000	2	684	3,444,085.000	15			
	1,396	3,177,205.000	30	212	12,600,000.000	11	73	858,330.000	1	535	14,918,875.000	11			
	20,829	139,349,537.500	589	4,048	150,315,550.000	338	2,726	73,725,860.000	22	151	215,939,227.000	382			
岡賀崎分本島崎	38,658	109,634,100.000	353	3,259	78,689,500.000	191	1,801	36,157,695.000	40	116	152,165,905.000	155			
福佐長大熊鹿宮計	2,832	9,601,350.000	35	194	4,160,000.000	58	178	2,681,500.000	2	848	11,079,850.000	50			
	15,472	13,910,485.000	109	732	19,845,500.000	37	163	6,767,000.000	16	041	26,988,985.000	14			
	2,496	8,886,580.000	18	147	3,915,000.000	71	292	4,925,660.000	2	351	7,875,920.000	1			
	4,463	24,142,732.000	47	595	15,802,000.000	265	863	13,524,000.000	4	195	26,420,732.500	42			
	3,464	16,484,410.000	63	1,032	17,373,150.000	25	216	3,753,000.000	4	280	30,104,560.000	55			
	1,874	15,810,900.000	50	559	18,547,136.000	67	270	7,781,191.000	2	163	26,576,845.000	16			
	69,259	198,470,557.000	675	6,518	158,332,286.000	714	3,783	75,590,046.000	71	994	281,212,797.000	333			
台島形岡田森	3,320	18,146,077.500	99	849	21,636,000.000	73	337	10,176,290.000	3	832	29,605,787.500	60			
仙福山盛秋青計	2,322	22,833,085.000	67	474	10,017,950.000	45	327	13,003,060.000	2	469	19,847,975.000	31			
	1,503	14,930,337.500	35	342	7,445,000.000	23	74	5,590,020.000	1	771	16,785,317.500	31			
	2,032	18,747,952.500	59	366	15,720,000.000	73	343	3,131,500.000	2	105	31,336,452.500	81			
	2,864	11,948,650.000	49	433	13,129,000.000	21	65	2,637,105.000	3	232	22,440,545.000	45			
	2,684	18,514,485.000	37	152	6,195,000.000	25	95	5,987,020.000	2	741	18,722,465.000	77			
	14,775	105,120,587.500	346	2,612	74,142,950.000	260	1,241	40,524,995.000	16	150	138,738,542.500	325			
札幌旭鉦計	6,797	31,029,572.500	131	1,094	25,530,000.000	52	332	12,829,000.000	7	559	43,730,572.500	59			
	1,322	4,327,237.500	18	271	2,804,050.000	4	12	245,035.000	1	581	6,886,252.500	7			
	3,560	8,538,155.000	17	164	5,325,000.000	7	62	3,661,000.000	3	662	10,202,155.000	7			
	4,954	8,375,542.500	39	289	3,630,000.000	16	107	692,000.000	5	136	11,313,542.500	4			
	16,633	52,270,507.500	205	1,818	37,289,050.000	79	513	17,427,035.000	17	938	72,132,522.500	77			
高徳高松計	1,786	22,990,500.000	206	1,463	29,199,000.000	45	355	9,712,000.000	2	894	42,477,500.000	145			
	1,695	4,472,992.500	76	487	9,661,850.000	17	95	2,157,000.000	2	087	11,977,842.500	100			
	1,165	43,346,827.500	45	172	30,210,000.000	63	334	55,231,135.000	1	003	18,325,692.500	27			
	2,494	28,232,935.000	139	855	34,515,000.000	160	792	25,502,850.000	2	557	37,245,085.000	160			
	7,140	99,043,255.000	446	2,977	103,585,850.000	285	1,576	92,602,985.000	8	541	110,026,120.000	432			
合計	344,206	2,925,242,847,268.12,577	102,709	2,492,265,736.000	4,525	43,429	1,212,691,217.500	403,486	4,204,817,365,768	7,609					

(2) 矯正管区

法務省設置法第13条の6 矯正管区組織規程 (昭和24年6月1日法務府令第5号)

矯正管区の名称、所在地及び管轄区域

名称	位置	管轄区域
東京矯正管区	東京都港区赤坂青山南町	東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 静岡県, 山梨県, 長野県, 新潟県
大阪矯正管区	大阪市東区法円坂町	大阪府, 京都府, 兵庫県, 奈良県, 滋賀県, 和歌山県
名古屋矯正管区	名古屋市中区老松町	愛知県, 三重県, 岐阜県, 福井県, 石川県, 富山県
広島矯正管区	広島市吉島町	広島県, 山口県, 岡山県, 鳥取県, 島根県
福岡矯正管区	福岡市長浜町	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 鹿児島県, 宮崎県
仙台矯正管区	仙台市長町	宮城県, 福島県, 山形県, 岩手県, 秋田県, 青森県
札幌矯正管区	札幌市苗穂町	北海道
高松矯正管区	高松市中野町	香川県, 徳島県, 高知県, 愛媛県

(3) 地方更生保護委員会

法務省設置法第13条の9 地方更生保護委員会事務局組織規程 (昭和27年8月1日法務省令第3号)

地方更生保護委員会 (以下「地方委員会」という.)は、法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法 (昭和24年法律第142号) 第12条に定める事務をつかさどるため、高等裁判所の所在地に設置され、それぞれ事務局が置かれている。

地方委員会は、法務大臣が任命する3人以上9人以下の委員をもって合議部を組織 (関東3部、近畿、中部、中国、九州、東北、北海道は2部、四国は1部) する。

その昭和34年中における取扱い件数は別表 (308, 309頁) のとおりである。

地方委員会は、更に、中間監督機関として、保護観察所の事務の監督に関する事務、管内における保護司の委嘱、解嘱及びその指導監督並びに更生保護会の指導監督等の事務を掌っている。

地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域

名称	合議部の数	所在地	管轄区域
関東地方更生保護委員会	3部	東京都千代田区富士見町1-1	各高等裁判所の管轄区域
近畿 //	2部	大阪市北区若松町15	
中部 //	2部	名古屋市中区東川端町4-4	
中国 //	2部	広島市宇品町477	
九州 //	2部	福岡市長浜町2-57	
東北 //	2部	仙台市長町八本松3	
北海道 //	2部	札幌市南九条西18丁目	
四国 //	1部	高松市中野町385	

別表 1

仮釈放事件等の受理及び処理状況

(昭和34年1月～12月)

事件種別	受理・処理			受理 (職権により立件したものを含む)			処 理						未 済
	受 旧	受 理		計	許 可	棄 却 不 許 可	却 下	移 送	死 亡 他	計	未 済		
		新	移 送									小 計	
少年院 仮退院	810	7,788(1)	6	7,794(1)	8,604(1)	7,471(1)	103	-	6	184	7,765(1)	839	
少年院 仮出獄	787	3,500	-	3,500	4,287	3,682	167	-	-	152	4,001	286	
少年院 仮出獄	3,831	31,703	13	31,716	35,547	28,015	1,987	-	13	794	30,809	4,738	
少年院 仮出獄	4,618	35,203	13	35,216	39,834	31,697	2,154	-	13	946	34,810	5,024	
少年院 仮出獄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
少年院 仮出獄	7	92	-	92	99	70	12	-	-	12	94	5	
少年院 仮出獄	7	92	-	92	99	70	12	-	-	12	94	5	
少年院 仮出獄	-	8	-	8	8	6	2	-	-	-	8	-	
少年院 仮出獄	-	113	-	113	113	98	12	-	-	1	111	2	
少年院 仮出獄	-	121	-	121	121	104	14	-	-	1	119	2	
少年院 仮出獄	2	52	-	52	54	46	2	-	-	2	50	4	
少年院 仮出獄	-	67	-	67	67	67	-	-	-	-	67	-	
少年院 仮出獄	2	119	-	119	121	113	2	-	-	2	117	4	
少年院 仮出獄	-	7	-	7	7	7	-	-	-	-	7	-	
少年院 仮出獄	-	1	-	1	1	1	-	-	-	-	1	-	
少年院 仮出獄	-	8	-	8	8	8	-	-	-	-	8	-	
少年院 仮出獄	-	3	-	3	3	3	-	-	-	-	3	-	
少年院 仮出獄	-	2	-	2	2	2	-	-	-	-	2	-	
少年院 仮出獄	-	5	-	5	5	5	-	-	-	-	5	-	
少年院 仮出獄	1,599	11,425(1)	6	11,431(1)	13,030(1)	11,282(1)	275	-	6	338	11,901(1)	1,129	
少年院 仮出獄	3,838	31,911	13	31,924	35,762	28,186	2,011	-	13	807	31,017	4,745	
少年院 仮出獄	5,437	43,336(1)	19	43,355(1)	48,792(1)	39,468(1)	2,286	-	19	1,145	42,918(1)	5,874	

(注) 1. 青少年は23歳未満の者、成人は23歳以上の者をいう。

2. 括弧内は職権により立件したもので、内数である。

別表 2

仮出獄取消事件等の受理及び処理状況

(昭和34年1月～12月)

事件種別	受理・処理		受理 (認知立件したものを含む)		処 理						未 済
	受 旧	新	受	計	理 由 認 め た も の (申請)	理 由 認 め た も の (申請せず)	死 亡 他	計	未 済		
										受	
戻し収容の申請 (法43条)	1	61	62	62	54	7	1	62	-		
仮出獄の取消 (法44条)	10	260	270	270	261	3	3	267	3		
仮出獄の取消 (法44条)	44	1,188	1,232	1,232	1,120	78	22	1,220	12		
仮出獄の取消 (法44条)	54	1,448	1,502	1,502	1,381	81	25	1,487	15		
保護観察の停止 (法42条の2, 1項)	-	126	126	126	120	5	-	125	1		
保護観察の停止 (法42条の2, 1項)	2	889	891	891	860	25	2	887	4		
保護観察の停止 (法42条の2, 1項)	2	1,015	1,017	1,017	980	30	2	1,012	5		
保護観察停止の解除 (法42条の2, 2項)	2	81	83	83	82	-	-	82	1		
保護観察停止の解除 (法42条の2, 2項)	7	634	641	641	631	-	5	636	5		
保護観察停止の解除 (法42条の2, 2項)	9	715	724	724	713	-	5	718	6		
保護観察停止の取消 (法42条の2, 6項)	-	3	3	3	3	-	-	3	-		
保護観察停止の取消 (法42条の2, 6項)	-	14	14	14	14	-	-	14	-		
保護観察停止の取消 (法42条の2, 6項)	-	17	17	17	17	-	-	17	-		
保護観察の仮解除 (観察法8条1項)	3	21	24	24	23	1	-	24	-		
保護観察の仮解除 (観察法8条1項)	18	226	244	244	231	3	2	236	8		
保護観察の仮解除 (観察法8条1項)	21	247	268	268	254	4	2	260	8		
保護観察の仮解除 (観察法8条2項)	-	1	1	1	1	-	-	1	-		
保護観察の仮解除 (観察法8条2項)	-	4	4	4	3	-	1	4	-		
保護観察の仮解除 (観察法8条2項)	-	5	5	5	4	-	1	5	-		
仮退院の取消 (防止法27条1項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
仮退院の取消 (防止法27条1項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
仮退院の取消 (防止法27条1項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	16	558	569	569	544	16	4	564	5		
合 計	71	2,958	3,029	3,029	2,862	106	32	3,000	29		
合 計	87	3,511	3,598	3,598	3,406	122	36	3,564	34		

(4) 保護観察所

法務省設置法第13条の9第4項 保護観察所組織規程 (昭和27年8月1日法務省令第4号)

保護観察所は、保護観察事件のほか、更生緊急保護法による満期釈放者、起訴猶予者等に対する更生保護措置等の事件を取扱っている。

その取扱件数は別表の通りである。更に、保護観察所は、犯罪者予防更生法の規定により、犯罪の予防を図るため、世論を啓発指導し、社会環境の改善に努め及び犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長するいわゆる犯罪予防活動の使命を負い、「社会を明るくする運動」月間を中心に活潑な活動をしている。

以上のほか、恩赦の実施に関する事務並びに保護司及び更生保護会の指導監督等保護観察所の所掌に属せしめられた事務を処理している。

保護観察所の名称、所在地及び管轄区域

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
東 京 横 浜 浦 和 千 葉 水 戸 宇 都 宮 前 橋 静 岡 甲 府 長 野 新 潟	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10 横浜市中区新山下町1-1 浦和市別所1-1604 千葉市松波町98 水戸市北三の丸128 宇都宮市大寛町2164 前橋市前代田25 静岡市追手町80-1-2 甲府市二十人町40 長野市横沢町748 新潟市川岸町1-53-2	注 東京以下北海道を除く 都府県は名称により管 轄区域の都府県名が判 明するので省略する。
大 阪 京 都 神 戸 奈 良 大 津 和 歌 山	大阪市北区若松町15 京都市上京区烏丸通今出川上ル岡松町255 神戸市生田区橘通2-30 奈良市水門町1-3 大津市月見坂町921 和歌山市鷺の森	
名 古 屋 津 岐 阜 福 井 金 沢 富 山	名古屋市中区東川端町4-4 津市玉置町1901 岐阜市鷹見町12 福井市江戸下町35 金沢市味噌蔵町片原町1 富山市相生町5	

広 島 山 口 岡 山 鳥 取 松 江	広島市宇品町477 山口市下新橋1868 岡山市岩田町5 鳥取市西町3-201 松江市母衣町40-1	
福 岡 佐 賀 長 崎 大 分 熊 本 鹿 児 島 宮 崎	福岡市長浜町2-57 佐賀市神野町二本松737の2 長崎市上筑後町40 大分市中島九条1の5801 熊本市二の丸町1 鹿児島市平之町85 宮崎市老松通2-83	
仙 台 福 島 山 形 盛 岡 秋 田 青 森	仙台市大町3-60 福島市御山町17 山形市緑町1-7-12 盛岡市内丸10 秋田市保戸野鉄砲町30 青森市大字大野字片岡166	
札 幌 函 館 旭 川 釧 路	札幌市南九条西18丁目 函館市堀川町9 旭川市東三条1丁目 釧路市拍木町78	札幌地方裁判所の管轄区域 函館 // 旭川 // 釧路 //
高 松 徳 島 高 知 松 山	高松市中野町385 徳島市徳島本町2-22 高知市中島町152-2 松山市宮田町字北沼地279	

保護司委嘱解嘱状況調

	委嘱人員	解 嘱 人 員					計
		任期満了	死 亡	辞 職	そ の 他		
東 京	516	45	55	56	0	556	
横 浜	338	25	19	21	0	65	
浦 和	218	12	11	33	0	56	
千 葉	357	34	17	24	0	75	
水 戸	258	10	10	13	1	34	
宇 宮	315	12	7	15	2	36	
前 橋	179	7	7	23	0	37	
静 岡	432	6	4	6	0	16	
甲 府	161	3	5	14	0	22	
長 野	270	12	8	18	0	38	
新 潟	159	18	11	17	0	46	
大 阪	584	27	26	36	0	89	
京 都	295	15	8	21	0	44	
神 戸	553	27	18	26	0	71	
奈 良	105	5	10	13	0	28	
大 津	160	3	7	4	1	15	
和 歌 山	162	11	4	15	0	30	
名 古 屋	346	14	20	40	0	74	
津	101	2	10	16	0	28	
岐 阜	126	9	6	15	0	30	
福 井	83	12	5	0	0	17	
金 沢	30	0	6	6	0	12	
富 山	212	25	4	11	3	43	
広 島	272	19	10	22	3	54	
山 口	167	12	7	19	0	38	
岡 山	286	22	6	16	0	44	
鳥 取	156	21	5	8	0	34	
松 江	135	11	2	13	0	26	
福 岡	624	23	25	58	0	106	
佐 賀	234	21	5	16	0	42	
長 崎	327	23	8	29	0	60	
大 分	198	9	5	11	0	25	

熊 本	266	20	6	27	0	53
鹿 児 島	348	17	6	26	0	49
宮 崎	190	17	3	29	1	50
仙 台	200	13	8	18	0	39
福 島	327	29	10	34	0	73
山 形	261	15	6	13	0	34
盛 岡	129	4	5	20	0	29
秋 田	311	15	7	14	4	40
青 森	300	16	7	12	0	35
札 幌	369	14	12	46	0	72
函 館	135	15	12	29	0	56
旭 川	113	2	3	14	10	29
釧 路	208	11	8	27	0	46
高 松	150	3	10	10	0	23
徳 島	172	21	5	4	1	31
高 知	158	2	8	25	0	35
松 山	289	17	6	12	0	35
合 計	12,285	726	473	995	26	2,220

別表 1

保護観察事件の青少年成人別受理及び処理状況

(昭和34年1月~12月)

受理・処理 事件種別	受 理 人 員		本 月 終 結 人 員		月 末 現 在 人 員 計	月 末 現 在 人 員 の う ち 特 殊 な 状 態 に あ る も の				仮 解 除 の 取 消 計								
	本 月 受 理		保 護 観 察 終 了			法 四 項 の 停 止	仮 解 除	所 在 不 明	う ち 法 条 の 四 停 止 に 拘 ら れ て い る 者		法 令 上 の 身 柄 に 拘 ら れ て い る 者	被 該 同 退 去 者 強 制 は 者						
	前 月 繰 越	新 受	移 送	小 計									計					
1 号 観 察	44,131	23,410	3,252	26,662	70,975	18,696	3,327	22,023	48,952	188	...	2,314	1	4,972	...			
2 号 観 察	8,531	2,256(1)	735	7,991(1)	16,522(1)	6,235	755	6,990	9,532(1)	-	...	754	3	2,110	...			
3 号 観 察	1,832 11,253 13,085	2,939 28,291 31,230	136 1,071 1,207	3,075 29,362 32,437	4,907 40,615 45,522	3,255 28,637 31,892	154 1,122 1,276	3,409 29,759 33,168	1,498 10,856 12,354	161 1,608 1,769	151 1,561 1,712	28 77 105	1 28 29	1,036 1,239 2,275	...	
初 度 目	5,385 6,056 11,441	2,668 2,886 5,554	335 417 752	3,003 3,303 6,306	8,388 9,359 17,747	1,803 1,837 3,640	385 418 803	2,188 2,255 4,443	6,200 7,104 13,304	647 907 1,554	...	344 218 562	- - -	190 1,713 1,903	1 1 2	
再 度 目	1,620 6,283 7,903	600 2,215 3,815	76 337 413	676 2,552 3,228	2,296 8,835 11,131	569 2,066 2,635	89 326 415	658 2,392 3,050	1,638 6,443 8,081	242 957 1,199	...	112 277 389	- 4 4	363 1,324 1,687	- 2 2	
5 号 観 察	7,005 12,339 19,344	3,268 5,101 8,369	411 754 1,165	3,679 6,855 9,534	10,684 18,194 28,878	2,372 3,903 6,275	474 744 1,218	2,846 4,647 7,493	7,838 13,547 21,385	889 1,864 2,753	...	456 495 951	- 4 4	1,399 2,563 3,962	1 3 4	
合 計

(314)

(注) 青少年と成人の別は、保護観察立件日の年齢による。なお、木表ないし別表6中...は該当事項が本来ありえないことを示し、-は該当事項がなかったことを示す。

別表 2

保護観察の終了事由

(昭和34年1月~12月)

終了事由 青少年成人別	1 号 観 察		2 号 観 察		3 号 観 察		4 号 観 察		5 号 観 察		合 計
	解 除	満 期 又 は 家 裁 取 消 終 了	満 期 又 は 家 裁 取 消 終 了	退 院 計	退 院 計	満 期 又 は 家 裁 取 消 終 了	取 消 計	取 消 計	取 消 計	取 消 計	
青 少 年	3,444	12,631	2,489	132	18,696	66	5,092	1,001	41	35	6,235
成 人											
合 計											

(315)

終了事由 青少年成人別	3 号 観 察		4 号 観 察		5 号 観 察		合 計
	不 定 期 刑 終 了	取 消 計	取 消 計	取 消 計	取 消 計	取 消 計	
青 少 年	7	2,937	299	1,100	1,236	36	2,372
成 人	127	399	1,058	2,637	1,187	79	3,903
合 計	830	336	1,357	3,737	2,423	115	6,275

別表 3

環境調査調整事件の受理及び処理状況

(昭和34年1月～12月)

対象者の別	受理・処理		受		処			未済	環境追 報告件数	地方委員会 の委嘱
	旧	新	計	理						
				1月以内	2月以内	2月超過	計			
少年院在院者	871	10,354	11,225	7,788	1,634	905	10,327	898	11,640	448
青少年 在監者	711	7,974	8,685	6,280	1,135	522	7,937	748	9,270	344
成人 計	3,880	44,757	48,637	34,251	6,794	4,152	45,197	3,440	45,010	2,241
青少年 補導院 在院者	4,591	52,731	57,322	40,531	7,929	4,674	53,134	4,188	54,280	2,585
成人 計	-	16	16	11	3	-	14	2	3	-
青少年 成人 計	6	219	225	161	27	9	197	28	26	1
成人 計	6	235	241	172	30	9	211	30	29	1
青少年 成人 計	1,582	18,344	19,926	14,079	2,772	1,427	18,278	1,648	20,913	792
青少年 成人 計	3,886	44,976	44,862	34,412	6,821	4,161	45,394	3,468	45,036	2,242
成人 計	5,468	63,320	68,788	48,491	9,593	5,588	63,672	5,116	65,949	3,034

(316)

別表 4

救護・援護・更生保護事件の受理及び処理状況

(昭和34年1月～12月)

事件種別	受理・処理	本 年 受 理 員	前 年 繰 越 人 員	本 受 理 人 再 員	本 年 申 出 人 員	保 護 し た 人 員			保 護 し な い 人 員	本 年 終 了 人 員	本 保 護 人 再 員	翌 年 繰 越 人 員		
						計	委 託 保 護	自 身 保 護				委 託 及 自 身 保 護	保 護 中	未 決 定
1 号 観 察	4,388(2)	38	923(1)	4,711(2)	5,722(3)	2,394(3)	3,215	102	5,711(3)	11	4,718(3)	923	81	-
2 号 観 察	3,122	100	1,221	4,589	4,910	2,769	1,955	172	4,896	14	3,558	1,221	131	-
3 号 "	23,909	512	5,572	26,261	32,345	14,230	17,059	985	32,274	71	26,230	5,571	544	-
4 号 "	2,332	51	494	5,858	3,130	1,098	1,907	115	3,120	10	2,592	493	45	-
5 号 "	49	-	1	49	50	4	46	-	50	-	48	1	1	-
刑執行停止	13	-	-	13	13	-	12	-	12	1	13	-	-	-
計	33,813(2)	751	8,211(1)	37,208(2)	46,170(3)	20,495(3)	24,194	1,374	46,063(3)	107	37,159(3)	8,209	802	-
更生保護	20,249	835	9,197	24,093	34,125	19,085	12,992	1,691	33,768	357	23,955	9,196	974	-
刑執行終了	5	-	-	5	5	1	4	-	5	-	5	-	-	-
刑執行免除	812	15	84	906	1,005	256	655	84	995	10	917	82	5	-
未確定	569(1)	32	205	684(1)	921(1)	441	397(1)	68	906(1)	15	700(1)	205	16	-
確定	3,384(34)	115	1,234	5,080(34)	6,429(34)	2,737	2,993(1)	561	6,291(1)	138(33)	5,076(34)	1,233	120	-
予猶予	71	-	-	71	71	1	70	-	72	-	71	-	-	-
起訴猶予	26,090(35)	997	10,720	30,839(35)	42,556(35)	22,521	17,111(2)	2,404	42,036(2)	520(33)	30,724(36)	10,717	1,115	-
補導処分終了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	59,903(37)	1,748	18,931(1)	68,047(37)	88,726(38)	43,016(3)	41,305(2)	3,778	88,099(5)	623(33)	67,883(38)	18,926	1,917	-
合計	59,903(37)	1,748	18,931(1)	68,047(37)	88,726(38)	43,016(3)	41,305(2)	3,778	88,099(5)	623(33)	67,883(38)	18,926	1,917	-

(317)

(注) 1. 括弧内の数字は売春防止法第5条(他の罪を併せ有する場合を含む)にかかるとの内数である。
 2. 本年再受理人員は2月～12月中の各月の月表の前月繰越人員を、本年再保護人員は1月～11月の各月の月表の翌月繰越人員を夫々合計したものである。

別表 5

(1) (措置の人員)

救護・援護・更生保護の措置状況

(昭和34年1月～12月)

事件種別	保護会委託			個人委託			地方公共団体委託			自 立				保 護		合 計	
	補 導	食 事 付 泊 供 与	宿 泊 供 与	補 導	食 事 付 泊 供 与	宿 泊 供 与	補 導	食 事 付 泊 供 与	宿 泊 供 与	補 導	食 事 給 与	衣 料 給 与	医 療 援 助	旅 費	婦 住 援 助		計
1 号 観 察	1,233	963	399	80	2,675	462	1,126(3)	10	1,598(3)	—	324	544	37	251	2,482	3,638	7,912(3)
2 号 観 察	2,315	1,918	583	135	4,951	209	387	4	600	1	369	346	68	303	1,465	2,551	8,105
3 号 観 察	13,653	10,816	4,224	567	29,260	135	220	37	395	—	918	1,487	118	997	15,903	19,423	49,078
4 号 観 察	862	598	358	121	1,939	48	187	2	237	—	368	227	17	412	1,567	2,591	4,767
5 号 観 察	3	4	—	—	7	—	—	—	—	—	1	2	—	2	44	49	56
刑 執 行 停 止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	—	8	12
計	18,066	14,299	5,564	903	38,832	854	1,920(3)	53	2,830(3)	1	1,980	2,608	242	1,965	21,469	28,264	69,930(3)
刑 執 行 終 了	16,419	9,384	9,055	3,487	38,345	—	—	—	—	—	4,086	1,123	272	4,897	11,282	21,660	60,006
刑 執 行 免 除	1	1	—	—	2	—	—	—	—	—	3	1	—	2	3	9	11
刑 執 行 未 確 定	319	308	35	7	669	—	—	—	—	—	375	33	1	444	559	1,412	2,081
刑 執 行 確 定	420	263	205	61	949	—	—	—	—	—	222(1)	25	6	283(1)	284(1)	820(3)	1,769(3)
起 訴 猶 予	2,764	2,131	913	308	6,116	—	—	—	—	—	2,024(1)	203	37	2,486(1)	2,349(1)	7,099(3)	13,215(3)
補 導 処 分 終 了	1	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70	70	72
計	19,924	12,088	10,208	3,863	46,083	—	—	—	—	—	6,710(2)	1,385	316	8,112(2)	14,547(2)	31,070(6)	77,154(6)
合 計	37,990	26,387	15,772	4,766	84,915	854	1,920(3)	53	3,283(3)	1	8,690(2)	3,993	558	10,077(2)	36,016(2)	59,334(6)	147,084(9)

(注) 1. 所轄防止法第5条の罪(他の罪を併せ有する場合は含む。)にかかるとは、「5号観察」及び「補導処分終了」の各欄を除きその人員を括弧内に再掲した。
 2. 「更生保護」のうち「刑執行猶予」の「未確定」の欄には更生緊急保護法第1条第3号のものを、「確定」の欄には同条第4号のものをそれぞれ計上した。

(2) (措置の件数)

事件種別	保護会委託			個人委託			地方公共団体委託			自 立				保 護		合 計	
	補 導	食 事 付 泊 供 与	宿 泊 供 与	補 導	食 事 付 泊 供 与	宿 泊 供 与	補 導	食 事 付 泊 供 与	宿 泊 供 与	補 導	食 事 給 与	衣 料 給 与	医 療 援 助	婦 住 援 助	計		
1 号 観 察	21,864	15,160	6,709	1,607	45,340	9,955	24,668	24	34,829	—	451	1,066	154	255	2,498	4,424	84,594(68)
2 号 観 察	36,107	26,913	9,623	2,404	75,047	4,480	8,149	78	12,707	4	578	775	233	306	1,487	3,379	91,143
3 号 観 察	179,464	124,408	57,977	9,254	371,103	2,648	4,357	664	55	7,724	1,322	2,841	577	1,006	15,940	21,686	400,513
4 号 観 察	14,213	7,980	6,525	2,833	31,551	1,094	4,095	11	5,200	—	545	428	93	414	1,582	3,008	39,759
5 号 観 察	15	23	—	—	38	—	—	—	—	—	2	5	—	3	45	55	93
刑 執 行 停 止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	8	—	8	19	19
計	251,663	174,484	80,834	16,098	523,079	18,177	41,269	959	55,604	4	2,898	5,118	1,011	1,984	21,560	32,571	616,121(68)
刑 執 行 終 了	247,769	95,097	154,706	65,784	563,356	—	—	—	—	—	5,684	2,011	692	4,981	11,382	24,750	558,108
刑 執 行 免 除	8	8	—	—	16	—	—	—	—	—	3	5	—	2	3	13	29
刑 執 行 未 確 定	2,664	2,180	515	139	5,498	—	—	—	—	—	522	69	1	446	561	1,599	7,097
刑 執 行 確 定	6,237	2,770	3,486	1,195	13,688	—	—	—	—	—	296(1)	43	8	287(1)	287(1)	921(3)	14,609(3)
起 訴 猶 予	33,368	19,082	14,886	5,315	72,651	—	—	—	—	—	2,679(1)	362	96	2,506(1)	2,380(1)	8,023(3)	80,674(3)
補 導 処 分 終 了	8	8	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70	70	86
計	290,054	119,145	173,593	72,433	655,225	—	—	—	—	—	9,184(2)	2,490	797	8,222(2)	14,683(2)	35,376(6)	690,603(5)
合 計	541,717	293,629	254,427	88,531	1,178,304	18,177	41,269	959	55,604	4	12,082	7,608	1,808	10,206	36,243	97,947	1,306,724(74)

(注) 1. 売春防止法第5条の罪(他の罪を併せ有する場合は含む。)にかかるとは、「5号観察」及び「補導処分終了」の各欄を除き、その件数を括弧内に再掲した。
 2. 「更生保護」のうち「刑執行猶予」の「未確定」の欄には更生緊急保護法第1条第3号のものを、「確定」の欄には同条第4号のものをそれぞれ計上した。

被保護者の別	受理・処理	本年受理	食宿泊供与		食事給与人員		旅給貸与人員	衣料給与人員	その他の金品	翌年繰越員	委託した実人保護に引続いた保護員	保護法3条3項		保護観察			
			人員	件数	人員	件数						期間中者	期間外者	期間中者	期間外者		
1	観	478	450	10,007	208	4,715	217	41	107	262	448	167	420	58	
2	観	689	608	12,754	227	5,174	252	124	141	331	546	265	586	103	
3	観	5,612	4,323	85,321	1,109	21,611	2,169	585	1,020	1,494	3,171	1,837	3,763	1,849	
4	観	447	412	10,044	125	2,543	226	39	89	245	394	122	430	17	
5	観	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
刑	停止	5	43	1,228	-	-	1	37	41	35	41	-	-	-	
刑	了	8,678	8,651	189,661	5,001	120,191	4,118	1,001	1,819	3,284	9,249	2,529	7,233	1,445	
刑	了	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	-	
刑	予	369	421	8,874	112	2,534	116	74	110	203	339	88	319	50	
刑	予	1,046	1,141	25,202	267	5,800	416	199	373	623	983	222	902	144	
起	猶	2	1	2	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	
補	猶	32	99	2,488	6	103	1	22	31	40	84	7	-	-	
少	終	578	1,642	36,202	39	819	5	11	28	340	1,112	6	109	79	
家	分	96	159	2,977	55	951	19	12	19	27	104	1	
庭	本	18,034	7,950	384,760	7,149	164,441	7,540	2,136	3,779	6,885	16,471	5,244	8,458	1,639	5,308	2,106	
裁	退	8,458	5,705	116,002	2,694	57,891	4,262	938	1,744	3,153	5,620	2,517	
判	計	1,639	5,509	107,737	2,686	70,634	388	337	557	958	4,951	322	
所	の																
の	者																
計	者																
の	の																
期	の																
間	外																
中	者																
の	者																
保	の																
護	の																
法	者																
3	者																
条	の																
3	の																
項	者																

(5) 入国管理事務所

法務省設置法第13条の11

入国管理事務所所在地 (昭和34.12.31現在)

名称	位置	管轄区域
札幌入国管理事務所	札幌市	北海道
仙台入国管理事務所	仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
東京入国管理事務所	東京都	東京都 新潟県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県
横浜入国管理事務所	横浜市	神奈川県 静岡県
名古屋入国管理事務所	名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
大阪入国管理事務所	大阪市	大阪府 京都府 奈良県 滋賀県 和歌山県 兵庫県の内伊丹市
神戸入国管理事務所	神戸市	兵庫県 (伊丹市を除く)
高松入国管理事務所	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
広島入国管理事務所	広島市	広島県 岡山県 鳥取県 島根県 山口県の内岩国市
下関入国管理事務所	下関市	山口県(岩国市を除く.) 福岡県の内門司市 小倉市 戸畑市 八幡市 若松市 行橋市 豊前市 中間市 京都府 築上郡及び遠賀郡
福岡入国管理事務所	福岡市	福岡県(門司市 小倉市 戸畑市 八幡市 若松市 行橋市 豊前市 中間市 京都府 築上郡及び遠賀郡を除く.) 佐賀県 熊本県 大分県 長崎県
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	宮崎県 鹿児島県

Ⅱ 外 局

1 司法試験管理委員会

国家行政組織法第3条(昭和23.7.10法律第120号) 法務省設置法第13条の13(昭和22.12.17法律第193号)
司法試験法(昭和24.5.31法律第140号) 司法試験管理委員会規則第1号(昭和24.6.15施行) 同規則第
1号(昭和25.3.1施行) 同規則第1号(昭和27.5.20施行) 同規則第2号(昭和31.2.22施行)

昭和34年度においては、第1次試験が4月10日(日)、第2次試験筆記試験が7月10日(日)から同15日(金)まで6日間、東京、京都、名古屋、岡山、福岡、仙台及び札幌で、第2次試験口述試験が10月3日(月)から同9日(日)まで7日間、東京で施行された。

受験者数は、年々増加の傾向にある。なお、昭和24年度以降の第1次試験及び第2次試験の合格者は、次のとおりである。

年度	合格者数	第1次試験	第2次試験	年度	合格者数	第1次試験	第2次試験
昭和24年		48名	265名	昭和30年		36名	264名
// 25年		76	269	// 31年		44	297
// 26年		47	272	// 32年		91	286
// 27年		55	253	// 33年		99	346
// 28年		40	224	// 34年		119	319
// 29年		26	250				

2 公安審査委員会

法務省設置法第13条の14 公安審査委員会設置法(昭和27.7.21法律第242号)
破壊活動防止法(昭和27.7.21法律第245号)

公安審査委員会は所掌事務について規則を制定する権限が与えられ(同設置法第13条)、更に、破壊活動防止法に規定する次に掲げる規制処分を行なう権限を有する(同設置法第2条)。1 暴力主義的破壊活動を行なった団体に対して活動制限の処分を行なうこと(同設置法第2条第7号、破壊活動防止法第5条)。2 暴力主義的破壊活動を行なった団体に対して解散の指定を行なうこと(同設置法第2条第3号、破壊活動防止法第7条)。

昭和34年中においてはこれらの規制処分について、公安調査庁長官より請求がなく、処理した案件はない。毎月定例の会議を開き、内外一般の治安状況及び審査関係法令の研究を行なった。

3 公安調査庁

法務省設置法第13条の15 法務省組織令第53条～第69条 公安調査庁設置法(昭和27.7.21法律第241号)
公安調査庁組織規程(昭和27.8.30法務省令第19号)

組織と業務

1 本 庁

1 総 務 部

公安調査庁設置法第7条に定める事務を所管する。

(イ) 総 務 課

法務省組織令第54条の規定に基づき、機密事項、長官、次長の官印及び庁印の管守、文書、予算、経理に関する事務、各部所掌事務の連絡調整に関する事務等を所管する。

(ロ) 職 員 課

法務省組織令第55条の規定に基づき、人事、厚生、教養、企画、行政監察等の事務を所管する。

(ハ) 資 料 課

法務省組織令第56条の規定に基づき、内外資料の収集、整理及び保管に関する事項を所管する。

(ニ) 審 理 課

法務省組織令第57条の規定に基づき、破壊活動防止法の規定による弁明の聴取並びに処分請求に関する事務及び所掌事務に関する法令の整備に関する事務を所管する。

(ホ) 参 事 官

法務省組織令第57条の2の規定に基づき、総務部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

2 調査第1部

公安調査庁設置法第8条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号に掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(イ) 第 1 課

法務省組織令第59条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ロ) 第 2 課

法務省組織令第61条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ハ) 第 3 課

法務省組織令第62条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ニ) 第 4 課

法務省組織令第63条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲

げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ホ) 参 事 官

法務省組織令第63条の2の規定に基づき、調査第1部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

3 調査第2部

公安調査庁設置法第9条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(イ) 第 1 課

法務省組織令第65条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ、ハ、ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ロ) 第 2 課

法務省組織令第67条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ハ) 第 3 課

法務省組織令第68条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ホ) 参 事 官

法務省組織令第68条の2の規定に基づき、調査第2部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

2 附属機関—公安調査庁研修所

公安調査庁設置法第10条の規定に基づき、公安調査庁の職員に対する職務上必要な訓練に関する事務を所管する。

3 地方支分部局 (名称、位置及び管轄区域については公安調査庁設置法別表第1参照)

1 公安調査局

公安調査庁設置法第11条及び第12条の規定に基づき、その所在地を管轄する都道府県の地域を管轄して同法第8条及び第9条に規定する事務を分掌する外、同法別表第2上欄に記載する公安調査局長は、それぞれ同表下欄に記載する地方公安調査局長の事務を指揮監督する。

(A) 関東公安調査局及び近畿公安調査局

(1) 総 務 部

公安調査庁組織規程第8条に定める事務を所管する。

(イ) 総 務 課

公安調査庁組織規程第10条の規定に基づき、文書、人事等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する事務を所管する。

(ロ) 会計課

公安調査庁組織規程第11条の規定に基づき、予算、経理に関する事務を所管する。

(2) 調査第1部

公安調査庁組織規程第12条に定める事務を所管する。

(イ) 第1課

公安調査庁組織規程第14条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ロ) 第2課

公安調査庁組織規程第15条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロからニまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(3) 調査第2部

公安調査庁組織規程第16条に定める事務を所管する。

(イ) 第1課

公安調査庁組織規程第18条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号イからホまで及びこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ロ) 第2課

公安調査庁組織規程第19条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘからリまで及びこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(B) その他の公安調査局

(イ) 総務課

公安調査庁組織規程第21条の規定に基づき、文書、人事、会計等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ロ) 調査第1課

公安調査庁組織規程第22条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イからニまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ハ) 調査第2課

公安調査庁組織規程第23条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

2 地方公安調査局

公安調査庁設置法第11条及び第12条の規定に基づき、その所在地を管轄する道府県

の地域を管轄して同法第8条及び第9条に規定する事務を分掌する。

(イ) 第1課

公安調査庁組織規程第28条の規定に基づき、文書、人事、庶務、会計等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号に掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(ロ) 第2課

公安調査庁組織規程第29条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行なつた団体に関する調査に関する事務を所管する。

業務の実施

昭和34年中には、公安調査庁長官において破壊的団体の規制処分の請求手続を執つたものはない。

Ⅲ 検 察 庁

検 察 庁

1 検察庁の組織及び職員

(1) 検察庁の組織

イ 検察庁の数

(昭和34. 12. 31現在)

区 分	高等検察庁名	同支部数	管内地方 検察庁数	同支部数	管内区 検察庁数	
名 称 の 最 高 検 察 庁	東京高等検察庁		11	55	138	
	大阪高等検察庁		6	27	82	
	名古屋高等検察庁	1	6	25	58	
	広島高等検察庁	2	5	26	63	
	福岡高等検察庁	1	7	45	90	
	仙台高等検察庁	1	6	30	61	
	札幌高等検察庁	1	4	16	44	
	高松高等検察庁		4	13	34	
計	1	8	6	49	237	570

ロ 検察庁の名称及び所在地

(昭和34. 12. 31現在)

- ① 最高検察庁 東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
 ② 高等検察庁 (8庁)

名 称	所 在 地
東京高等検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
大阪高等検察庁	大阪市北区若松町8
名古屋高等検察庁	名古屋市中区南外堀町6ノ1
広島高等検察庁	広島市基町1
福岡高等検察庁	福岡市浜町1
仙台高等検察庁	仙台市良覚院丁33
札幌高等検察庁	札幌市大通西13丁目
高松高等検察庁	高松市丸ノ内1ノ1

- ③ 高等検察庁支部 (6庁)

名 称	所 在 地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市上胡桃町27
広島高等検察庁岡山支部	岡山市弓之町122
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町50
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市瀬頭町82
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市土手谷地町1ノ1
札幌高等検察庁函館支部	函館市新川町28

④ 地方検察庁 (49庁) (昭和34.12.31現在)

高検名	名称	所在地
東京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9
	浦和地方検察庁	浦和市常盤町1ノ165
	千葉地方検察庁	千葉市吾妻町3ノ65
	水戸地方検察庁	水戸市北三ノ丸120
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡町2646
	前橋地方検察庁	前橋市曲輪町62ノ2
	静岡地方検察庁	静岡市追手町251ノ8
	甲府地方検察庁	甲府市錦町4ノ3
	長野地方検察庁	長野市花咲町1237
	新潟地方検察庁	新潟市川岸町1ノ49
大阪 6	大阪地方検察庁	大阪市北区若松町8
	京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下ル 両御霊町82
名古屋 6	神戸地方検察庁	神戸市生田区橋通2ノ30
	奈良地方検察庁	奈良市登大路町1
	大津地方検察庁	大津市月見坂町
	和歌山地方検察庁	和歌山市二番丁3ノ1
	名古屋地方検察庁	名古屋市中区南外堀町6ノ1
	津地方検察庁	津市丸之内殿町2087ノ6
広島 5	岐阜地方検察庁	岐阜市美江寺町11ノ8
	福井地方検察庁	福井市宝永上町50
	金沢地方検察庁	金沢市上胡桃町27ノ1
	富山地方検察庁	富山市西田地方町813ノ6
	広島地方検察庁	広島市基町1
福岡 7	山口地方検察庁	山口市今道45
	岡山地方検察庁	岡山市弓之町122
	鳥取地方検察庁	鳥取市西町89
	松江地方検察庁	松江市母衣町50
	福岡地方検察庁	福岡市浜町1
	佐賀地方検察庁	佐賀市松原町77
	長崎地方検察庁	長崎市万歳町31
仙台 6	大分地方検察庁	大分市荷揚町31
	熊本地方検察庁	熊本市京町1ノ50
	鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町68ノ6
	宮崎地方検察庁	宮崎市瀬頭町82
	仙台地方検察庁	仙台市良覚院丁33
	福山地方検察庁	福島市御山町17
山形地方検察庁	山形市緑町1ノ7ノ4	

高検名	名称	所在地
札幌 4	盛岡地方検察庁	盛岡市内丸10
	秋田地方検察庁	秋田市土手谷地町1ノ1
	青森地方検察庁	青森市大字大野字北片岡170
	札幌地方検察庁	札幌市大通西13丁目
高松 4	函館地方検察庁	函館市新川町28
	旭川地方検察庁	旭川市八条通6丁目
	釧路地方検察庁	釧路市浦見町3ノ1
	高松地方検察庁	高松市丸ノ内1ノ1
高松 4	徳島地方検察庁	徳島市中徳島町1ノ1ノ23
	高知地方検察庁	高知市升形50
	松山地方検察庁	松山市一番町甲15ノ3

(備考) 高検名の下に数字は、管内地方検察庁の数を示す。

⑤ 地方検察庁支部 (240庁) (昭和34.12.31現在)

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東京 1	八王子	甲	前橋 6	栃木	甲	新潟 9	伊那	乙
	川崎	乙		足利	甲		三條	乙
	横須賀	甲		沼田	乙		新発田	甲
浦和 4	小田	甲	静岡 5	太田	乙	大阪 2	新上	乙
	越谷	乙		桐生	甲		岡崎	甲
	熊谷	甲		中之条	甲		日田	乙
	秩父	乙		富岡	乙		高田	甲
千葉 7	佐倉	乙	甲府 2	津原	乙	京都 5	糸魚川	乙
	一宮	乙		吉原	乙		相模	乙
	松戸	甲		下原	乙		岸和田	甲
	木更津	甲		浜掛	甲		園部	乙
	館山	乙		掛川	乙		宮津	乙
	八市場	甲		飯都	乙		舞鶴	甲
	日立	乙		飯上	乙		福知山	乙
常陸	乙	岩村	甲	伊丹	乙			
水戸 6	土浦	甲	長野 9	松本	乙	神戸 10	尼崎	甲
	竜ヶ崎	乙		大町	乙		明石	乙
	麻生	乙		諏訪	甲		篠原	乙
宇都宮 4	下真田	乙	飯	飯	甲	飯	飯	甲
	大田原	乙		飯	甲		飯	甲

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
奈良	社	乙	山口	竹尾	乙	長崎	大村	乙
3	野岡	乙	7	福三	甲	7	原保	乙
大津	本城	甲		庄徳	甲		戸岐	甲
3	陀条	甲		徳	乙		江原	乙
和歌山	根	乙		岩柳	乙		築杵	乙
4	浜寺	乙		下船	甲		伯田	乙
名古屋	辺坊	甲		宇玉	乙		津田	甲
5	宮宮	乙		倉笠	乙		高田	乙
津	田崎	甲		高	乙		角名	乙
5	橋城	甲		新	乙		船鹿	乙
日	阪野	乙		津	甲		地代	甲
岐阜	市勢	乙		勝倉	乙		吉草	乙
5	野幡	乙		米大	乙		瀬木	甲
阜	垣見	甲		出浜	乙		内屋	乙
治	嵩山	乙		益西	乙		南	乙
福井	生野	甲		飯直	甲		城岡	甲
4	賀浜	乙		久吉	乙		穂原	乙
金沢	松尾	乙		柳大	乙		川卷	甲
3	島津	甲		八小	乙		米沼	甲
富山	魚高	乙		行田	乙		馬山	乙
3	磯	甲		武伊	乙		山河	甲
広島	呉	甲		唐	甲		津若	甲
6								

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
山形	平	甲	青森	五所川	乙	釧路	広走	甲
4	新米	乙	5	弘ヶ	甲	4	見室	乙
盛岡	庄沢	甲		八和	乙		丸龜	甲
6	沢岡	甲		十見	甲		観音	乙
秋田	田卷	乙		岩滝	乙		富脇	乙
6	戸野	乙		室浦	甲		川須	乙
	古関	甲		小岩	乙		安中	乙
	沢代	乙		江寿	乙		大八	乙
	荘館	乙		名紋	乙		西今	乙
	手沢	甲		留稚	乙		宇和	甲
	曲	甲			乙			甲

- (備考) 1. 地検名の下の数字は、管内の支部の数を示す。
 2. 裁判所の欄中、甲、乙の表示は、当該地方検察庁支部に対処する地方裁判所支部及び家庭裁判所支部の権限（地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第1条、第2条）の区別を示す。

年 度	庁 名 職 名	大審院検事局			控訴院検事局			地方・区裁判所検事局			合 計
		総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	
勅 令 444 号 昭 和 20.8.1		1	11	12	8	41	49	51	546	597	658
勅 令 47 号 昭 和 21.8.31		1	9	10	7	35	42	51	456	507	559
勅 令 230 号 昭 和 21.4.15		1	9	10	7	35	42	51	490	541	593
勅 令 295 号 昭 和 21.6.1		1	9	10	7	35	42	51	565	616	668
勅 令 419 号 昭 和 21.9.6		1	9	10	7	35	42	51	565	616	668
年 度	職 名	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事				計
政 令 36 号 昭 和 22.5.3		1	1	8	72	777	430				1,389
政 令 125 号 昭 和 22.7.5		1	1	8	72	777	430				1,389
政 令 297 号 昭 和 22.12.27		1	1	8	73	778	430				1,391
政 令 137 号 昭 和 23.6.24		1	1	8	73	778	430				1,391
政 令 293 号 昭 和 23.9.17		1	1	8	73	778	530				1,391
法 律 126 号 昭 和 24.5.31		1	1	8	920		737				1,667
府 令 142 号 昭 和 25.12.13		1	1	8	920		743				1,673
法 律 81 号 昭 和 26.3.31		1	1	8	920		787				1,717
法 律 95 号 昭 和 28.7.31		1	1	8	970		737				1,717
法 律 186 号 昭 和 29.6.17		1	1	8	970		737				1,717
法 律 29 号 昭 和 30.6.30		1	1	8	990		717				1,717
法 律 48 号 昭 和 31.3.31		1	1	8	990		717				1,717
法 律 59 号 昭 和 32.4.10		1	1	8	990		717				1,717
法 律 111 号 昭 和 33.5.1		1	1	8	990		717				1,717
法 律 167 号 昭 和 34.7.9		1	1	8	1,024		717				1,751

(3) 検察庁職員数

(昭和34.12.31 現在)

職 種	検察庁別	全 国 検 察 庁				
		最 高 検	高 検	地 検	区 検	計
検 事 総 長	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	1	-	-	-	1
	欠 員	-	-	-	-	-
次 長 検 事	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	1	-	-	-	1
	欠 員	-	-	-	-	-
検 事 長	配置定員	-	8	-	-	8
	現在員	-	8	-	-	8
	欠 員	-	-	-	-	-
検 事	配置定員	16	121	887	-	1,024
	現在員	15	98	856	-	969
	欠 員	1	23	31	-	55
副 検 事	配置定員	-	-	-	717	717
	現在員	-	-	-	686	686
	欠 員	-	-	-	31	31
総 長 秘 書 官	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	(1)	-	-	-	(1)
	欠 員	1	-	-	-	1
事 務 官	配置定員	68	359	4,361	1,387	6,175
	現在員	66	357	4,321	1,379	6,123
	欠 員	2	2	40	8	52
その他の職員	配置定員	33	193	2,020	420	2,666
	現在員	33	195	2,028	412	2,668
	欠 員	-	△ 2	△ 8	8	△ 2
計	配置定員	120	681	7,268	2,524	10,593
	現在員	116	658	7,205	2,477	10,456
	欠 員	4	23	63	47	137

(注) 検事総長秘書官は、併任者である。

△ 印は過員

(4) 検察官の俸給

(昭和23年法律第76号, 改正 昭和34年法律第74号)

区	分	月	額
			円
検事	総長		110,000
次長	検事		90,000
東京高等検察庁	検事長		95,000
その他の	検事長		90,000

区	分	号	俸	月	額
					円
検事		1	号		81,720
		2	号		78,750
		3	号		75,650
		4	号		70,560
		5	号		65,490
		6	号		60,420
		7	号		55,780
		8	号		53,420
		9	号		46,580
		10	号		43,030
		11	号		38,810
		12	号		35,130
		13	号		31,870
		14	号		29,760
		15	号		27,470
		16	号		24,750
		17	号		20,230
		18	号		19,200
		19	号		17,330
副検事		特	号		53,420
		特	号		46,580
		1	号		43,030
		2	号		38,810
		3	号		35,130
		4	号		31,870
		5	号		29,760
		6	号		27,470
		7	号		24,750
		8	号		20,230
		9	号		19,200
		10	号		17,330
11	号		16,380		
12	号		15,430		

(5) 検察事件総数と検察官定員との比照累年比較

大審院検事局
最高検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 事 件 総 数	定員に対する 一人当り件数
大正 13 年	14	2,871	205
〃 14 年	14	2,580	184
昭和 1 年	14	3,525	252
〃 2 年	14	2,272	162
〃 3 年	14	2,336	167
〃 4 年	14	1,870	134
〃 5 年	14	2,439	174
〃 6 年	14	3,155	154
〃 7 年	14	2,259	161
〃 8 年	14	2,495	178
〃 9 年	14	2,272	162
〃 10 年	14	2,368	169
〃 11 年	14	4,123	295
〃 12 年	14	3,665	262
〃 13 年	14	2,261	162
〃 14 年	14	1,547	111
〃 15 年	14	1,873	134
〃 16 年	15	2,405	160
〃 17 年	12	2,355	196
〃 18 年	12	1,471	123
〃 19 年	12	1,062	89
〃 21 年	10	1,262	126
〃 22 年	13	1,800	138
〃 23 年	14	2,319	166
〃 24 年	14	4,876	348
〃 25 年	14	7,007	429
〃 26 年	18	14,930人	829人
〃 27 年	18	17,817〃	989〃
〃 28 年	18	14,654〃	814〃
〃 29 年	18	10,577〃	588〃
〃 30 年	18	9,430〃	524〃
〃 31 年	18	10,324〃	574〃
〃 32 年	18	8,813〃	490〃
〃 33 年	18	6,655〃	370〃
〃 34 年	18	5,896〃	328〃

- (注) 1 本表の検察事件総数(人員)は、普通上告、特別上告及び非常上告事件及び裁判所法施行前における大審院の特別権限に関する第一審公判事件について計上した。
- 2 大審院の特別権限に属する事件の捜査事務は、事件少数(大正14年、昭和7年各1件)につき捜査事務は除外することとした。
- 3 昭和26年以降は、資料の関係上件数を被告人等の人員数によつて計上することとした。(以下の表についても同様)

控訴院検事局

高等検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 事 件 総 数	定員に対する 一人当たり件数
大正 13 年	37	2,169	59
// 14 年	37	2,001	54
昭和 1 年	37	2,043	55
// 2 年	37	1,091	51
// 3 年	44	1,863	42
// 4 年	44	1,579	36
// 5 年	44	1,873	43
// 6 年	44	2,041	46
// 7 年	44	2,375	54
// 8 年	44	2,438	55
// 9 年	44	2,350	53
// 10 年	44	2,348	53
// 11 年	44	2,710	62
// 12 年	46	2,548	55
// 13 年	46	1,991	43
// 14 年	46	1,374	30
// 15 年	46	1,363	30
// 16 年	46	1,266	28
// 17 年	48	2,076	43
// 18 年	48	3,603	75
// 19 年	48	5,142	107
// 21 年	42	2,245	53
// 22 年	125	12,686	101
// 23 年	126	33,446	266
// 24 年	129	46,845	363
// 25 年	129	48,665	389
// 26 年	125	55,911人	447人
// 27 年	129	37,640//	291//
// 28 年	129	28,742//	223//
// 29 年	129	25,448//	197//
// 30 年	129	25,282//	196//
// 31 年	129	24,886//	193//
// 32 年	129	18,260//	134//
// 33 年	129	15,244//	118//
// 34 年	129	16,312//	126//

- (注) 1 本表の検察事件総数は、上告及び控訴の事件並びに高等裁判所の特別権限に属する事件の第一審事件について計上した。
2 高等裁判所の特別権限事件はきわめて少数につき、その捜査に関する事務はこれを除外した。

地方裁判所検事局及び区裁判所検事局

地方検察庁及び区検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 事 件 総 数			定員に対する一人当たり件数		
		捜査事務	公判事務	計	捜査事務	公判事務	計
大正13年	523	324,921	35,793	360,894	621	69	690
// 14年	513	365,449	37,876	403,325	712	74	786
昭和 1年	513	376,054	36,723	412,777	733	72	805
// 2年	513	379,896	38,381	418,277	741	75	816
// 3年	578	363,458	36,071	399,529	629	62	691
// 4年	579	400,670	38,298	438,968	692	66	758
// 5年	579	427,092	44,450	471,542	738	77	815
// 6年	564	440,577	44,467	484,944	781	79	860
// 7年	570	457,284	47,441	504,725	802	83	885
// 8年	573	509,355	50,994	560,349	889	89	978
// 9年	590	545,360	52,865	598,225	924	90	1,014
// 10年	590	524,358	54,783	579,141	889	93	982
// 11年	590	505,500	58,881	564,381	857	100	957
// 12年	609	452,025	53,518	505,543	742	88	830
// 13年	626	411,643	47,103	458,746	658	75	733
// 14年	655	359,954	42,744	402,698	550	56	616
// 15年	709	399,418	47,426	446,574	565	67	632
// 16年	742	396,100	49,198	445,298	534	66	600
// 17年	565	369,751	46,841	416,592	654	83	737
// 18年	550	391,855	49,010	440,865	712	89	801
// 19年	550	386,346	44,828	431,174	702	82	784
// 21年	616	501,952	108,468	610,420	805	176	981
// 22年	1,081	1,140,910	206,153	1,347,063	1,055	191	1,246
// 23年	1,197	1,710,233	232,510	1,942,743	1,249	104	1,623
// 24年	1,524	1,915,510	202,644	2,118,154	2,257	133	1,390
// 25年	1,455	1,969,889	200,746	2,170,635	1,354	138	1,492
// 26年	1,502	2,123,941人	234,363人	2,358,304人	1,414人	156人	1,970人
// 27年	1,570	1,847,889//	220,286//	2,068,125//	1,177//	140//	1,317//
// 28年	1,570	2,169,943//	197,955//	2,367,898//	1,382//	126//	1,508//
// 29年	1,570	2,810,067//	200,953//	3,011,623//	1,790//	128//	1,918//
// 30年	1,570	3,197,565//	303,336//	3,500,901//	2,037//	193//	2,230//
// 31年	1,570	3,063,731//	432,841//	3,496,572//	1,951//	276//	2,227//
// 32年	1,570	3,456,349//	469,293//	3,925,642//	2,201//	299//	2,500//
// 33年	1,570	3,568,252//	439,698//	4,007,950//	2,273//	280//	2,553//
// 34年	1,604	3,725,284//	452,642//	4,177,926//	23,22//	282//	2,604//

- (注) 本表の検察事件総数は、捜査事務については第一審捜査事件、公判事務については第一審及び控訴審における公判事件（即決裁判を含む）について計上した。

(6) 被 疑 者 受 理 人

年 度	総 数	刑				
		総 数	放 火	賭 博 富 籤	瀆 職	殺 人
昭和7年~11年平均	685,124	524,142	1,714	90,942	3,214	2,718
// 12年~16年平均	554,285	391,529	971	91,353	2,776	1,815
// 17 年	508,465	296,393	1,269	79,280	4,274	1,284
// 18 年	509,995	308,314	443	99,473	7,953	1,195
// 21 年	691,850	448,374	430	61,061	2,974	2,439
// 22 年	1,364,076	502,870	481	110,553	3,718	2,621
// 23 年	1,927,494	657,533	632	95,928	7,194	3,928
// 24 年	2,091,210 (1,658,248)	676,551 (594,739)	976 (880)	61,191 (53,250)	10,963 (9,852)	3,645 (3,246)
// 25 年	1,988,141 (1,631,868)	731,158 (639,861)	1,236 (1,086)	46,166 (38,258)	9,849 (8,715)	3,826 (3,341)
// 26 年	2,051,029 (1,655,182)	737,413 (637,420)	1,265 (1,078)	32,785 (28,073)	6,857 (6,136)	3,801 (3,262)
// 27 年	1,783,814 (1,433,859)	693,577 (597,165)	1,404 (1,281)	21,502 (18,333)	6,155 (5,427)	3,590 (3,102)
// 28 年	2,103,612 (1,717,578)	665,246 (571,363)	1,373 (1,193)	16,908 (14,132)	5,170 (4,588)	3,681 (3,169)
// 29 年	2,707,996 (2,224,407)	671,853 (573,677)	1,270 (1,155)	13,896 (10,902)	5,034 (4,344)	3,821 (3,433)
// 30 年	3,066,083 (2,503,995)	715,764 (605,396)	1,251 (1,143)	11,148 (8,917)	3,456 (2,906)	3,661 (3,190)
// 31 年	3,011,502 (2,444,098)	731,030 (609,240)	1,074 (987)	10,578 (8,614)	2,844 (2,385)	3,407 (2,904)
// 32 年	3,410,018 (2,736,364)	748,979 (614,633)	1,056 (953)	9,960 (8,065)	3,382 (2,977)	3,263 (2,849)
// 33 年	3,516,823 (2,727,237)	752,819 (616,496)	1,147 (1,064)	8,851 (7,444)	2,619 (2,270)	3,760 (3,299)
// 34 年	3,668,835 (2,801,216)	793,554 (623,470)	1,125 (1,057)	7,360 (5,875)	2,002 (1,727)	3,659 (3,251)

(注) 1. 括弧内の数は、新規事件(検察庁相互間の移送、家庭裁判所からの送致又は再起にかかる事件を除いたもの)。
 なお、昭和23年以前の分については、その資料がないので掲載できない。
 2. 昭和19年及び同20年の分については、本表に関する資料がない。(7)の表について同じ。
 3. 資料——昭和33年までの分は、検察(刑事)統計年報により、同34年分は法務統計月報の集計による。

員 の 累 年 比 較

法	犯							特別法犯 (準刑法犯 を含む)	
	傷 害	窃 盗	強 盗	詐 欺	恐 喝	横 領	贓物犯		その他
	39,753	131,262	1,393	105,718	8,995	52,818	5,571	79,984	160,942
	29,384	110,285	939	57,854	4,120	31,107	6,523	54,402	162,756
	18,858	97,053	621	28,920	2,870	17,677	6,970	37,317	212,072
	14,690	98,588	635	24,622	2,194	15,721	8,238	34,562	201,681
	14,424	261,806	12,039	24,980	7,733	15,777	16,684	28,027	243,476
	21,766	235,503	12,664	31,871	11,248	19,905	16,420	36,120	861,206
	40,828	319,399	14,753	50,734	17,556	26,439	27,314	52,828	1,269,961
	59,337 (48,763)	300,473 (262,954)	11,490 (10,679)	73,171 (65,610)	19,496 (18,253)	36,445 (33,259)	31,994 (29,785)	67,370 (58,219)	1,414,659 (1,063,509)
	82,216 (66,493)	289,067 (256,548)	9,484 (8,559)	101,674 (89,969)	23,050 (21,716)	49,689 (44,781)	27,649 (25,445)	87,252 (74,950)	1,256,983 (991,007)
	85,416 (68,748)	334,766 (296,479)	7,897 (6,693)	86,268 (73,847)	15,551 (14,217)	43,602 (37,270)	29,786 (26,475)	89,415 (75,142)	1,313,616 (1,017,762)
	93,978 (76,142)	292,557 (257,717)	6,844 (5,925)	87,470 (75,700)	14,616 (13,389)	41,900 (35,738)	24,739 (22,168)	98,822 (82,312)	1,090,237 (836,694)
	102,373 (84,413)	258,965 (229,077)	5,729 (5,076)	88,822 (76,363)	13,384 (12,108)	42,127 (35,988)	19,834 (17,541)	106,880 (87,715)	1,438,366 (1,146,215)
	115,983 (94,324)	253,193 (224,119)	6,080 (5,344)	82,552 (70,296)	16,259 (15,157)	37,875 (32,107)	15,231 (13,163)	120,659 (99,333)	2,036,143 (1,650,730)
	134,668 (108,778)	268,617 (236,631)	6,702 (5,912)	79,605 (66,996)	19,366 (17,892)	34,805 (29,337)	15,421 (13,126)	137,064 (110,568)	2,350,319 (1,898,599)
	145,165 (116,960)	268,665 (235,637)	6,350 (5,486)	59,160 (55,885)	21,648 (19,912)	31,187 (26,011)	14,651 (12,412)	156,301 (122,047)	2,280,472 (1,834,858)
	156,440 (123,225)	258,105 (224,899)	6,649 (5,649)	65,615 (53,101)	21,992 (20,170)	28,753 (23,907)	13,630 (11,344)	180,134 (137,494)	2,661,039 (2,121,731)
	170,159 (133,897)	227,366 (199,254)	7,175 (6,475)	60,441 (50,391)	28,585 (26,935)	24,774 (20,683)	10,707 (8,968)	207,235 (155,816)	2,764,004 (2,110,741)
	171,675 (132,692)	236,091 (202,186)	6,828 (5,985)	55,344 (44,397)	28,973 (27,198)	23,092 (18,847)	11,880 (9,761)	245,525 (170,494)	2,875,281 (2,177,746)

の)のみの被疑者数で、同一欄に掲記の数に対し内数である。

(7) 被 疑 者 起 訴 人

年 度	総 数	刑				
		総 数	放 火	賭 博	瀆 職	殺 人
昭 和 7 年	146,845	95,225	1,026	41,197	503	1,333
〃 8 年	178,493	108,928	1,000	50,390	799	1,338
〃 9 年	181,110	123,884	967	59,546	1,567	1,154
〃 10 年	187,084	123,702	895	60,700	1,580	1,113
〃 11 年	184,296	120,493	901	59,548	1,169	1,141
〃 12 年	178,224	110,318	561	54,008	670	995
〃 13 年	154,556	110,382	517	56,666	624	904
〃 14 年	149,408	106,044	377	58,834	504	810
〃 15 年	194,005	114,301	339	67,745	1,224	726
〃 16 年	197,836	119,646	308	75,759	1,923	661
〃 17 年	187,873	101,931	397	59,819	1,499	556
〃 18 年	215,458	120,847	238	77,347	3,200	526
〃 21 年	528,573	158,748	233	44,566	1,046	1,219
〃 22 年	486,092	194,462	219	66,639	1,401	1,175
〃 23 年	662,565	238,722	258	61,568	2,913	1,783
〃 24 年	548,337	184,455	348	34,029	2,413	1,523
〃 25 年	560,924	179,860	450	25,459	1,948	1,614
〃 26 年	572,030	165,781	436	17,059	1,418	1,663
〃 27 年	539,528	165,797	542	11,956	1,424	1,578
〃 28 年	709,619	163,383	468	8,876	1,297	1,639
〃 29 年	1,054,044	181,843	490	6,548	1,545	1,898
〃 30 年	1,356,185	211,807	538	4,921	958	1,939
〃 31 年	1,484,855	234,534	491	4,921	898	1,826
〃 32 年	1,754,072	242,250	458	4,694	1,142	1,623
〃 33 年	1,775,220	251,055	525	4,679	733	1,739
〃 34 年	1,807,158	260,530	509	3,826	526	1,781

注 資料——昭和33年までは検察（刑事）統計年報により、昭和34年は法務統計月報の集計によつた。

員 の 累 年 比 較

法		犯						特別法犯 (準刑法犯 を含む)
傷 害	窃 盗	強 盗	詐 欺	恐 喝	横 領	贓物犯	その他	
8,679	19,167	918	5,494	1,332	2,125	575	12,876	51,620
5,759	20,547	866	5,853	1,525	2,648	830	13,373	69,565
10,497	22,352	833	6,455	1,591	3,003	918	15,001	57,226
10,279	20,131	885	6,630	3,190	2,996	694	14,609	63,382
10,180	20,994	818	6,728	1,487	2,706	858	13,963	63,803
9,449	19,920	702	6,170	1,020	2,342	992	13,489	67,906
8,177	19,597	622	5,803	808	2,557	1,346	12,761	44,174
7,858	16,861	472	4,756	686	2,017	1,317	12,002	43,364
6,363	18,671	456	4,377	624	2,012	1,476	10,279	79,704
6,255	17,246	435	4,149	522	2,115	1,209	9,064	78,190
5,142	18,018	355	3,789	469	1,893	1,223	8,771	85,942
4,319	17,316	298	4,408	474	2,007	1,743	8,971	94,611
4,238	76,804	6,889	8,398	2,747	3,216	3,505	5,887	99,825
5,925	81,821	7,632	9,851	3,995	3,938	4,457	7,409	291,630
13,116	102,846	9,337	14,276	5,897	5,676	8,427	12,823	423,843
16,376	79,753	6,285	13,325	4,511	5,892	7,342	12,658	363,882
25,031	68,262	5,413	16,338	4,600	8,130	5,746	16,870	381,064
26,546	67,550	3,599	13,749	2,694	7,133	6,187	17,747	406,249
32,366	63,156	3,014	14,560	2,778	7,216	5,342	21,865	373,731
36,728	54,738	2,465	15,050	2,809	7,414	4,336	27,563	546,236
44,264	57,392	2,589	16,362	3,816	7,198	3,454	36,292	872,196
55,636	67,682	3,174	16,382	4,155	6,543	4,169	45,710	1,144,378
63,250	71,927	3,922	14,962	5,421	5,858	4,495	57,563	1,250,321
68,180	67,024	2,735	14,540	4,775	5,619	4,134	67,326	1,511,822
73,085	61,892	2,816	13,761	6,344	4,079	3,510	77,892	1,524,165
72,097	60,396	2,522	12,533	6,011	4,690	3,779	91,860	1,546,628

(8) 被疑者の受理及び

名 別	受 理 人						
	総人員	旧受	新 規 事 件				
			計	検察官認 知・直受	通常司法 警察員か ら	特別司 法警察 員から	
数	3,725,327	56,492	2,801,216	41,214	2,741,750	18,252	
数	831,125	37,571	623,470	13,443	605,998	4,029	
務執行妨害	3,338	398	2,674	330	2,301	43	
擾	564	-	2	2	-	-	
火	1,208	83	1,057	15	1,038	4	
火	9,469	581	7,801	55	7,687	59	
居侵入	10,096	679	7,932	242	7,669	21	
書偽造	6,901	1,623	4,378	1,128	3,139	111	
妻淫婚	11,127	247	10,012	59	9,950	3	
強制猥褻・ 強その他	4,261	229	2,787	17	2,768	2	
博・富籤	7,598	238	5,875	17	5,847	11	
職	職権濫用	703	184	460	426	33	1
	贈賄・収賄	1,681	198	1,267	221	1,017	29
人	3,952	293	3,251	250	2,991	10	
害	傷害致死	735	43	582	52	528	2
	その他	174,523	3,540	132,110	681	130,828	601
失傷害	188,146	10,159	114,667	217	114,281	169	
盜	238,655	2,564	202,186	1,037	199,669	1,480	
盜	強盜致死傷 ・強盜強姦	2,868	76	2,441	11	2,422	8
	その他	4,307	271	3,544	84	3,453	7
欺	64,203	8,859	44,397	4,048	40,143	206	
喝	29,787	814	27,198	166	27,000	32	
領	26,473	3,381	18,847	1,541	16,841	465	
物関係	12,181	301	9,761	80	9,641	40	
他の刑法犯	28,349	2,810	20,241	2,764	16,752	725	
数	10,381	322	7,887	84	7,794	9	
行為等処罰ニ関 スル法律	10,251	315	7,767	84	7,674	9	
罪ニ関スル件・ 器物取締罰則	130	7	120	-	120	-	

処理状況

(1) 全被疑者の罪名別 (1)

(昭和34年)

員	処 理 人 員																未処理 人員
	検察庁間 の移送	家庭裁判 所から	再起	総人員	起 訴				不 起 訴				中止	検察庁間 の移送	家庭裁判 所に送致	併合	
					計	公判請求	略式命令 請求	即決裁判 請求	計	起訴猶予	犯罪の 嫌疑なし	その他					
742,758	47,996	76,865	3,663,338	1,807,158	124,585	1,431,183	251,390	599,022	483,696	52,622	62,704	24,362	779,209	448,119	5,468	61,989	
129,470	9,491	31,123	794,669	260,530	109,340	151,190	-	242,694	173,956	36,453	32,285	11,398	136,516	142,068	1,463	35,538	
157	27	82	2,698	776	744	32	-	1,315	890	341	84	54	355	191	7	415	
-	-	562	562	-	-	-	-	561	-	-	561	-	1	-	-	2	
33	19	16	1,101	509	508	1	-	321	147	73	101	20	48	201	2	66	
816	13	258	8,702	2,925	26	2,900	-	4,556	3,388	858	310	107	842	272	-	767	
1,115	20	350	9,695	2,853	870	1,983	-	4,361	3,488	598	275	134	1,217	1,120	10	473	
542	5	353	5,439	837	814	23	-	3,529	1,455	1,609	465	289	637	182	15	1,385	
348	424	96	10,832	2,389	2,389	-	-	2,670	679	435	1,556	57	359	5,353	4	278	
1,117	24	104	4,060	1,524	329	1,195	-	889	740	73	76	36	1,236	366	9	192	
782	1	702	7,531	3,826	189	3,637	-	2,735	1,920	235	580	110	744	115	1	76	
54	-	5	503	2	2	-	-	415	8	304	103	7	55	-	24	210	
177	-	39	1,560	524	389	135	-	857	611	179	67	5	171	-	3	124	
204	150	53	3,267	1,781	1,781	-	-	778	196	294	288	75	272	360	1	266	
42	42	26	735	469	469	-	-	117	33	49	35	10	20	108	1	59	
3,322	798	4,754	172,508	71,628	7,805	63,823	-	38,642	34,964	2,269	1,409	3,280	33,859	24,923	176	3,466	
55,826	5,681	1,813	176,027	74,528	1,766	72,762	-	24,345	15,218	7,918	1,209	1,631	57,878	17,599	46	11,548	
21,444	1,420	11,041	235,857	60,396	60,396	-	-	82,049	67,475	3,370	11,204	1,236	23,731	67,772	673	2,493	
38	187	126	2,299	1,105	1,105	-	-	239	28	75	136	18	58	877	2	116	
124	157	211	3,846	1,417	1,417	-	-	654	153	278	223	35	171	1,562	7	175	
4,383	99	6,465	56,806	12,533	12,533	-	-	33,939	18,922	9,428	5,589	2,426	5,003	2,655	250	6,964	
828	309	638	28,600	6,011	6,011	-	-	6,920	5,138	1,287	497	228	1,293	14,098	56	660	
2,710	38	1,497	24,018	4,690	4,147	543	-	18,946	9,587	3,103	1,256	859	2,948	1,525	50	2,832	
1,232	20	867	11,978	3,779	3,779	-	-	5,452	4,216	433	803	124	1,311	1,259	53	383	
4,176	56	1,066	26,039	6,028	1,872	4,156	-	13,404	4,700	3,244	5,460	707	4,297	1,530	73	2,588	
1,958	58	156	9,925	2,558	870	1,688	-	2,049	1,447	518	84	104	2,055	3,147	12	308	
1,957	58	154	9,799	2,588	851	1,687	-	2,029	1,435	513	81	104	2,050	3,068	10	308	
1	-	2	126	20	19	1	-	20	12	5	3	-	5	79	2	-	

(8) 被疑者の受理及び処理状況

(イ) 全被疑者の

罪名別	受理人員									処起訴				
	総人員	旧受	新規事件				検察庁間の移送	家庭裁判所から	再起	総人員	起訴			
			計	検察官認知・直受	通常司法警察員から	特別司法警察員から					計	公判請求	略式命令請求	
総数	2,883,821	18,599	2,169,859	27,687	2,127,958	14,214	611,330	38,447	45,586	2,858,744	1,544,070	14,375	1,278,305	
特	火薬類取締法	1,504	31	1,022	13	991	19	363	-	88	1,432	660	39	621
別	銃砲刀剣類等所持取締法(令)	15,317	242	12,015	56	11,942	17	2,740	60	260	15,069	4,318	398	3,915
	売春防止法	26,429	685	18,602	25	18,574	2	6,949	28	165	25,932	9,632	2,740	6,892
	麻薬取締法	2,477	86	2,038	26	1,628	384	149	27	177	2,423	1,500	1,427	73
	覚せい剤取締法	1,331	10	364	2	362	-	143	1	813	1,292	264	162	102
	酒税法	9,820	221	7,702	7,174	414	114	1,323	6	568	9,522	2,780	213	2,567
法	たばこ専売法	4,276	104	2,935	657	2,232	46	677	-	560	3,940	772	85	687
	食糧管理法	30,677	194	15,284	301	14,389	594	3,534	17	11,648	30,480	4,981	423	4,558
	道路交通取締法・同法に基づく命令	2,552,242	12,626	1,940,701	1,207	1,939,429	65	538,142	38,184	22,589	2,534,064	1,446,018	690	1,193,938
犯	地方公共団体の条例	48	9	28	-	28	-	11	-	-	26	2	1	1
	公安 その他	4,021	117	2,100	28	1,903	173	1,026	3	775	3,991	1,381	111	1,270
	その他の特別法犯	235,679	4,274	167,068	18,202	136,066	12,800	56,273	121	7,943	280,573	71,767	8,086	63,681

- (注) 1. 罪名は、受理人員及び未処理人員については受理の時に、処起人員については処起の時に、おけるものによつた。
 2. 刑法犯の罪名区分は、刑法第2編の章別によつた。たとえば、公務執行妨害については、同法第95条から第96条の3までに規定された罪のすべてを含む。
 3. 罪名の区分中「強制猥褻・強姦」、「職務濫用」及び「強盗強姦」には、それぞれ致死又は致傷の罪を含む。
 4. 「特別司法警察員から」には、国税庁監察官又は鉄道公安職員から事件の送致があつたものを含む。
 5. 資料は法務統計月報の集計による。

罪名別(2)

(昭和34)

即決裁判請求	理人員							
	不起訴				中止	検察庁間の移送	家庭裁判所に送致	
	計	起訴猶予	犯罪の嫌疑なし	その他				
251,390	354,279	308,293	15,651	30,335	12,860	640,638	302,904	
-	328	217	51	60	50	368	26	
-	2,551	2,286	108	157	161	2,743	5,291	
-	7,872	7,589	260	23	159	7,075	1,160	
-	618	273	163	182	24	171	83	
-	844	236	22	586	16	156	11	
-	4,940	615	642	3,683	300	1,437	60	
-	2,123	843	17	1,263	71	830	140	
-	21,802	10,404	170	11,228	73	3,494	122	
251,390	218,558	206,209	5,123	7,226	9,827	564,257	291,967	3
-	18	9	2	2	-	11	-	
-	1,443	848	47	548	97	956	105	
-	98,187	78,764	9,046	5,377	2,082	59,140	3,939	

の受理及び処理状況

(イ) 全被疑者の

人 員					処 理			
件 官司法 員か	特別司法 警察員か ら	検察庁間 の移送	家庭裁判 所から	再起	総人員	起 訴		
						計	公判請求	略式命令 請求
127,958	14,214	611,330	38,447	45,586	2,858,744	1,544,070	14,375	1,278,305
991	19	363	-	88	1,432	660	39	621
11,942	17	2,740	60	260	15,069	4,318	398	3,915
18,574	2	6,949	28	165	25,932	9,632	2,740	6,892
1,628	384	149	27	177	2,423	1,500	1,427	73
362	-	143	1	813	1,292	264	162	102
414	114	1,323	6	568	9,522	2,780	213	2,567
2,232	46	677	-	560	3,940	772	85	687
14,389	594	3,534	17	11,648	30,480	4,981	423	4,558
939,429	65	538,142	38,184	22,589	2,534,064	1,446,018	690	1,193,938
28	-	11	-	-	26	2	1	1
1,903	173	1,026	3	775	3,991	1,381	111	1,270
136,066	12,800	56,273	121	7,943	280,573	71,767	8,086	63,681

凡理人員については処理の時に於けるものによつた。
 こつては、同法第95条から第96条の3までに規定された罪のすべてを含む。
 ぞれ致死又は致傷の罪を含む。
 又があつたものを含む。

罪名別(2)

(昭和34年)

即決裁判 請求	理 人 員								未処理 人員
	不 起 訴				中 止	検察庁間 の移送	家庭裁判 所に送致	併 合	
	計	起訴猶予	犯罪の嫌疑なし	その他					
251,390	354,279	308,293	15,651	30,335	12,860	640,638	302,904	3,993	26,143
-	328	217	51	60	50	368	26	-	55
-	2,551	2,286	108	157	161	2,743	5,291	10	267
-	7,872	7,589	260	23	159	7,075	1,160	34	466
-	618	273	163	182	24	171	83	27	62
-	844	236	22	586	16	156	11	1	33
-	4,940	615	642	3,683	300	1,437	60	5	300
-	2,123	843	17	1,263	71	830	140	4	361
-	21,802	10,404	170	11,228	73	3,494	122	8	205
251,390	218,558	206,209	5,123	7,226	9,827	564,257	291,967	3,437	18,895
-	18	9	2	2	-	11	-	-	25
-	1,443	848	47	548	97	956	105	9	72
-	98,187	78,764	9,046	5,377	2,082	59,140	3,939	458	5,402

(8) 被疑者の受理及び

検察庁の管内別	受理人員			処起			
	総人員	旧受	新受	総人員	起訴		
					計	公判請求	略式命令請求
総数	3,725,327	56,492	3,668,835	3,663,338	1,807,158	124,585	1,431,183
東京高検管内	1,479,296	33,532	1,445,764	1,442,288	715,448	39,409	555,914
高検	38	2	36	38	-	-	-
東京(地)	671,505	18,993	652,512	652,261	346,971	17,774	209,072
横浜	225,155	6,764	218,391	214,029	91,717	5,975	85,742
浦和	102,827	1,384	101,443	102,008	46,172	2,233	43,939
千葉	79,067	802	78,265	78,509	35,940	1,975	33,965
水戸	62,058	321	61,737	61,506	30,219	1,581	28,638
宇都宮	57,267	1,239	56,028	56,435	23,321	1,403	21,918
前橋	61,421	350	61,071	60,683	30,692	1,886	28,806
静岡	93,332	2,983	90,349	90,572	48,659	2,921	45,738
甲府	25,582	109	25,473	25,505	11,041	792	10,249
長野	48,352	384	47,968	48,180	23,242	1,296	21,946
新潟	52,692	201	52,491	52,562	27,474	1,573	25,901
大阪高検管内	710,733	11,292	699,441	698,961	335,066	22,603	307,916
大阪	333,660	8,256	325,404	325,992	161,669	10,583	146,539
京都	98,464	601	97,863	98,076	45,624	3,122	42,502
神戸	172,226	2,072	170,154	169,210	76,084	6,549	69,535
奈良	27,889	150	27,739	27,478	11,512	608	10,909
大津	24,192	41	24,151	24,100	11,458	670	10,788
和歌山	54,302	172	54,130	54,105	28,719	1,076	27,643
名古屋高検管内	363,118	2,203	360,915	360,618	198,909	9,951	111,863
名古屋	198,811	1,654	197,157	196,885	110,960	5,403	58,824
津	49,356	275	49,081	49,080	20,538	1,257	19,281
岐阜	38,556	58	38,498	38,509	21,377	1,175	8,313
福井	18,641	52	18,589	18,558	10,922	559	3,158
金沢	29,808	22	29,786	29,753	17,302	634	11,315
富山	27,946	142	27,804	27,833	17,810	923	9,972
広島高検管内	265,111	877	264,234	264,252	127,967	9,361	118,606
広島	122,901	545	122,356	122,260	58,804	2,768	56,036
山口	50,747	129	50,618	50,676	26,582	3,178	23,404
岡山	58,114	150	57,964	57,986	26,855	2,235	24,620
鳥取	15,567	24	15,543	15,563	7,735	701	7,034
松江	17,782	29	17,753	17,767	7,991	479	7,512

処理状況 (甲) 全被疑者の検察庁管内別 (1) (昭和34年)

即決裁判請求	受理人員							未処理人員		
	計	不起訴	起訴猶予	犯罪の嫌疑なし	その他	中止	併合			
							検察庁間の移送		家庭裁判所に送致	併合
251,369	599,022	483,696	52,622	62,704	24,362	779,209	448,119	5,468	61,989	
120,125	204,444	155,839	18,934	29,671	6,549	355,822	159,431	594	37,008	
-	20	-	2	18	-	18	-	-	-	
120,125	106,803	71,867	9,452	25,484	2,939	120,531	74,823	194	19,244	
-	23,410	20,194	1,937	1,279	988	77,774	20,139	1	11,126	
-	9,841	8,497	970	374	407	34,478	11,027	83	819	
-	10,731	8,637	1,506	588	531	23,418	7,889	-	558	
-	7,651	5,986	1,268	397	415	16,112	7,056	53	552	
-	8,156	6,863	1,029	264	339	18,943	5,525	151	832	
-	7,111	6,232	672	207	83	15,633	7,153	11	738	
-	9,661	8,881	580	200	105	20,002	12,095	50	2,760	
-	4,372	8,724	428	200	77	5,871	4,144	-	77	
-	9,018	8,109	504	405	352	10,950	4,610	8	172	
-	7,670	6,849	586	235	313	12,092	4,970	43	130	
4,547	119,172	94,188	6,520	18,464	3,858	141,077	98,602	1,186	11,772	
4,547	48,961	44,820	2,893	1,248	1,852	59,526	53,337	647	7,668	
-	20,339	18,599	782	958	302	17,687	14,123	1	388	
-	35,405	18,530	1,279	15,596	854	35,883	20,672	312	3,016	
-	3,357	2,465	697	195	198	9,243	3,164	4	411	
-	2,279	1,680	477	122	126	8,550	1,687	-	92	
-	8,831	8,094	392	345	526	10,188	5,619	222	197	
77,095	34,061	29,604	3,259	1,198	1,777	82,539	43,281	51	2,500	
46,733	15,248	13,378	1,257	613	1,019	42,219	27,431	8	1,926	
-	8,242	7,331	739	172	266	15,924	4,083	27	276	
10,889	3,190	2,808	263	119	177	10,009	3,748	8	47	
7,205	2,537	2,053	355	129	41	2,865	2,193	-	83	
5,353	3,063	2,712	268	83	107	6,094	3,182	5	55	
6,915	1,781	1,322	377	82	167	5,428	2,644	3	113	
-	45,906	40,270	3,058	2,578	2,051	53,736	31,905	2,687	859	
-	22,650	20,071	1,059	1,520	1,041	22,688	14,718	2,359	641	
-	6,181	4,556	1,093	532	593	11,222	5,970	128	71	
-	9,975	9,219	449	307	279	12,198	8,479	200	128	
-	3,062	2,699	254	109	61	3,397	1,308	-	4	
-	4,038	3,725	203	110	77	4,231	1,430	-	15	

(8) 被疑者の受理及び

検察庁の管内別	受理人員			総人員	処起			訴
	総人員	旧受	新受		計	公判請求	略式命令 請求	
福岡管内	福岡	203,698	2,870	200,828	200,945	91,157	9,541	75,325
	佐賀	27,862	117	27,745	27,612	11,653	1,330	10,323
	長崎	42,889	339	42,550	41,721	20,332	3,015	16,024
	大分	30,822	354	30,468	30,268	14,027	1,481	12,546
	熊本	53,825	446	53,379	53,546	21,226	2,687	18,539
	鹿児島	32,726	291	32,435	32,312	15,315	1,774	11,706
宮崎	21,645	177	21,468	21,347	10,599	2,320	6,691	
仙台管内	総数	208,709	1,144	207,565	207,854	110,630	8,799	89,155
高検	5	1	4	5	-	-	-	-
仙台(地)	50,133	230	49,908	49,874	28,921	1,696	23,381	
福島	40,307	519	39,788	40,025	20,248	2,054	18,194	
山形	31,356	134	31,222	31,253	16,526	1,227	11,875	
盛岡	27,336	21	27,315	27,331	11,590	1,055	10,535	
秋田	32,169	173	31,996	32,163	18,910	1,059	12,443	
青森	27,398	66	27,332	27,203	14,435	1,708	12,727	
札幌管内	総数	171,523	1,433	170,090	169,288	82,713	7,251	52,407
札幌	88,255	1,050	87,205	87,470	42,257	3,433	28,278	
函館	21,185	245	20,940	20,173	7,491	908	5,947	
旭川	29,660	67	29,593	29,544	17,078	1,684	8,059	
釧路	32,423	71	32,352	32,101	15,887	1,226	10,123	
高松管内	総数	113,370	1,417	111,953	112,326	52,116	5,063	44,168
高松	30,310	128	30,182	30,197	13,652	1,343	12,309	
徳島	25,765	73	25,692	25,673	12,816	871	9,060	
高知	17,810	672	17,138	17,542	7,747	1,168	6,579	
松山	39,485	544	38,941	38,914	17,901	1,681	16,220	

(注) 1. 検察庁の管内別の項の各欄中「東京」等の表示は、「東京地方検察庁管内」等の略記である。
2. 資料は、法務統計月報の集計による。

処理状況 (ロ) 全被疑者の検察庁管内別 (2)

即決 裁判請求	理人						中止	検察庁間 の移送	家庭裁判 所に送致	併合	未処理 人員
	計	起訴			その他						
		不 起訴	猶予	犯罪の 嫌疑なし							
11,007	87,249	72,152	8,676	6,421	5,467	75,683	54,975	68	5,716		
6,291	44,619	39,069	3,006	2,544	2,759	34,136	28,253	21	2,753		
-	4,423	3,902	381	140	60	8,089	3,386	1	250		
1,293	7,448	5,090	1,370	988	334	7,387	6,194	26	1,168		
-	6,531	4,287	1,176	1,068	258	6,282	3,160	10	554		
-	13,754	11,925	1,167	662	1,046	11,258	6,258	4	279		
1,835	6,612	5,054	1,020	538	422	4,872	5,087	4	414		
1,588	3,862	2,825	556	481	588	3,659	2,637	2	298		
12,676	44,538	37,303	5,753	1,482	2,371	28,731	20,904	680	855		
-	-	-	-	-	-	5	-	-	-		
3,844	8,406	7,392	744	270	544	7,419	4,540	44	264		
-	8,803	7,631	852	320	536	5,813	4,418	207	282		
3,424	6,344	5,792	417	135	146	5,422	2,781	34	103		
-	8,975	6,433	2,248	294	344	3,175	2,978	269	5		
5,408	6,796	6,147	473	176	257	2,955	3,202	43	6		
-	5,214	3,908	1,019	286	544	3,942	2,985	83	195		
23,055	40,695	34,901	3,897	1,897	1,495	19,095	25,108	182	2,235		
10,546	22,376	18,882	2,382	1,112	1,012	9,465	12,325	35	785		
636	6,002	5,395	409	198	192	2,515	3,855	118	1,012		
7,335	4,797	4,101	364	332	67	3,939	3,652	11	116		
4,538	7,520	6,523	742	255	224	3,176	5,276	18	322		
2,885	22,957	19,439	2,525	993	794	22,526	13,913	20	1,044		
-	7,733	6,907	509	317	78	5,000	3,717	17	113		
2,885	4,427	3,878	435	114	205	6,104	2,121	-	92		
-	3,762	2,880	765	167	166	3,313	2,554	-	268		
-	7,035	5,824	816	395	345	8,109	5,521	3	571		

(8) 被疑者の受理及び処理状況

罪名別	受理					
	総人員	旧受	新受			
			計	新規事件	検察庁間の移送	家庭裁判所から送致
総数	101,574	3,145	98,429	72,632	18,543	1,013
刑罰執行妨害	31,474	1,353	30,121	24,144	4,227	520
放火	164	8	156	187	6	3
居住侵入	42	2	40	38	1	1
文書偽造	314	31	283	222	26	3
強姦・強姦・強姦	203	58	145	109	16	1
強姦・強姦・強姦	340	6	334	299	10	21
強姦・強姦・強姦	81	-	81	59	18	3
賭博	471	17	454	365	57	-
殺人	152	6	146	130	4	10
傷害	47	2	45	34	7	3
窃盗	9,493	304	9,189	6,957	1,702	79
強盗	9,206	112	9,094	7,738	896	168
強盗致死傷	183	5	178	137	1	28
強盗強姦	198	4	194	153	9	11
詐欺	1,313	181	1,132	955	72	7
恐嚇	1,485	60	1,425	1,346	34	30
横領	390	54	336	264	45	2
赃物の刑罰	1,725	41	1,684	1,394	188	8
その他	5,667	462	5,205	3,807	1,135	142
準刑法犯	515	6	509	405	85	3
銃砲刀剣類所持取締法	2	-	2	2	-	-
爆発物取締罰則	1	-	1	1	-	-
暴力行為等処罰ニ関スル法律	512	6	506	402	85	3
特別法犯	69,585	1,786	67,799	48,083	14,231	490
銃砲刀剣類所持取締法	64	1	63	41	21	-
銃砲刀剣類所持取締法	343	9	334	248	67	6
銃砲刀剣類所持取締法	393	15	378	338	9	9
麻薬取締法	141	5	136	51	15	1
覚せい剤取締法	31	2	29	29	-	-
酒税	2,833	104	2,729	1,873	677	4
たばこ専売法	610	35	575	420	69	1
たばこ専売法	1,627	67	1,560	1,169	307	-
外国為替及び外国貿易管理法	250	51	199	141	52	-
食糧管理法	785	13	772	361	202	3
外国人登録令	18,985	524	18,461	11,707	3,295	21
出入国管理法	1,253	22	1,231	911	274	35
道路交通取締法・同法に基づく命令	39,018	799	38,219	28,480	8,589	402
その他の特別法犯	3,252	139	3,113	2,314	654	8

- (注) 1. この調査は、第(8)表の(イ)全被疑者の罪名別の表に掲載された被疑者中外国人被疑者のみにつ
 2. 「新規事件」には、検察官の認知又は直受事件及び司法警察職員から送致された事件が一括して計
 3. 銃砲刀剣類所持取締法には、銃砲刀剣類所持取締令を含む。
 4. 資料は、法務統計月報の集計による。

(ハ) 外国人被疑者の罪名別 (1)

(昭和34年)

再起	人員									
	新規事件の被疑者の国籍									
	朝鮮	中国	アメリカ	イギリス	カナダ	オーストラリア	フランス	フィリピン	ソ連	その他
6,241	66,018	1,895	3,993	73	44	36	47	65	15	446
1,230	22,121	350	1,588	13	3	4	1	4	8	52
10	126	2	5	-	-	-	-	-	-	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	27	1	10	-	-	-	-	-	-	-
32	205	8	9	-	-	-	-	-	-	-
19	98	11	-	-	-	-	-	-	-	-
4	259	5	34	-	-	-	-	-	-	1
1	57	1	1	-	-	-	-	-	-	-
32	351	10	4	-	-	-	-	-	-	-
2	122	2	2	-	-	-	-	-	-	4
1	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-
451	6,528	80	333	2	-	1	-	2	-	11
292	7,501	109	110	1	1	-	-	1	3	12
12	107	1	26	1	-	-	-	-	-	2
21	138	1	14	-	-	-	-	-	-	-
98	869	31	50	-	-	-	-	-	4	1
15	1,333	10	2	-	-	-	-	1	-	-
25	256	5	1	-	-	2	-	-	-	-
94	1,375	17	2	-	-	-	-	-	-	-
121	2,735	56	985	9	2	1	1	-	1	17
16	392	7	4	1	-	-	-	-	-	1
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	389	7	4	1	-	-	-	-	-	1
4,995	43,505	1,538	2,401	59	41	32	46	61	7	393
1	37	-	3	-	-	-	-	-	-	1
13	210	5	31	-	-	-	-	-	-	2
22	229	96	11	-	-	-	-	-	-	2
69	50	1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	25	4	-	-	-	-	-	-	-	-
175	1,856	5	-	-	-	-	-	-	-	12
85	335	45	31	2	-	1	-	2	-	4
84	1,155	8	3	-	-	-	-	-	1	2
6	107	12	12	3	-	-	-	-	-	7
206	357	4	-	-	-	-	-	-	-	-
3,438	10,333	529	401	32	26	25	36	54	5	266
11	849	45	7	2	-	-	-	-	1	7
748	25,817	683	1,841	20	15	6	10	4	-	84
137	2,145	101	61	-	-	-	-	1	-	6

いて行なつたものである。
 上されている。

(8) 被疑者の受理及び処理状況

罪 名 別	処 理					
	総 人 員	起 訴	不			
			計	起訴猶予		
総 数	97,572	38,827	25,670	20,143		
刑 法 犯	総務執行妨害	30,233	9,840	8,822	6,485	
	公務放住	138	37	65	43	
	居書侵入	298	23	11	3	
	文書偽造	171	70	151	93	
	強姦・強姦の他	328	38	104	41	
	強姦・強姦の他	78	70	81	22	
	強姦・強姦の他	464	23	8	5	
	強姦・強姦の他	129	249	132	82	
	強姦・強姦の他	51	75	17	5	
	強姦・強姦の他	9,277	33	3	1	
	強姦・強姦の他	9,075	3,717	2,361	2,012	
	強姦・強姦の他	164	2,484	2,355	1,940	
	強姦・強姦の他	179	51	28	2	
	強姦・強姦の他	1,160	42	43	12	
	準刑法犯	詐欺	1,446	239	672	416
強姦		1,446	262	242	174	
強姦		341	70	178	104	
強姦		1,657	685	626	467	
強姦		5,238	1,672	1,745	1,063	
強姦		502	122	89	54	
強姦		2	-	-	-	
強姦		1	-	-	-	
強姦		499	122	89	54	
特 別 法 犯		総火薬類取締法	66,837	28,865	16,759	13,606
		銃砲刀剣類所持等取締法	62	27	15	13
		銃砲刀剣類所持等取締法	330	90	62	49
		銃砲刀剣類所持等取締法	382	258	86	30
		銃砲刀剣類所持等取締法	131	45	66	20
		銃砲刀剣類所持等取締法	31	13	16	13
	銃砲刀剣類所持等取締法	2,696	1,222	536	61	
	銃砲刀剣類所持等取締法	567	195	271	51	
	銃砲刀剣類所持等取締法	1,388	314	687	336	
	銃砲刀剣類所持等取締法	228	71	101	86	
	銃砲刀剣類所持等取締法	775	251	290	93	
	銃砲刀剣類所持等取締法	17,717	3,346	8,594	7,758	
	銃砲刀剣類所持等取締法	1,237	580	137	93	
	銃砲刀剣類所持等取締法	38,147	21,080	5,027	4,312	
	銃砲刀剣類所持等取締法	3,146	1,373	871	691	

(1) 外国人被疑者の罪名別 (2)

(昭和34年)

起 訴	人 員					未 処 理 人 員	
	犯罪の嫌疑なし	その他	中 止	検察庁間の移送	家庭裁判所に送致		併 合
1,921	3,604	1,776	19,056	11,986	257	4,002	
1,143	1,194	538	4,663	6,302	68	1,212	
11	11	6	18	12	-	26	
-	-	-	-	-	-	-	
3	5	2	1	2	-	2	
22	36	5	27	45	-	16	
29	34	7	10	11	1	35	
18	41	2	7	168	-	10	
1	2	-	22	25	-	2	
26	24	14	64	5	-	6	
4	8	-	2	35	-	8	
2	-	4	3	8	-	-	
174	175	218	1,783	1,183	15	249	
182	233	70	1,028	3,107	31	125	
12	14	4	2	79	-	4	
8	23	2	11	81	-	8	
182	74	64	96	81	8	139	
59	9	4	51	885	2	20	
53	21	13	47	32	1	57	
85	74	19	214	106	7	75	
272	410	104	1,277	437	3	430	
17	18	6	94	190	1	17	
-	-	-	-	2	-	-	
-	-	-	1	-	-	-	
17	18	6	93	188	1	17	
761	2,392	1,232	14,299	5,494	188	2,773	
-	2	3	16	1	-	1	
4	9	2	72	104	-	11	
34	22	8	5	14	11	10	
4	42	4	14	2	-	9	
2	1	1	-	1	-	-	
176	299	129	780	29	-	131	
14	206	25	64	2	10	47	
7	344	10	354	22	1	238	
8	7	3	48	4	1	18	
4	193	6	216	11	1	12	
152	684	634	3,418	1,709	16	1,264	
32	12	7	312	200	1	32	
236	479	329	8,293	3,297	121	868	
88	92	71	707	98	26	132	

(8) 被疑者の受理及び処理状況

罪 名 別	受 理 人						
	総 人 員	旧 受	新 受				家 庭 裁 少年法第 20条によ るもの
			計	新規事件	検察庁間 の移送		
総 数	621,361	2,151	619,210	457,946	112,909	44,484	
刑	公務執行妨害	166,393	1,154	165,239	143,397	12,374	8,427
	放火	239	2	237	203	7	26
	居住侵入	230	4	226	197	10	18
	文書偽造	1,243	9	1,234	1,154	58	11
	強姦	207	7	200	181	13	1
	強姦・強姦 強姦・強姦 強姦・強姦	5,905	27	5,878	5,296	155	394
	強姦・強姦 強姦・強姦 強姦・強姦	462	2	460	417	22	20
	博・富籤人	124	4	120	117	2	-
	賭博	574	11	563	388	29	146
	傷害	186	1	185	117	27	39
法	窃盗	27,760	136	27,624	25,261	1,562	592
	強盗	73,583	246	73,337	68,220	3,703	1,140
	強盗致死傷・強盗致死傷	1,200	11	1,189	987	14	185
	強盗致死傷・強盗致死傷	1,827	36	1,791	1,584	51	148
	詐欺	3,031	15	3,016	2,723	190	64
	恐喝	14,946	98	14,848	41,187	355	266
	横領	1,670	9	1,661	1,525	101	22
	贓物関係	1,396	9	1,387	1,297	62	18
	その他の刑法犯	31,810	527	31,283	19,543	6,013	5,337
	準刑法犯	総暴力行為等処罰ニ関スル法律	3,432	11	3,421	3,161	203
決闘罪ニ関スル件		3,353	11	3,342	3,082	203	44
爆発物取締罰則		78	-	78	78	-	-
特別法犯	銃砲刀剣類所持取締法	451,536	986	450,550	311,388	100,332	36,013
	銃砲刀剣類所持取締法	38	-	38	30	7	1
	銃砲刀剣類所持取締法	5,721	17	5,704	5,346	301	34
	麻薬取締法	117	-	117	86	4	26
	覚せい剤取締法	14	-	14	13	-	1
	食糧管理法	175	1	174	127	32	14
	道路交通取締法・同法に基づく命令	439,334	938	438,396	300,323	99,517	35,808
その他の特別法犯	6,137	30	6,107	5,463	471	129	
性別	男	610,028	2,094	607,934	447,561	112,176	44,395
	女	11,333	57	11,276	10,385	733	89

- (注) 1. この調査は、第(8)表の(イ)全被疑者の罪名別の表に掲載された被疑者中少年被疑者のみについで行なつたものである。
 2. 「新規事件」には、検察官の認知又は直受事件及び司法警察職員から送致された事件が一括して計上されている。
 3. 銃砲刀剣類所持取締法には、銃砲刀剣類所持取締令を含む。
 4. 「14歳台」とは、満14歳から15歳未満のものをいう。「15歳台」等についてもこの例による。
 5. 資料は、法務統計月報の集計による。

(ニ) 少年被疑者の罪名別(1)

(昭和34年)

員	新規事件受理の年齢別									
	判所から送致	再 起	18 歳 未 満					18 歳 以 上		
			計	14歳台	15歳台	16歳台	17歳台	計	18歳台	19歳台
その他	3,578	293	231,658	19,013	42,865	72,112	97,668	226,288	112,633	113,655
再 起	952	89	83,653	14,011	20,734	20,940	27,968	59,744	29,893	29,851
判所から送致	1	-	57	-	9	13	35	146	55	91
再 起	1	-	129	17	31	37	44	68	35	33
判所から送致	10	1	664	88	152	170	254	490	240	250
再 起	5	-	87	4	17	31	35	94	40	54
判所から送致	28	5	3,152	343	653	962	1,294	2,144	1,199	945
再 起	1	-	160	9	20	46	85	257	150	107
判所から送致	1	-	53	4	13	10	26	64	32	32
再 起	-	-	149	5	22	35	87	239	105	134
判所から送致	2	-	40	2	6	8	24	77	51	26
再 起	197	12	12,602	1,195	2,795	3,452	5,160	12,659	6,109	6,550
判所から送致	245	29	46,546	11,141	13,607	10,189	11,609	21,674	11,203	10,471
再 起	3	-	498	39	70	145	244	489	251	238
判所から送致	7	1	821	59	134	247	381	763	405	358
再 起	29	10	1,136	86	187	308	555	1,587	671	916
判所から送致	38	2	9,027	780	2,140	2,820	3,287	5,160	2,888	2,272
再 起	12	1	726	60	138	201	327	799	393	406
判所から送致	10	-	740	118	175	175	272	557	247	310
再 起	362	28	7,066	161	565	2,091	4,249	12,477	5,819	6,658
判所から送致	13	-	1,868	187	488	476	717	1,293	724	569
再 起	13	-	1,819	183	479	468	689	1,263	704	559
判所から送致	-	-	49	4	9	8	28	29	20	9
再 起	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
判所から送致	2,613	204	146,137	4,815	21,643	50,696	68,983	165,251	82,016	83,235
再 起	-	-	15	2	2	5	6	15	7	8
判所から送致	22	1	3,357	308	701	1,010	1,338	1,989	1,167	822
再 起	-	1	13	-	-	5	8	73	32	41
判所から送致	-	-	4	-	-	1	3	9	3	6
再 起	1	-	39	-	2	6	31	88	38	50
判所から送致	2,561	187	140,115	4,166	20,401	48,928	66,620	160,208	79,405	80,803
再 起	29	15	2,594	339	537	741	977	2,869	1,364	1,505
判所から送致	3,522	280	226,058	18,195	41,643	70,536	95,684	221,503	110,246	111,257
再 起	56	13	5,600	818	1,222	1,576	1,984	4,785	2,387	2,398

て行なつたものである。
 計上されている。

(8) 被疑者の受理及び処理状況

罪名別	総人員	処 理					不 計
		起 計	起 訴			不 計	
			18 歳 未 満	20 歳 未 満	20 歳 以 上		
総 数	618,371	41,289	10,219	29,263	1,807	1,661	
刑 罰 法 犯	164,725	7,434	1,439	5,532	463	1,113	
公務執行妨害	232	18	1	16	1	10	
放火	230	16	3	12	1	1	
侵入	1,228	10	-	8	2	23	
文書偽造	202	2	-	1	1	3	
強姦	5,899	393	94	280	19	54	
強姦(強姦)	449	20	6	14	-	3	
強姦(強姦)	120	1	1	-	-	4	
強姦(強姦)	536	154	42	108	4	7	
強姦(強姦)	192	68	11	56	1	2	
強姦(強姦)	27,635	732	91	559	82	231	
強姦(強姦)	73,182	1,079	122	891	66	316	
強姦(強姦)	1,103	178	40	135	3	13	
強姦(強姦)	1,775	163	14	141	8	7	
強姦(強姦)	3,014	45	5	32	8	66	
強姦(強姦)	14,865	264	31	211	22	73	
強姦(強姦)	1,671	14	-	9	5	21	
強姦(強姦)	1,389	17	4	13	-	24	
強姦(強姦)	31,003	4,260	974	3,046	240	255	
準刑法犯	3,404	34	2	29	3	36	
暴力行為等処罰ニ関スル法律	3,325	34	2	29	3	36	
決闘罪ニ関スル件	78	-	-	-	-	-	
爆発物取締罰則	1	-	-	-	-	-	
特別法犯	450,242	33,821	8,778	23,702	1,341	512	
銃砲刀剣類所持取締法	36	1	-	1	-	2	
銃砲刀剣類所持取締法	5,664	24	3	16	5	27	
銃砲刀剣類所持取締法	114	25	2	23	-	2	
銃砲刀剣類所持取締法	13	-	-	-	-	-	
銃砲刀剣類所持取締法	173	14	1	10	3	2	
銃砲刀剣類所持取締法・同法	438,134	33,626	8,743	23,558	1,325	385	
銃砲刀剣類所持取締法	6,108	131	29	94	8	94	
性別							
男	607,105	41,210	10,208	29,202	1,800	1,571	
女	11,266	79	11	61	7	90	

(注) 1. 起訴、不起訴及び中止の各欄における年齢の区分は、処理時における被疑者の年齢を基礎としたものである。
 2. 銃砲刀剣類所持取締法には、銃砲刀剣等所持取締令を含む。
 3. 資料は、法務統計月報の集計による。

(二) 少年被疑者の罪名別 (2)

(昭和34年)

起 訴	人 員					未処理 人員		
	起 訴		中 止				併 合	
	20 歳 未 満	20 歳 以 上	計	20 歳 未 満	20 歳 以 上			
862	799	603	523	80	126,011	448,119	688	2,990
613	500	175	141	34	13,844	142,067	92	1,640
7	3	-	-	-	14	190	-	7
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	12	201	-	-
11	12	-	-	-	72	1,123	-	3
1	2	2	2	-	15	180	-	5
38	16	3	1	2	144	5,303	2	39
1	2	-	-	-	24	402	-	5
2	2	-	-	-	-	115	-	1
6	1	-	-	-	19	356	-	12
2	-	-	-	-	9	113	-	4
127	104	32	23	9	1,601	25,033	6	208
131	185	22	15	7	3,933	67,772	60	395
11	2	1	1	-	11	900	-	34
6	1	1	1	-	73	1,530	1	17
26	40	7	4	3	238	2,655	3	11
43	30	3	2	1	387	4,119	19	92
7	14	3	2	1	107	1,526	-	5
15	9	-	-	-	66	1,281	1	16
179	76	101	90	11	7,119	19,268	-	786
19	17	-	-	-	195	3,138	1	20
19	17	-	-	-	195	3,059	1	20
-	-	-	-	-	-	78	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-
230	282	428	382	46	111,972	302,914	595	1,330
2	-	-	-	-	7	26	-	2
11	16	-	-	-	321	5,290	2	53
2	-	-	-	-	4	83	-	1
-	-	-	-	-	1	12	-	-
1	1	-	-	-	39	118	-	-
180	205	403	358	45	111,126	292,002	592	1,233
34	60	25	24	1	474	5,383	1	40
825	746	589	510	79	125,087	437,963	685	2,929
37	53	14	13	1	924	10,156	3	61

のである。